特215
704

愛媛縣勢要覽

昭和八年

0032766000

0032766-000

特２１５－７０４

愛媛県勢要覧

愛媛県知事官房統計課

昭和８年

昭和８

AFB

特215
704

凡例

一、本書は本縣の現勢を統計上より觀て如何なる狀態にあるか又如何に推移せるかを表示するを本旨とす。

一、本書は前及前最近の事實に據る、而して主要事項に就ては全國又は四國四縣の比較を列記し本縣の現勢地位を一層明かにするに努めたり。

一、本書は史蹟名勝天然記念物等其の主なるものを集錄したり。

愛媛縣知事官房

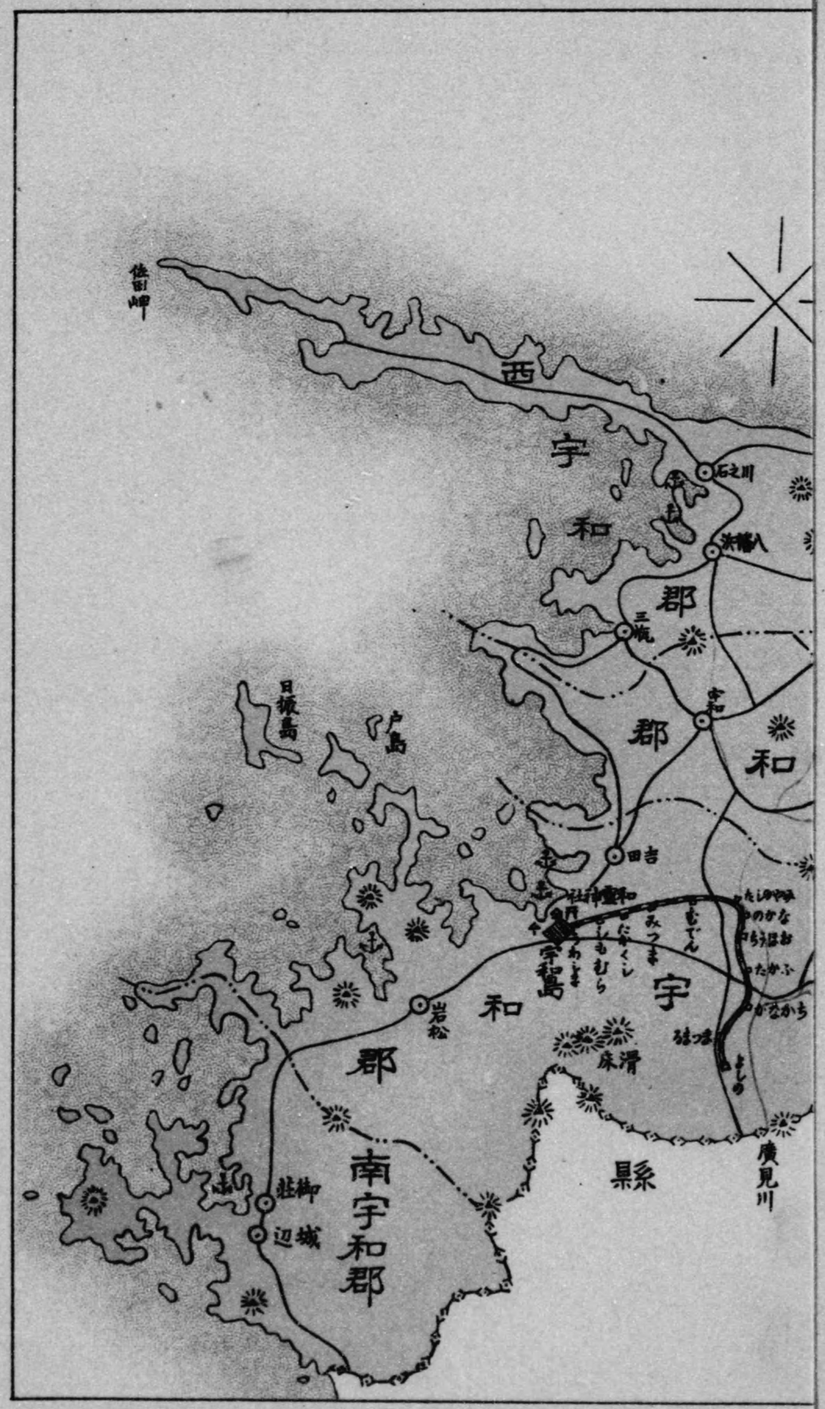
佐田岬
西宇和郡
日振島
戸島
吉田
宇和島
岩松
南宇和郡
御荘
城辺
三机
宇和郡
宇和
石之川
八幡浜
宇和
宇和
滑床
宇和
縣
廣見川

愛媛縣管內圖

西宇和郡
喜多郡
伊豫郡
東宇和郡
北宇和郡
南宇和郡
上浮穴郡
温泉郡
周桑郡
新居郡
越智郡
高縣
香川縣
德島縣
銅山川縣
知面川
面河
久万
野村
宇和
吉田
岩松
長浜
大洲
内子
五十崎
中山
松前
重信川
松山
道後湯之町
石手寺
出石寺
三津浜
北条
今治
波方
菊間
伯方島
大島
大三島
大山祇神社
岡村島
中島
二神島
津和地島
怒和島
安居島
興居島
睦月島
怒和島
青島
日振島
戸島
御荘
城辺
宇和島
吉田
卯之町
法華津峠
鳥坂峠
笠置山
伊予富士
石鎚山
瓶ヶ森
筒城山
面河渓
岩屋寺
曇川
関川
仙龍寺
金生川
中山川
加茂川
丹原
壬生川
西条
氷見
伊曽乃神社
新居浜
別子銅山
立川
金子山
上分
銅山川
笹ヶ峯
瓶ヶ森
高縣
御荘
城辺

凡例

- 國道
- 縣道
- 河川
- 山地
- 縣界
- 郡界
- 鉄道及停車場
- 電車軌道
- 市
- 町
- 縣廳
- 市役所
- 支廳
- 山頂
- 温泉
- 神社
- 寺院
- 港
- 歩兵聯隊

愛媛縣管内圖

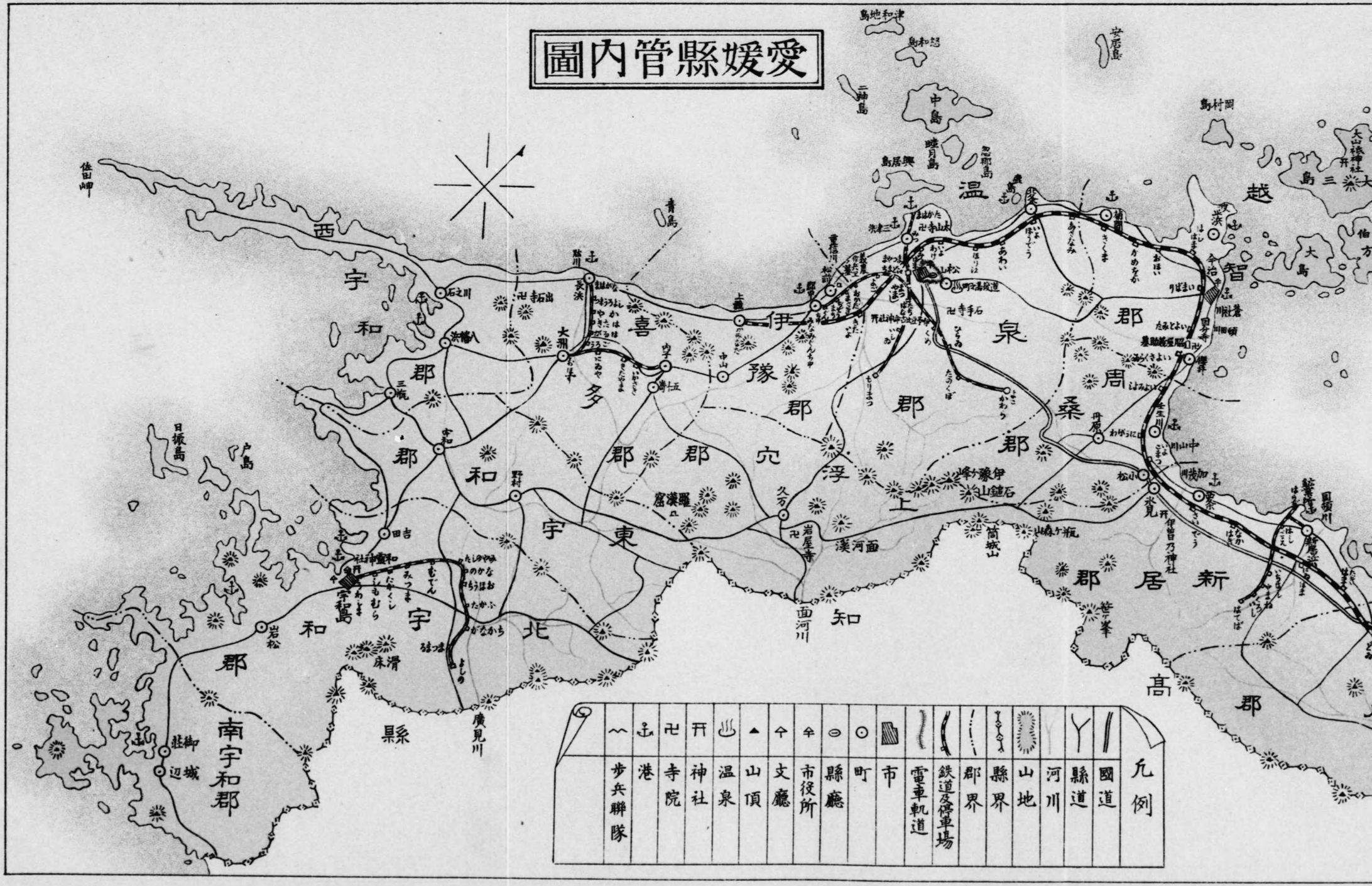
佐田岬
西宇和郡
青島
喜多郡
伊豫郡
穴浮上
温泉郡
越智郡
周桑郡
新居郡
高
知
面河川
南宇和郡
北宇和郡
東宇和郡
西宇和郡
和島
中島
興居島
睦月島
怒和那島
安居島
大島
三島
大山祇神社
今治
松山
道後温泉
石手寺
出石寺
大洲
八幡浜
宇和
吉田
宇和島
岩松
野村
久万
岩屋寺
伊予三島
川之江
壬生川
丹原
西条
伊予小松
石鎚山
笹ヶ峰
筒城山
瓶ヶ森
加茂川
重信川
肱川
日振島
戸島
滑床
廣見川
御城辺
凡例
國道
縣道
河川
山地
縣界
郡界
鉄道及停車場
電車軌道
市
町
縣廳
市役所
支廳
山頂
温泉
神社
寺院
港
歩兵聯隊

愛媛縣勢要覽目次

地圖　本縣管內地圖

第一章　總說……一
位置及境界—地勢—地形—山嶽—河川—島嶼—地質—氣象—沿革—區劃—教育—交通—都邑—物產

第一節　土地……六
一、面積……六
二、國有地及民有地……六
三、林野面積……七
四、耕地面積……七
五、耕地整理……九

第二節　戶口……九
一、世帶及人口—地域別戶口表……九
二、戶口增減ノ趨勢……一二
三、職業別戶數—職業別增減趨勢……一三
四、人口動態（一、出生—二、死產—三、死亡—四、人口自然增加—五、婚姻—六、離婚—月別の出生、死亡、婚姻、離婚表）……一五
五、海外移住……一九

第二章　神社宗教及兵事……二〇

第一節　神社及宗教……二〇
一、神社及神職……二〇

二、寺院佛堂及住職……一一〇
三、教會講義所說教所……一一〇
第二節　兵事……一一〇
一、壯丁……一一〇
二、海軍志願兵……一一一
第三章　教育……一一一
第一節　初等教育……一一一
一、學齡兒童……一一一
二、小學校—兒童—教員……一一三
第二節　中等教育……一一三
一、中學校……一一三
二、高等女學校……一一三
三、農業學校……一一三
四、商業學校……一一三
五、商船學校……一一三
六、工業學校……一一三
七、實業補習學校……一一三
八、師範學校……一一三
九、實業補習學校教員養成所……一一三
十、職業學校……一一三
第三節　高等教育……一一三

一、高等學校……一一三
二、實業專門學校……一一三
第四節　其の他の教育……一一三
一、盲啞學校……一一三
二、各種學校……一一三
三、幼稚園……一一三
第五節　社會教育施設……一一三
一、自彊學園……一一三
二、松山夜學校……一一三
三、圖書館……一一三
四、青年訓練所……一一三
五、青年團……一一三
第四章　産業……一一三
第一節　農業……一一三
一、農家戸數……一一三
二、農産物……一一三
三、畜産物……一一三
四、副業……一一三
第二節　蠶絲業……一一三
一、桑畑……一一三

二、養蠶戶數……四五
三、蠶種掃立枚數……四五
四、繭……四五
五、蠶絲……四五
第三節　林業……四六
一、林產物……四六
第四節　水產物……四六
一、水產業者……四六
二、漁船……四七
三、沿岸漁獲物……四七
四、遠洋漁業……四八
五、水產養殖……四八
六、水產製造物……四八
七、製鹽……四八
第五節　鑛業……四八
一、鑛區……四八
二、鑛產物……四九
第六節　工業……四九
一、工場……四九
二、工產物……五〇
三、電氣事業……五〇

第七節　會社及金融……五一
一、會社……五一
二、金融……五一
第八節　產業諸團體……五二
第五章　交通及通信……五四
一、道路及諸車道……五四
二、鐵道……五五
三、海運……五七
四、通信……五八
第六章　社會事業……五八
一、媛媛縣社會事業協會……五九
二、愛媛縣善鄰會……五九
三、愛媛縣敎化聯盟……五九
四、縣方面委員……六一
五、救濟……六一
六、職業紹介……六一
七、公益質屋……六二
八、住宅組合……六二
九、公營住宅……六二
一〇、釋放人保護……六三
一一、託兒所……六三
一二、公設產婆……六四

第七章　財政……六六
一、國稅……六七
二、縣費……六八
三、市費……六九
四、町村費……七〇
第八章　警察及衛生……七一
第一節　警察……七二
一、警察官署及警察職員……七三
二、犯罪……七三
三、火災……七四
第二節　衛生……七五
一、醫師及齒科醫師……七五
二、產婆及看護婦……七六
三、藥劑師及藥業者……七六
四、鍼灸按術業者……七六
五、傳染病……七六
六、肺結核……七七
七、中毒……七七
附錄
名所舊蹟天然記念物概要……七八
歷代長官……一四五

愛媛縣勢概要

位置及境界　愛媛縣は南海道の西北部を占め東徑百三十三度四十四分乃至百三十二度北緯三十四度十九分乃至三十二度四十八分に位す東は德島、香川二縣に接し西は豊後水道を隔て宮崎、大分縣に對し南は高知縣と連る北は瀨戸內海にして岡山、廣島、山口縣と相臨めり

地勢

地形　地形狹長にして東北より西南に長く延長六十餘里に達すれども幅員は二十里より六、七里の間を出入す南方は山嶽蜒々として障屏の如く土佐と自然の境界をなし其の支脈は縣內に連亙し峯巒起伏して平坦地極めて少く山地八、平地二の割合なり海岸線延長三百十里岬灣の出入頗る多く就中佐田岬は遠く豊後水道に突出し其の長さ十二里に及ぶ

山嶽　石槌山は海拔六千五百三十七尺にして四國最高たり其の他六千尺以上のものに二ノ森、瓶ケ森、笹ケ峯、筒城山あり多く土佐との國境に聳立す

河川　河川中最大なるものは肱川にして其の流程二十餘里其の下流十二里の間は舟揖を通す物資

運輸の便あるは縣下本川あるのみなり其の他重信川、加茂川、蒼社川、中山川等あるも僅に灌漑の用を爲すに過ぎざれ共一般河川は急流に富み近時水力發電に利用せらるゝもの多きを加ふ

島嶼 沿海大小の島嶼に富み其の數二百餘に達す大なるものに大三島、大島、伯方島、中島、興居島等あり

地質 南部石槌山脈は結晶片岩帶より成り東方宇摩郡銅山川の溪谷より西方佐田岬に至る北部瀨戸內海斜面は白堊紀層、第三紀層、新生層、花崗岩地所々に連り概ね土壤質にして地味肥沃なり

氣象 氣温は地方に依り寒温乾濕の差著しく松山地方は平均攝氏十五度八にして最低零下二度三最高三十五度を示す一般に石槌山系は寒冷甚しきも宇和地方は亞熱帶の感あり（西宇和郡三崎半島は亞熱帶の北限地なり）雨量は各府縣中瀨戸內海地方は少雨宇和地方は多雨の部に屬す

沿革 明治四年舊幕領を廢して倉敷縣を置く仝年又松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、大洲、新谷の各藩を廢して夫々松山、今治、小松、西條、宇和島、吉田、大洲、新谷の各縣を置きたるも亦倉敷、松山、今治、小松、西條の五縣を廢して松山縣に宇和島、吉田、大洲、新谷の四縣を廢して宇和島縣となす明治五年松山縣を石鐵縣に宇和島縣を神山縣に改め同六年神山、石鐵の兩縣を廢して愛媛縣となす即ち伊豫の國を管轄するに至る明治九年讃岐を併管せしも仝二十一年分離して今日に至る

區劃 縣內を三市十二郡三十五町二百三十七村に分つ行政區劃として宇和支廳置かれ其の管轄區域內に二郡（北宇和郡南宇和郡）四町三十五村あり

教育 本年度に於ては國家の要求と現下の世相とに鑑み各種教育に夫々努力すべき點を明示し以て實績を擧ぐるに努めたり、小學校に於ては地方財政の逼迫により教育費を緊縮するの止むを得ざる狀態なりしと動もすれば小學校教員は高給を食む者として羨望嫉視せらるゝが如き傾向ありしにより此の際特に精神を緊張して職務に勵精するは勿論旺盛なる意氣を以て難局打開の先頭に立つの氣慨を有すべき事を機會ある毎に

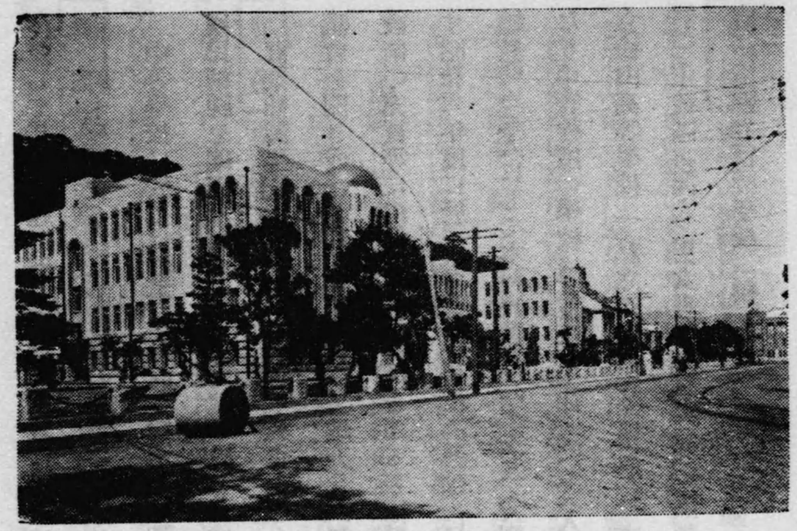

【愛媛縣廳】

注意して其の奮起を促し實際の教育に於ては教育を實際化地方化して概念的教育の宿弊を擺脫せしむる爲に鄉土を調査しこれを日常の教育に活用せむことを奬勵したり

中等學校に於ては從來の施設を繼承し知識偏重の弊を矯めて人格の陶治に力を注がしむると共に特に國民精神を礎固ならしめ質實剛健の風を養成するに努力せしめたり

實業補習學校青年訓練所は青年教育上最も重要視すべきものなるを以て 之が振興を計る爲研究會,協議會を開き或は合同視察を行ひて地方を鼓舞激勵するに努めたり 町村財政の逼迫の爲專任教員の增置,設備の充實等に尙遺憾の點尠からざるも補習教育振興の叫びの漸次高くなり來れるは欣ぶべき事なりとす昭和六年度に於て公私立小學校 四五〇校 にして兒童 一九五,七六一人 就學歩合 九九・五一 を示す 小學校教員總數四,六〇九人にして本科正教員 四,〇三人 (八割七分) を占め專科正教員 二六五人 准教員七〇人 代用教員二四二人なり中等程度の學校は 四三校 生徒 一六,七〇六人 を有し卒業生 三,八〇八人 を出す 專門學校程度以上のもの官立松山高等學校 一 私立松山高等商業學校 一 あり 其の他實業補習學校三八四校 生徒二六,二九二人 青年訓練所三七〇 生徒一四,六七四人 男女青年團數 六五五 正團員數 八三,五三二人なり又不良兒感化の爲縣立自彊學園 一 盲啞教育の爲縣立盲啞學校 一校 あり

交通 地勢の影響に依り海運は夙に發達せるも陸上に於ける鐵道軌道の敷設は僅に縣内の一部に過ぎず主要地連絡は自動車の便に俟つもの多し

國有鐵道は香川縣に通ずる讃豫線にして縣内走行 一四・七粁 なり (伊豫上灘迄開通)

私設鐵道は松山市附近 三・七粁 軌道 三・六粁 喜多郡大洲附近 二七・九粁 宇和島附近 二五・六粁 なり

道路は國道 一線 九・七粁 縣道 二〇六線 二,三六三・四粁 市町村道 九,八五九粁なり

海岸線出入に富み港灣多數を算し其の顯著なるものを掲ぐれば今治,高濱,三津濱,八幡濱,宇和島港等にして阪神,中國,九州方面に每日數回の定期航路備はり乘客物資の運輸至便にして交通繁し 又昭和三年より今治,三津濱と大連間との航路開始せられ物貨直輸入の途開けたり

都邑 松山市 (人口八二,四七七) 宇和島 (人口四一,三六六) の二市あり 今治市は昭和八年二月十一日越智郡近見村を合併したるものとす 其の他人口一万以上のものに 八幡濱,西條,三津濱,新居濱の四町あり

物産 本縣の昭和六年に於ける物産總額は一億五千一百万圓餘にして其の中最も多きは 繊維物にして二千百八十万圓に達し 主として今治,西宇和,松山に產す 生絲一千五百八十万圓 米一千五百二十五万

圓 綿糸一千百四十四万圓等之に亞ぐ其の他 繭八百八十四万圓 銅七百二十八万圓 肥料五百二十四万圓 麥五百七万圓清酒四百七十四万圓 製紙三百七十三万圓 菓子二百四十七万圓 醬油二百十万圓等あり 尚百万圓以上の産額ある著名なるものに柑橘、カマボコ、チクワ等あり

第一節 土地

一、面積 面積は五、六七方粁二にして全國中第六位にあり全國平均の八、二五方粁三に達せずして三重、山口、千葉、愛知の諸縣に近似す

二、國有地及民有地 昭和七年一一日現在 國有地は四万三千七十六町歩 公有民有地五十三万一千五百四十二町歩なり

國有地を所管別に見れば農林省四万二千二百三十一町歩其の大部を占め 內務省二百六十一町歩 鐵道省二百十六町歩之に亞ぐ 民有地の內有租のもの三十七万八千三百六十七町歩にして、今其の臺帳面に依る地目反別を揭ぐれば次の如し

	總數	田	畑	宅地	鹽田	池沼	山林	原野	雜種地
	三七八、三六七町	五五、九三六町	八九、〇六九町	六、五二五町	三〇〇町	一五八町	三三五、四九七町	六六九町	二〇三町

三、林野面積 昭和五年末 (每五年調査)

林野面積 三三、九四四町歩にして內立木地 八割六分 無立木地 一割四分 の割合なり立木地を種類別より見れば針葉樹林 一三六、五六八町歩 濶葉樹林 六三、七一四町歩 針濶混淆林 八三、一九八町歩 竹林 三、七七町歩 にして今之を所有別に揭ぐれば國有林 四二、一三町歩 社寺有林 三、三八四町歩 私有林 三八、一五二町歩なり

四、耕地面積 昭和六年末耕地總面積は 九〇、一四七町歩 にして內田 四五、五三二町歩 畑 四四、六六町歩なり 農家戶數 一三〇、八一戶にして一戶當六反八畝歩強に當る耕作する耕地の廣狹別より見れば

	耕地	五反未滿	五反以上一町未滿	一町以上二町未滿	二町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上十町未滿	十町以上
	農家戶數	五七、三〇四	五二、三三八	一八、八八一	二、五五一	六三三	一〇五	

尚耕地所有者別左の如し

	所有耕地	五反未滿	五反以上一町未滿	一町以上三町未滿	三町以上五町未滿	五町以上十町未滿	十町以上
	戶數	七一、八五五	二八、五九一	一五、七九一	三、八五六	一、四三五	四六一	二三

耕地の移動狀況を見るに昭和六年中に於ける擴張總數は 四三六町內 田九六町 畑三四〇町 にして開墾による もの 田三〇町 畑二三六町 埋立及干拓畑一町八反荒地復舊 田二七町 畑二七町 地目變換 田五七町 畑八九町 とす又同年中に於ける潰廢は總數二〇八町內 田八三町 畑三六町 にして細別すれば宅地及建物敷地 田二七町 畑二七町 道路河川水路敷地 田一四町 畑一六町 荒地 田四町 畑九町 地類

及地目變換（旧三八町 畑七五町）なり

平野の主なるものは道前平野（越智、周桑、新居の各郡及今治市）にして耕地の約 二割五分 を占め道後平野（温泉、伊予）二割二分 三間平野（北宇和郡 宇和島市）一割二分等なり

今耕地を自作小作別より見れば耕地總面積 九〇、一四七町の内自作 田一八、七〇九町 畑二、二三七町 小作 田二六、八二二町 畑一、二七〇町 にして 自作地の割合は西宇和郡最も高く南宇和、喜多、北宇和郡等之に亞ぎ概して 東豫方面に於て高し きは今治市、松山市にして 新居郡周桑郡之に亞ぎ概して 南豫方面に於て高く小作地の 最も多

耕地面積比較表（昭和六年末現在）

		總數	田	畑
全國	總數	五、九三二、八三七町	三、二二一、八三七町	二、七四一、八五六町
	自作	三、一四六、四八三	一、四九七、一〇三	一、六四九、三八一
	小作	二、八〇七、三五〇	一、七二四、七三五	一、〇九二、五七五
愛媛縣	總數	九〇、一四七	四五、五三一	四四、六一六
	自作	五〇、六一七	一八、七〇九	三一、九〇九
	小作	三九、五三〇	二六、八三三	一二、七〇七
德島縣	總數	五三、六二七	二八、〇二四	二四、六二三
	自作	三一、八七	一三、八一四	一七、四七四
	小作	二一、三五〇	一四、二〇〇	七、一四九
香川縣	總數	五〇、九二九	三九、四二六	一一、五一三
	自作	一九、一七五	一三、八三〇	六、三四五
	小作	三一、七五四	二六、五八六	五、一六八
高知縣	總數	六六、九六一	三三、九四九	三三、〇一三
	自作	四一、二五五	一六、九六八	二四、二八七
	小作	二五、七〇六	一六、九八一	八、七三五

五、耕地整理　明治三十三年耕地整理法施行以來昭和六年迄に發起、設立、施行認可せるものは地區數三八〇 面積一八、四九二町歩にして之れが 整理費 八、〇八四、三五二圓 に達す 内工事完了地區數 一九六 面積 八、二六二町歩にして面積に於ては 四割四分 の工事完了なり

昭和六年中に於ける狀況を見れば認可地區數四一 面積一、〇四五町歩 整理費五九二、五四八圓 工事終了面積五一九町歩 縣補助金三、八〇〇圓なり 而して工事完了地區數二〇 面積八三五町歩 換地處分認可地區數一〇 面積三四町歩 事業終了地區數二 面積九町歩なり

第二節　戸口

一、世帶及人口　昭和五年國勢調査（十月一日現在）に依る本縣の世帶數は二十三万九千五百九 人口百十四万二千百二十二人にして五年前の大正十四年國勢調査に比し 世帶四千八百三十一 人口四万五千七百五十

六人の增加なり

今大正九年乃至大正十四年の五ヶ年間の增加割合と 大正十四年乃至昭和五年の五ヶ年間に於ける增加割合とを比較すれば次の如し

	增加割合					
	世帶		人口			
	千世帶ニ付		千人ニ付			
自大正九年至大正十四年	三七	四七人				
自大正十四年至昭和五年	二〇	四三人				

全國中世帶に於ては第二十二位（三重、長崎縣に近以）人口は第二十五位に在り（栃木、宮城縣に近似）

男女の割合を見るに總人口中 男 四割九分四厘 女 五割六厘 を示し女百に對し 男の割合は九十七人八分にして

全國平均 一〇一人 德島縣の 九八三分 香川縣の 一〇一人分 に比して低し 尙全國中其の割合の最も少きは沖繩縣の八九人分 最も多きは 東京府の 一二八分なり

人口密度は全國中第十七位を占め一方粁に付二百二人にして全國百六十九人よりも高く四國四縣中にては香川縣の三百九十七人に亞ぎて高し（高知縣百一人、德島縣百七十三人）全國中密度最も高きは東京府の一方粁二千五百二十二人最も低きは北海道の三十二人にして青森縣の九十一人之に亞ぎて低し

地域別戸口表

昭和六年末

所轄町村數	所轄	面積	世帶數	人口	一世帶人口	一方里人口	昭和六年末戸數
		方里					
—	—	〇・八五一	九、三〇一	四三、七三五	四・七	九三、四五〇	八、九一七
三	三	三一・九七六	一四、八九三	七二、三八一	四・九	二、二四一	一三、三六七
三	一六	二四・七八三	一九、四〇七	九五、一四三	四・九	三、八〇五	一八、三四六
三	一四	一九・〇三四	九、六三三	五〇、〇三九	五・二	二、五九三	九、二三三
三	三三	二八・五〇四	二六、五八四	一三三、六九五	四・六	四・八一	二四、三八三
一三	八四	一〇五・一四八	八二、四七七	四〇五、一四八	四・五	七〇、五五三	一八、三六九
—	—	一・一四三	一、八三一	一、一四三	四・九	三、六五五	二七、二二九
三	三五	三九・三二九	二九、五九一	一四五、六九七	四・九	二、九九八	二一、八六一
五	一〇	二二・五七一	一三、四三三	六五、二七四	四・九	七六七	七、二〇九
一	一三	五一・三六八	八、五三一	三九、七五八	四・七		
九	五八	一一三、四一一	一四、九一九	四四、二七六	四・五	二〇、九六四	九、七七九
—	—	二・八五三	一八・三八三	八六、一〇三	四・七	二、四五八	一六、九四九
四	二五	三四・六四〇	二一、七一四	一〇〇、〇九五	四・六	六、〇九一	二〇、一七二
四	一七	二七・三九一	一三、六八四	五七、八二四	四・六	一、九五四	一一、五四五
二	一八	二九・五〇七	二〇、〇九六	一〇一、七〇五	五・〇	二、〇三一	一八、八五六
二	三〇	四八・八四一					

昭和五年國勢調査

南宇和郡	二五	一五、六四三			七、二一〇	
計	一四	九五	一四八、八五五		六、三二	
合計	三五	二七	三六七、四五四	三三九、三〇九		

二、戸口増減の趨勢　明治二十一年より昭和六年末に至る四十四年間に於て本縣の現住戸數は三万七千三百十七の増加にして明治二十一年末の十八万五千百九に對し 二割二厘 の増加を示す

人口は現住人戸に依れば明治二十一年末九十万六千四百十四人に對し大正十一年末百十三万九千六百十六人にして（大正十一年末限り廢止）三十四ケ年間に 二割弱六厘 を増す其の間明治三十年、大正二年、同六年、同九年に於て僅に減少を示せるも其の他は漸増の傾向あり國勢調査の現在人口に依れば一ケ年平均九千百五十一人の増加の割合にして其の主たる原因は出生死亡の差増に依る自然増加なり而して大正九年及至大正十四年の五ケ年間に於ける増加割合に比して最近五ケ年間の増加割合は遞減を示せり尙自然増加に比して其の割合低きは移住來住等社會的移動に起因するものと認めらる

戸口増減趨勢表

	戸數 指數 本縣	戸數 指數 全國	人口 指數 本縣	人口 指數 全國
昭和六年末現在	三三、四二六	一三〇	一	一
同 五年十月一日現在	三三〇、四六一	一二九	一	一
同 四年末現在	二八、〇三五	一二八	一	一
同 三年末現在	二二五、六二八	一二六	一	一
同 二年末現在	二二三、三三	一二五	一	一
同 元年末現在	二一一、七七九	一二四	一	一
大正十四年十月一日現在	二三四、六七八	一二六	一、〇九六、三六六	一、一五、〇〇〇
同 九年十月一日現在	二三九、三六八	一二四	一、一四二、一三	一、一七
同 七年末現在	二〇四、八八七	一二一	一、一三八、五〇〇	一、一二六
明治 四十一年末現在	一九六、八〇一	一〇六	一、一二七、七〇〇	一、一二五
同 三十一年末現在	一九〇、九九七	一〇三	一、一〇六、七〇〇	一、一三
同 二十一年末現在	一八五、一〇九	一〇〇	一、〇九六、三六六	一、一五
			一、〇四六、七三〇	一、一四
			一、一三四、七五六	一、一四
			一、〇五四、九一〇	一、一六
			九九五、四四一	一、一三
			九〇六、四二四	一、〇〇

備考　・大正十四年同九年の戸數は世帶數により昭和五年戸數は年末現在なり

三、職業別戸數　昭和六年末現住 戸數二十二万二千四百二十六戸にして 内有職業のもの 九割六分二厘 無職三分八厘 に當る而して有職業中農業は最も多く總戸數の 四割九分七厘 を占め商業 一割六分六厘 工業の七分九厘 之に亞ぐ前年末に比すれば農業は二厘 の減少を示し商業は前年に同じく工業に於いては二厘 の増加なり 又兼業戸數は六万五千四百四十七戸にして内農業 三割五厘 を占め商業 一割八分厘 水産業 一割弱六厘 工業 一割一厘 等之に亞

ぐ兼業に於ては前年末に比し工業は稍増加せるも農業、水産業、商業共に減少を示せり

職業毎に大正七年末を百として最近五ヶ年間の指數を比較すれば次の如し

職業別増減趨勢（大正七年末を百とす）

		農業	林業	畜産業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務及自由業	其の他の職業	無業	計
專業	昭和六年末	九九・六	一〇六・八	三〇二・〇	一七・六	八一・八	七六・八	一二九・四	一二四・六	一九九・七	一七三・六	一〇八・六	一〇八・六
同	五年末	九九・一	一七一・〇	三〇八・二	一一四・一	八二・一	七四・一	一一八・四	一〇四・九	一四六・三	一九四・二	一五一・一	一〇七・六
同	四年末	九八・七	一四九・三	二一〇・二	一一六・七	七四・〇	七九・三	一一七・二	一一九・五	一一四・四	一八七・五	一四八・〇	一〇六・四
同	三年末	九八・四	一五四・八	一八九・八	一一五・七	七一・七	七六・一	一一四・九	一〇六・〇	一二八・四	一九一・三	一三二・七	一〇五・二
同	二年末	九八・二	一四四・〇	一六一・二	一一五・二	七三・七	七四・九	一一四・七	九六・六一	一一七・二	二一七・二	一三〇・八	一〇四・一
同	元年末	九八・五	一六〇・三	一六九・四	一一一・一	六六・四	七五・二	一一三・六	一〇三・三	一〇四・四	一九七・九	一二三・八	一〇三・四
大正七年末		一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
兼業	昭和六年末	一二四・九	二八一・九	八五五・四	一〇五・二	四五・四	五六・五	八八・〇	一一三・二	一一四・〇	—	一一〇・一	
同	五年末	一二九・一	二四一・三	四二〇・八	一〇八・四	三八・〇	五六・四	九二・二	一二四・八	一二三・八	一二五・一	—	一〇九・六
同	四年末	一三三・二	二五七・六	九八三・一	九一・三	四〇・〇	六三・三	九八・五	一三〇・〇	二一一・六	一〇三・九	—	一一三・八
同	三年末	一三五・〇	二五八・二	九六八・五	九六・七	三七・四	六八・二	一〇三・七	一一一・一	二三三・五	一三四・四	—	一一八・七
同	二年末	一三六・一	二三九・一	七三一・九	九三・六	五八・二	五七・一	一〇五・三	九七・五	一五五・八	一一九・八	—	一一一・二四
同	元年末	一三一・八	二〇四・三	五七七・八	一〇〇・一	五七・三	六一・一	一〇九・七	九四・三	一四〇・九	一二三・〇	—	一一一・二
大正七年末		一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	—	一〇〇・〇

		專業	兼業
昭和六年（實數）		二一〇、四八〇	一九、九三〇
大正七年（實數）		二一〇、九四三	一五、九五九
昭和六年末		四二七	一四八
大正七年末		四〇〇	一五〇
昭和六年中	出生	一七、六三四	一、六〇三
	死産	三六、九八〇	一五、〇八四
	死亡	一六、四五九	八、四七二
	自然增加	一、一七五	二三一
	出生	一七、六三四	一、六〇三
	死亡	一二、二七五	一、三七一
	自然增加	五、三五九	二三二
大正七年中	出生	一七、三四九	一、六八〇
	死亡	一三、九四九	一、二五五
	自然增加	三、四〇〇	四二五

四、人口動態

(1) 出生　昭和六年中に於ける現在人の出生は 三八、三〇四人 にして前年に比し 三八人の増加を示し人口一、〇〇〇に對する割合は 三二・六 全國平均 三一・一七 よりも高く前年に比し 〇・〇五 の増加なり 出生の體性は男一九、五三四人 女一八、七七〇人にして女百に付 男一〇四・一を示す

(2) 死産　昭和六年に於ける死産は 一、八五一人にして前年に比し 九五人増加す人口 一、〇〇〇 に對する割合は 一・六一 全國平均の 一・七八 よりも低し死産兒の體性は 男一、〇〇七人 女八四一人男女性不詳三人にして女兒一〇〇に對する男兒は 一二九・七 にして其割合高し 月數別より之を見れば總數中七ヶ月以上のもの 一、二〇三人七ヶ月未滿のもの 六四九人 なり

(3) 死亡　昭和六年に於ける現在人の死亡は 三、三九八人 にして前年に比し 四九七人 を増加し人口千に對

する割合は 一八・五九 全國平均 一八・九八 よりは稍低きも前年に比すれば 〇・二九 の増加を示す 死亡者中 男は 一〇、九七三人 女一〇、四二五人 にして 女百に付 男一〇五・三 の割合なり其の死因に就て之を見れば肺結核 男八二一 女八七四 腦出血及腦軟化 男九四八 女七七九 肺炎及氣管支肺炎 男一、一六九 女一、〇〇三 腦膜炎 男三六三 女三一五 心臟の器質的疾患 男三六〇 女三八〇 下痢及腸炎 男一、九九五 女一、〇〇六 腎藏炎 男四四四 女四五六 畸形及先天的弱質 男五八六 女四九八 老衰 男一、一五五 女一、九四二 外因死 男三四七 女一九四 等主なるものにして自殺に依るものは 男一五八人 女八五人なり 乳兒死亡は 四、二三八人 にして前年に比し 卒人減少す 出生百に對し 一一・一 全國平均 一三・一五 に比して 尠きも一ケ月未滿の死亡者實に 一、七八二人 五日以内の死亡 七九九 に達す 尚五年未滿の死亡者は 六、四一四人 にして死亡總數に對し 三割三分 を占む

(4) 人口 自然增加昭和六年に於て出生死亡の差增は 一六、九〇六人 にして人口千に付 一四・六 の増加を示し全國平均 一三・九 よりも高く四國四縣中最も高率を示す

(5) 婚姻 昭和六年に於ける本縣現在人の婚姻は 九、二七五 にして前年より 四八三 少く人口千に對する割合は 八・〇六 全國平均 七・六〇 よりも高く前年に比し 〇・四八 の減少なり之が種類別を見れば普通婚姻 八、六三(九割四分) 入夫婚姻 二三〇 婿養子婚姻 三五二 とす

夫妻相互の婚姻當時の年齢を見るに夫 二五歳—二九歳 と 妻二〇歳—二四歳との婚姻最も多く 二、四四九 にして之に亞ぎて多きは 夫二〇歳—妻二四歳とのもの 一、六四二なり

夫妻の年齢別より見れば 夫は 二四歳の 九二一 最も多く 二五歳 八六一 二三歳 八四五 二六歳 八四二 等之に亞ぎて多く 妻は二〇歳 一、三五五 最も多く 二三歳 一、二八一 一九歳 一、〇三七 二三歳 九五一 八歳 六〇八 等之に亞ぎて多し 尚夫の年齢に付て見るに 二〇歳未滿にて婚姻するもの 一六〇(二分) 二〇歳—二四歳のもの 二、九〇二(二割) 二五歳—二九歳のもの 三、七〇五(四割) にして 三〇歳未滿にて婚姻するものは (七割三分) に達し 六〇歳以上にて婚姻するもの 一〇三 (一分) なり

妻の年齢に付て見れば 一五歳—一九歳 二、一〇一 (二割三分) 二〇歳—二四歳 四、八八一(五割三分) 二五歳—二九歳 一、二一〇 (一割三分) にして 三〇歳未滿にて婚姻するものは 八割八分 にして六〇歳以上のもの 三八 に過ぎず

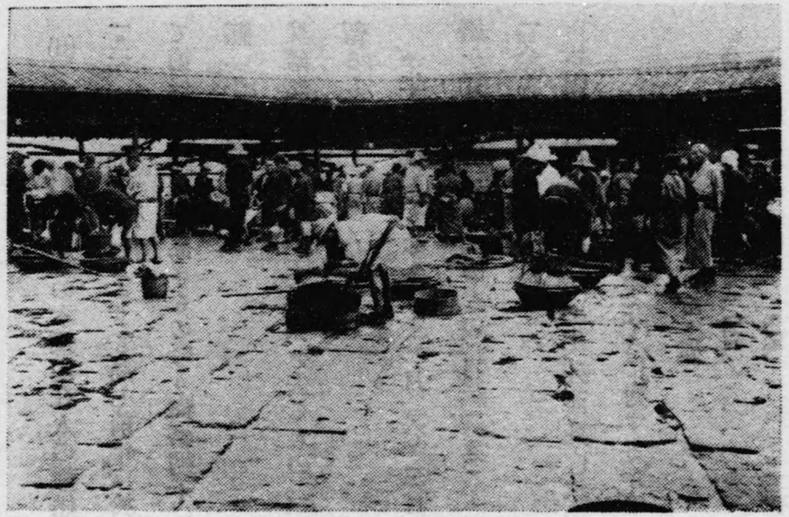

【三津の朝市】

(6) 離婚　昭和六年の本縣現在人の離婚は一、四八三 前年に比し七一の減少にして人口千に對する割合は一・二九 全國平均 〇・七七 よりも高し前年に於て愛媛縣 一・三六 にて最高なりしが 本年に於いても 一・二九 にして第一位に離婚率高きものなり尙婚姻千に付離婚の割合は一五・九 全國平均 一〇一・九 にして最も多く長野縣 六九・三 最も少し

又離婚の種類は妻が夫の家を去るもの 一、二八三(八割六分) 夫が妻の家を去るもの 二〇〇(一割四分) 夫婦共に留るもの 七二(五分) なり

一年中離婚最も多きは十二月 一六七 三月 一六一 四月 一三三 九、十月 一三六 之に亞ぐ夫婦關係繼續期間別に離婚を見れば一年未滿のもの 一七五(一割二分) 一年以上三年未滿のもの 三三五(二割三分) にして二十年以上のものは一七八(一割) なり

本縣の月別婚姻、離婚、出生、死産、死亡次の如し

本縣現在人に對するもの (昭和六年)

月	婚姻	離婚	出生	死産	死亡
總數	九、二七二	一、四八三	三八、二〇四	一、八五一	三、五九八
一月	九一五	一二四	四、七七	一五六	一、八五三
二月	七六二	一二五	三、九八六	一六五	一、九一九
三月	一、〇六〇	一六一	四、〇八三	一九五	二、一九八
四月	八一三	一三三	二、七三三	一六九	一、七九三
五月	七三七	一一九	二、六九三	一四五	一、七七七
六月	六二〇	九八	二、六〇二	一三〇	一、五九二
七月	六九七	一〇七	二、八七三	一五六	一、七二五
八月	六〇一	一〇七	三、〇三二	一四九	一、七七一
九月	八二一	一三六	二、九一四	一五六	一、六六八
十月	六九三	一三六	二、九九五	一三三	一、七六二
十一月	七一三	一〇〇	二、八九八	一四三	一、五七六
十二月	八五四	一六七	二、七二八	一五五	一、六七三

五、海外移住　昭和七年に於て本縣人にして外國に在留する者の總數 一、八三二人(男一、三一九人 女五一三人) なり在留國別に之を觀れば左の如し

北米合衆國	七〇九	布哇	一四三	濠洲	一四
伯剌西爾	六二五	加奈陀	八六	秘露	五五
中華民國	六七	墨西哥	二	比律賓	四一
歐洲諸國	二	香港	八	亞爾然丁	八
其他	二六			英領海峽殖民地及馬來諸邦	三〇
				關領爪哇	一四
				英領印度	一〇
				ソヴイエット聯邦	二

第二章　神社宗教及兵事

第一節　神社及宗教

一、神社及神職　國幣大社大山祇神社は大山祇の神を祭祀す越智郡宮浦村(大三島)に在り日本總鎮守と唱へ上　皇室の御尊崇篤く下武門武將の崇敬極めて深厚なるものあり境内の森嚴莊重なる他に多くの例を見ず本社所藏の寶物尠からず國寶百十四點を藏す其の內最も優秀なるものは甲冑にして各年代を遂うて系統的に保有せられたる點に於ては他に比儔を見ざる處なりと云ふ　縣社三十七　鄉社百　村社七百六無格社四百八十九なり　神職の數は國幣社　宮司　禰宜各一人　主典三人　縣社　々司三十七人　社掌十一人鄉社々司九十七人　社掌二十四人　村社以下二百五十二人なり(昭和七年末)

二、寺院佛堂及住職　空海が讃岐に生れたる一事は本縣に於ける眞言宗の因緣となりしもの〻如く眞言宗に係る寺數は最も多くして臨濟宗のもの之に亞ぐ時宗の寺院は縣下二ケ寺に過ぎずと雖も溫泉郡道後の寶嚴寺は一遍上人生誕の地と稱せられ全國に於ては四百八十餘寺の多きに達すと云ふ

昭和七年末寺院數は千八十九にして宗派別にすれば次の如し

天臺	眞言	淨土	臨濟	曹洞	黃檗	眞宗	日蓮	時宗	計
寺院	九一	三四〇	七六	二五〇	一九	一四	九四	三三	二	一、〇八九
住職	七二	二九五	六五	一九七	一五七	二	公五	三〇	二	九一四

佛堂は地藏堂四五　觀音堂一八　藥師堂一八　大師堂八　阿彌陀堂六　其の他二七

三、教會講義所說教所　昭和七年末神道に屬するもの　三三(內天理教は[九六]の過半數を占め金光教　七)　黑住教　三〇　之に亞ぐ

佛道に屬するもの　四三　神佛道以外の基督教に屬するもの　四　なり

第二節　兵事

一、壯丁　昭和七年に於ける壯丁受檢の成績を觀るに受檢者總數は一万二千八百三人にして體格等位甲種三千二百六十四人(二割五分五厘)　乙種三千六百四人(二割八分一厘)　丙種五千五十四人(三割九分五厘)　丁種八百六十六人(六分八厘)　戊種十五人(一厘)

	身長平均	體重平均	甲種合格	乙種合格	讀書算術を知らざる者
					受檢百ニ付
昭和七年	一・六〇一米	五二・九八〇貫	受檢百ニ付 二五・四九	二八・一五	〇・五八
昭和六年	一・五九九	五二・九七九	二六・九〇	二六・九〇	〇・七〇
昭和五年	一・五九三	五二・六一六	二六・八三	二九・九七	〇・七九

昭和四年	一・五九三	五三・五五四	二六・九六	三〇・七一	〇・五六
昭和三年	一・五九五	五三・四七九	二七・〇七	二九・一七	〇・七八

二、**海軍志願兵**　海軍志願兵の狀況を見るに志願者總數千百七十八人、受驗者千百二十五人にして合格者三百九十一人合格割合 三割四分七厘 に當る志願者の最も多きは 温泉郡の二百二十五人にして越智、新居、北宇和、喜多之に亞ぎ而して合格の割合を見るに受檢者百に付 五〇・〇〇 周桑郡第一位を占め 北宇和郡の四八・八八 之に亞ぎ松山の 三九・〇八 温泉郡三八・五七 宇摩郡 三五・六二 喜多郡 三四・四〇 等の順なり

	受檢人員	合格人員	受檢者百に付合格
昭和七年	一、一三五	三九一	三四・七六
昭和六年	一、〇三八	二〇三	一九・七四
昭和五年	六七三	一六七	二四・八一
昭和四年	六二一	一六一	二六・三五
昭和三年	五四〇	一二五	三九・八一

第三章　教　育

第一節　初等教育

一、**學齡兒童**　學齡兒童（昭和七年三月一日）は 男二三、九五八人 女二二、三六二人 にして人口千に對し 一六八人 なり就學步合は 九九・五二 にして前年に比し 〇・〇七 下降し昭和五年度の全國平均と畧同樣なり 縣には御下賜金を基礎とせる兒童或學奬勵基金ありて市町村の奬學施設に對し補助するの途を講せり試に昭和六年度の實績を見るに市町村に於ては貧困兒童の就學を容易ならしむる爲三三、四三四 人 に對し學用品或は出席奬勵金又は衣服費生活費を給與したる額 四三、〇三九圓 に達し縣は之に對し 一三、九三三圓を補助せり

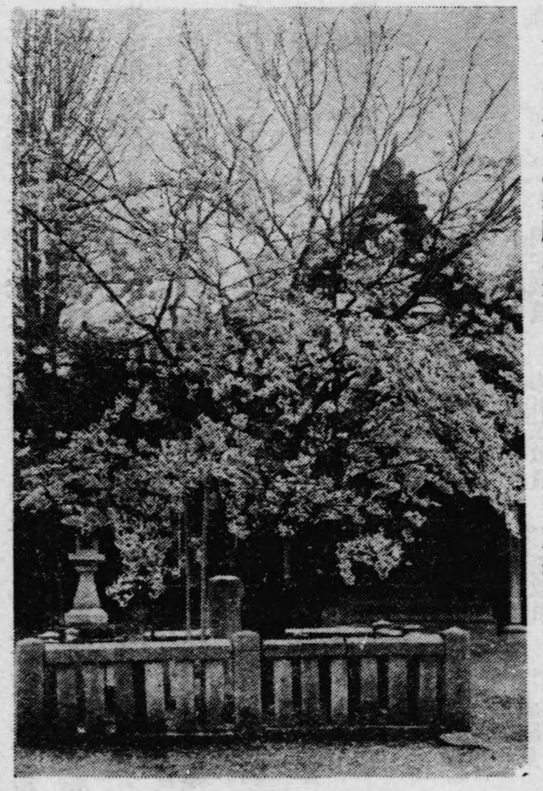

【櫻　墨　溝】

二、**小學校**　昭和七年三月一日現在の小學校は市町村立に係るもの尋常小學校 二五尋常高等小學校 三 私立に係るものは 尋常高等小學校 三 にして學校 三九 高等小學校一 師範學校附屬の尋常高等小學校 一市町村に對する學校數は 一・六四 此の外分教場 一〇六 あり

(1) 小學校兒童數（昭和七年三月一日）は尋常科 一六九、四九六 高等科 二六、二五 學級數は四、三五四 にして 市町村立小學校三一小學校一學級平均兒童は尋常科 四六・三一 高等科 三八・三一 尋常高等兩科の兒童を合せ編成したる混成學級四二・二〇 之に配置の本科正教員（市町村立小學校）は學級百に付 九二・〇五に當る兒童出席歩合（昭和六年度）は尋常科 九六・七四 高等科九七・四一 尋常高等兩科の平均 九六・八三 にして遂年向上しつゝあり之を昭和五年度の全國平均（尋常高等兩科の平均）九六・五四 に比するとき稍上位にあり

(2) 市町村立小學校教員數（昭和七年三月一日）は本科正教員 三、九六二人 專科正教員 二六八人准教員 七〇 人代用教員 二四三人 之が待遇に付ては深甚の意を拂ひ教員住宅供給又は住宅料支給の教員數 一、〇七四人昭和六年度中學事研究視察を爲したる實人員 三、三八人 之が旅費額 三、八九〇圓を算し五箇年平均月俸は左の如くにして尚隣縣及全國平均に比するに相當の優遇を示せり

市町村立小學校教員俸給平均一人月額（昭和七年三月一日現在）

昭和七年	小學校本科正教員	男	六六・七三七 円	專科正教員	男 五〇・〇七五 円
		女	四七・二一〇		女 四二・〇九五
	尋常小學校本科正教員	男	四七・八九八 円	准教員	男 四五・六二三 円
		女	四六・二〇五		女 四一・二八〇
	代用教員	男	三九・八八二 円	總平均	六一・〇二七 円
		女	三四・六六九		四四・五三五

同 六年	男	六九・五二八	五一・九二四	四八・四五七	四六・二八六	四二・七四四	四一・二五七
	女	四八・二八九	四二・〇〇八	四六・四〇〇	四〇・九一四	三五・四八四	三四・六九一
同 五年	男	七一・三九〇	五三・三九五	四九・〇五九	四六・六六二	四一・六二四	四〇・二四四
	女	四九・一七六	四一・九七五	四六・三三三	四〇・二二四	三五・九一一	三四・六二四
同 四年	男	七二・九七九	五五・二〇八	四八・六九二	四七・三八三	四一・二四一	四〇・二四一
	女	四九・四五七	四三・三九九	四五・九七三	四〇・二〇〇	三六・二二一	三四・六二四
同 三年	男	七二・七三六	五四・四三三	四七・九四六	四七・四二四	四一・三二六	四〇・二三〇
	女	四八・六六八	四一・四五九	四五・四五四	四〇・二三〇	三五・八三六	

昭和三年は三月末日現在

隣縣及全國との教員給比較（昭和六年三月一日現在）

尋常小學校の教授に從事する者	小學校本科正教員	男	女	平均	尋常小學校本科正教員	男	女	平均	
	德島縣	六三・七一 円	四八・三一 円	五九・一八 円	德島縣	四八・六五 円	四一・八〇 円	四四・五四 円	
	香川縣	五九・七五	四五・一九	五三・五九	香川縣	五三・三七	四〇・二四	四七・五八	
	高知縣	六三・三三	四三・五九	五六・〇〇	高知縣	五一・五七	三八・六七	四三・七五	
	愛媛縣	六八・八六	四八・一四	六一・六七	愛媛縣	五一・九二	四二・〇一	四八・三一	
	全國平均	七〇・二四	四九・七四	六三・八六	全國平均	五二・八五	四二・七〇	四八・六六	
高等小學校の教授に從事する者	小學校本科正教員	男	女	平均	尋常小學校本科正教員	男	女	平均	
	德島縣	六五・〇八 円	五〇・六四 円	六四・〇五 円	德島縣	六二・三五 円	四四・六九一		
	香川縣	六一・四八	四九・九六	六〇・二九	香川縣	六三・九三八	四五・〇四〇		
	高知縣	六五・一三	四四・三九	六二・五九	高知縣	六三・一三三	四四・九〇五		
	愛媛縣	七〇・八四	五二・〇四	七〇・〇九	愛媛縣	六三・六三四	四四・五三八		
	全國平均	七二・六四	五四・〇〇	七一・三〇					

第二節　中等教育

一、**中學校**　昭和七年三月一日現在縣立六町立一市町村學校組合立一私立一生徒は定員六千二百人に對し五千六百六十八人あり

昭和六年度經費　縣立二十七万五百三十三圓　町立三万千十七圓　市町村學校組合立　三万九千八百四十八圓　私立八万七千三百六十六圓にして縣立に係る經常費生徒一人當六十五圓なり　六年度第一學年當初入學者は千百二十六人にして志願者百に付略七十四人に當る

縣立	松山	宇和島	西條	今治	大洲	三島	計
學級	二五	一四	一五	一九	一〇	一〇	一三
生徒	一、三六	五九〇	六七八	八三五	四〇一	四四三	五、六六八
教員	三六	二三	二五	二六	一九	一六	二九

町立	吉田	市町村學校組合立	越智	北豫	私立 計
學級	九		一〇	一〇	一三
生徒	二九九		四〇七	四七九	五、六六八
教員	一八		一九	二六	二九

二、**高等女學校**　昭和七年三月一日現在高等女學校は縣立一〇町立一私立四實科高等女學校私立三にして生徒六千四百六十七人あり　昭和六年度經費　縣立三十七万八百七十一圓　町立二万六千百五十圓　私立九万五千四百四十七圓にして縣立に係る經常費生徒一人當六十三圓なり六年度第一學年當初入學者

（高等女學校の本科實科高等女學校の實科）は千四百八十二人にして志願者百に付略八十八人に當る

縣立	松山	城北	今治	周桑	西條	宇摩	大洲	八幡濱	東宇和	宇和島	計
學級	一九	一三	一六	八	八	八	八	四	二	一〇三	
生徒	九三四	五七四	七八八	三四一	三九九	三七七	三六〇	一八一	五〇三	四、七八三	
教員	二九	一九	二四	一四	一四	一五	一四	一四	八	一六九	

町立	新居濱	濟美	山下	第二山下	今治精華	計
學級	五	三	四	四	六	二六
生徒	二四七	一五五	一九一	一二三	一八五	一、〇八二
教員	一四	八	一〇	八	二	四七

實は實科を示す

私立	今治實科	崇德實科	計
學級	六	三	九

生徒　三七　四一
教員　一〇　七

三、農業學校　昭和七年三月一日現在七校何れも縣立にして生徒千三百二十四人あり昭和六年度經費十六万七千八百六十二圓にして經常費生徒一人當畧百二十七圓なり昭和六年度第一學年入學者は五百三十人にして志願者百に付畧八十六人に當る

甲種程度	松山	宇和	西條	南宇和
學級	七	三	六	三女二
生徒	三九	一三	二六	八六女六
教員	一四	七	三	一〇

乙種程度	新居	宇摩實	伊豫實	計
學級	三	三女三	二女二	二七女七
生徒	一五六	一三女二四	四九女一〇三	一、〇四七女二七
教員	七	三	九	七一

甲乙兩種のもの　計

四、商業學校　昭和七年三月一日現在　縣立松山商業、八幡濱商業及市立宇和島商業學校の三校にして何れも甲種程度のものなり　昭和六年度經費縣立九万九千四百五十四圓　市立三万二千四十一圓にして縣立に係る經常費生徒一人當畧六十三圓なり　昭和六年度第一學年入學者は四百五十三人にして　志願者百に付畧九十二人なり

縣立	松山	八幡濱	計
學級	三五	一〇	四五
生徒	一、一七三	四〇八	一、五八一
教員	三八	一七	五五

市立	宇和島	計
學級	一〇	四五
生徒	四二四	一、九五五
教員	一〇	五五

五、商船學校　縣立弓削商船學校一校にして甲種程度のものなり學級本科六生徒本科百五十七人練習科四十二人教員十人なり　昭和六年度　第一學年入學者五十三人入學志願者百に付畧九十人の入學率を示す

六、工業學校　甲種たる市立松山工業學校のみにして昭和七年三月一日現在學級九生徒百八十二人教員十五人六年度第一學年入學者六十八人にして入學志願者百に付畧五十二人なり

七、實業補習學校　昭和七年三月一日現在の校數市立　四　町村立　三七　私立　一　なり　公立に係る昭和六年度の校費二十八万五千四百八十圓に達し　近年補習教育に關する經費著しく增加せり　之青年訓練所に充用のもの多數あるに依ると雖一面設備の整備專任教員の增置等に依るものにして實業補習教育の充實を示すものと謂ふを得べし

實業學科別に示せば左の如し

生徒	三二七	四一	三六八
教員	一〇	七	一七

三、**農業學校**　昭和七年三月一日現在七校何れも縣立にして生徒千三百二十四人あり昭和六年度經費十六万七千八百六十二圓にして經常費生徒一人當畧百二十七圓なり昭和六年度第一學年入學者は五百三十人にして志願者百に付畧八十六人に當る

四、**商業學校**　昭和七年三月一日現在　縣立松山商業、八幡濱商業及市立宇和島商業學校の三校にして何れも甲種程度のものなり　昭和六年度經費縣立九万九千四百五十四圓　市立三万二千四十一圓にして縣立に係る經常費生徒一人當畧六十三圓なり　昭和六年度第一學年入學者は四百五十三人にして　志願者百に付畧九十二人なり

	甲種程度				乙種程度		甲乙兩種のもの	計
	松山	宇和	西條	南宇和	新居	宇摩實	伊豫實	
學級	七	三	六	三女二	三	三女三	二女二	二七女七
生徒	二二九	一三二	二六二	八八女六一	一五六	一三一女一二四	四九女一〇二	一、〇四七女二七七
教員	一四	七	一二	一〇	七	一二	九	七一

	縣立		市立	計
	松山	八幡濱	宇和島	
學級	二五	一〇	一〇	四五
生徒	一、一七三	四〇八	四一四	一、九九五
教員	三八	一七	二〇	七五

五、**商船學校**　縣立弓削商船學校一校にして甲種程度のものなり學級本科六生徒本科百五十七人練習科四十二人教員十人なり　昭和六年度　第一學年入學者五十三人入學志願者百に付畧九十人の入學率を示す

六、**工業學校**　甲種たる市立松山工業學校のみにして昭和七年三月一日現在學級九生徒百八十二人教員十五人六年度第一學年入學者六十八人にして入學志願者百に付畧五十二人なり

七、**實業補習學校**　昭和七年三月一日現在の校數市立四町村立三七九私立一なり　公立に係る昭和六年度の校費二十八万五千四百八十圓に達し　近年補習教育に關する經費著しく増加せり　之靑年訓練所に充用のもの多數あるに依ると雖一面設備の整備專任教員の增置等に依るものにして實業補習教育の充實を示すものと謂ふを得べし

實業學科別に示せば左の如し

		工業	農業	水產	商業	農業	水產
學校		一	三〇八	八	六	二八	
生徒	男	三四	一五、五一四	六五三	三七六	一、四九五	二、一〇三
	女	—	三、七九五	一〇三	三三七	五〇三	
專任教員		一	一九	四	一〇	四	

		農業	農業、商業	農業、工業	農業、水產	工業	商業	水產	計
學校		二六	三	一	二	一			三四
生徒	男	三一四	九四	一四八	七三	二〇、八〇三			
	女	七三八	五四	四五	—	五、四八九			
專任教員		四八	三	一	二	—			一九一

八、師範學校　男子師範學校一校女子師範學校一校あり何れも專攻科を設置す近時入學志願者著しく増加し昭和六年度に於ける本科第一部第一學年入學者は志願者百に付　男二十二人　女四十四人本科第二部にありては　男十九人　女三十三人にして入學志願者に對する入學者の割合は他の中等學校の增加せるに反し格段の少數を示せり

男子師範學校

學級	生徒	卒業者
第一部	三四	一〇七
第二部	六一	三
專攻科	四三	四三

女子師範學校

學級	生徒	卒業者
五	一九四	三六
二	七九	三九
一	七	七

右の外三月一日現在生徒乙種講習科生徒男三二人あり

九、實業補習學校教員養成所　縣立愛媛縣實業補習學校教員養成所は昭和二年度より松山農業學校に併置せり昭和六年度の三月一日現在學級數一　專任教員一　生徒十九人年度內入學者十九人にして入學志願者百に付二十五人に當る修養年限二年にて前年度には入學者の募集を爲さざりし爲六年度に於ては卒業者なし

十、職業學校　縣立宇和島高等家政女學校一校あり從來の宇和島實科女學校を廢し　昭和三年度より職業學校として開校せられたるものにして修養年限本科二年專攻科一年なり昭和六年度三月一日現在學級本科四　專攻科一　教員九人生徒　本科百三十二人　專攻科十三人年度內入學者は　本科七十四人　專攻科十九人卒業者は　本科六十五人　專攻科十三人あり　本科入學志願者は八十人にして　入學志願者百に付畧十三人に當る

第三節　高等教育

一、高等學校　官立松山高等學校は大正八年四月の開校にして昭和七年三月一日現在の教員三十八人生徒四百七十九人あり　昭和六年度の　入學者は百五十四人　卒業者百三十六人にして　卒業者累計千五百七十五人あり

二、**實業專門學校**　私立松山高等商業學校は大正十二年四月の開校にして昭和七年三月一日現在の教員二十一人　生徒三百六人　昭和六年度の入學者百十人にして　入學志願者百に付二十六人なり　六年度の卒業者は九十四人　卒業者　累計五百一人あり

第四節　其の他の教育

一、**盲啞學校**　愛媛縣教育會の設立になりし　私立愛媛盲啞學校を　昭和四年度より縣に移管せられたるものにして盲部　聾啞部を置く　昭和七年三月一日現在　盲部生徒　初等部二十七人　中等部十六人　別科九人　聾啞部生徒初等部六十三人　中等部十一人あり

二、**各種學校**　昭和七年三月一日現在に於ける各種學校は　高等女學校に類するもの　一　實業學校に類するもの　一　小學校に類するもの　一〇　計十二校にして生徒千百四十五人あり　學校の多くは家事裁縫を主とし地方的女子教育機關たり

三、**幼稚園**　昭和七年三月一日現在の園數は師範學校附屬　一　市及町村立　三　私立に係るもの　一五　にして幼兒男六百五人　女六百十八人　昭和六年度保育滿期者　男四百五十三人　女四百七十一人あり

第五節　社會教育施設

一、**自彊學園**　大正三年四月愛媛縣慈惠會の感化部を縣立に移管せしものにして不良兒童の感化教育を施しつゝあり　昭和六年度末の在園者三十三人にして　昭和六年度經費一万千百六十三圓なり

二、**松山夜學校**　本校は第四節の各種學校中に包含せるも尚再記す明治二十四年一月の創立に係り勞働子弟の教育を目的とせるものにして近來勞働に從事する青年間に向學心勃興し逐年入學志望者增加の傾向を示す昭和六年度の經費は八千二百三十五圓にして昭和七年三月一日に於ける在學者百四人あり

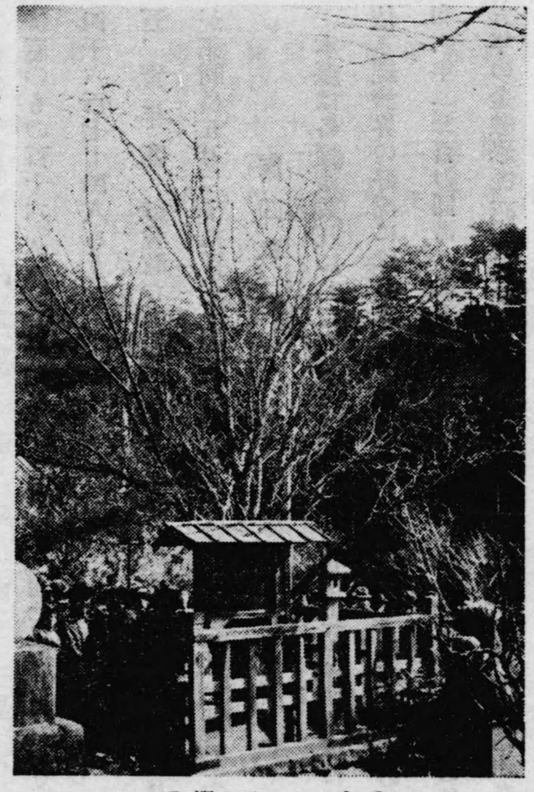

【十六日櫻】

三、**圖書館**　昭和七年三月一日に於ける圖書館は公立　五　私立　四　之が圖書冊數八万三千十一冊にして

昭和六年度中の閲覽延人員三十九万七千百七十二人に達す

四、青年訓練所 昭和七年三月一日現在 訓練所數三百七十内 市町村立小學校又は公立實業補習學校に併置のもの百十六 公立實業補習學校充用のもの二百四十六 私立八にして 指導員二千三百人 生徒一万四千六百七十四人あり

五、青年團 社會教育の對照たる青年團を見るに 昭和七年三月一日に於ける 男青年團の百二十三之が正團員五万二千九百七十四人 女青年團は其の數三百二 之が正團員三万五百五十七人を有す

第四章 産業

本縣は各種産業旺にして四國四縣中遙に首位を占め關西方面に於て主要位に在り而して 歐洲大戰に依る經濟界の好況に伴ひ頓に振興し大正八年に於て 三三百万圓の生産額を示し最高潮に達せり而して昭和六年 一五二百万圓あり最近十ケ年に於ては大正九年の財界不況の後を受け 仝十二年の關東大震災 仝十五年の金融恐慌 昭和五年の金輸出解禁、世界恐慌、昭和六年の滿洲事變の發生、金輸出再禁止等我國經濟上相當の大變動を現じたるも凡そ 三七百万圓の生産額を維持するを得たり

生産額

	總數	農業	林産	水産	鑛産	工産
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和六年	一五二、五四四	四〇、三九一	四、六九九	二、五四三	二、八五一	八一、六六六
同五年	一七〇、二六八	四六、二九一	四、七〇九	二、六七五	一〇、三六三	一五、八六五
同四年	二〇八、四六八	七一、〇二四	六、六四四	三、三〇九	一〇、三六三	二一、二七七
同三年	二五一、九八二	七一、九八三	六、四二五	三、三九九	一五、三三四	一八、七八三
同二年	二三三、七二九	七一、七六九	六、一五二	三、一四〇	一二、七五二	一四、三一四
同元年	二三八、七二五	八〇、〇四〇	六、二七九	三、〇三六	一一、七三五	一二、七二〇
大正十四年	二八六、七六五	一〇四、七三三	六、一二〇	三、〇二二	一二、〇三三	一四七、四五三
同十三年	二六〇、七九〇	九三、七三五	七、〇八五	二、八八五	一〇、九五九	一三三、八三〇
同十二年	二四四、八二九	八三、一四九	八、三七八	二、八一〇	一一、六四六	一三五、二八七
同十一年	二三四、二二四	八〇、八一九	六、三一〇	二、九九九	一二、五二〇	一三一、三四五
同十年	二三、一二七	七五、八五一	七、四三九	二、四九〇	一二、五八三	一〇三、八〇六

百万圓以上の物産（昭和六年）

米	一五、二四七、二六九円	繭	八、八四七、九四五円	カマボコ、チクワ	一、六九五、七八九円
麥	五、〇四〇、五一三	用材	一、七九九、六〇五	イワシ	一、二九九、〇九三
サツマイモ	一、三七五、九五三	薪炭材	一、〇九七、〇〇九	食鹽	一、一六九、一一七
柑橘（ミカン）	一、九二一、〇三五	鷄卵	一、〇九二、一七二	金	一、〇六一、六八九
	一、四〇八、八五七	煮乾イワシ	一、〇五三、一六六	銅	七、二八四、九八一

硫化鐵鑛	一、〇七、七五円	綿ネル（廣巾）	四、六三〇、〇六八円	清酒	四、七三九、五七〇円
生絲	一五、八〇〇、〇六七	絣木綿（小巾）	三、〇七四、八九二	菓子	二、四七〇、四三一
綿糸	二、五七二、四二三	タオル	二、五六五、六一八	布帛製品	一、七二五、九六六
綿織物	三、八〇三、九一二	染物	一、八九八、六二七	肥料	五、二四六、七三
綾綿布（廣巾）	七、三二、九四九	製紙	三、七三四、五八三	木製品	一、八五八、八七
粗布（廣巾）	一、四五一、七三〇	醬油	二、〇九八、七六五		

第一節　農業

土性概ね壤土質地味肥沃にして農業に適し縣内普遍的に最も旺盛に極め農産物の生産額（蠶種、繭等を除く）三〇、八九七、九三六圓に達す又畜産は主として副業的に廣く行はれ畜産の生産額二、五四二、九七七圓に及ぶ更に耕地の擴張改良、農産物品種の改良、農業經營改善、副業奬勵、農産物並副業品販賣斡旋、自作農の創設維持、農業團體の發達促進等農業施設の普及徹底を圖り技術的經濟的兩方面を有利に導くべく盡力しつゝあり

一、農家戸數　農家戸數は昭和六年末一三〇、八一二戸にして總戸數の五割七分に當り最近十ケ年の趨勢に於て農家戸數は逐年減少を示したるに大正十三年頃より增加の傾向となれり而して總戸數に對する割合は逐年減少の傾向に在り之等は總て全國と趨勢を一にす

之を專業兼業別に觀れば專業農家九三、九三戸（七割二分）兼業農家三六、八二八（二割八分）とす最近十ケ年間は大體に專業、兼業農家共に減少の傾向を示す而して專業農家は大正十二年頃より增加の傾向となり昭和元年に至り頓に增加せり之主として兼業農家の專業となりしに由るものなり

之を經營の主體に別てば自作四六、七六〇（三割六分）小作三、九〇二（二割四分）自作兼小作五二、一四九（四割）にして最近十ケ年間の趨勢を觀るに自作農は漸減せしに大正十三年、十四年に增加せしも爾來漸減の傾向を示したるに昭和六年に增加す又小作農は著しき減少の傾向を示せり一方自作兼小作農は大正十一年に一時減少して以來著しき增加を示せり

更に耕作耕地の廣狹により區分すれば五段未滿の過小農四割四分にて大部分を占め五段以上一町未滿の小農三割九分一町以上二町未滿の小農一割弱にして二町以上經營の中農以上は僅に三分に過ぎず最近十ケ年間の趨勢を觀るに大體に於て二町以上の中經營以上のもの年々減少の傾向を示す

二、農産物

(1)　米　米は昭和七年に於て作付段別四五、二六町收穫高一、〇三三、一〇三石價額三二、五四六、九八二圓にして最近十ケ年平均實收高九五六、〇九八石に比して八分二厘の增加を示す一段歩收穫高二・二九あり今治及松山附近の平

野に多産するものにして 大正四年より米穀檢査を實施して以來阪神地方市場に於ける伊豫米の聲高し

	昭和七年 作付反別	價額	收穫高	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
水稻	四四、七二六町	一、〇二八、五一四石	三二、四四九、一五〇円	八〇八、一二四石	一、〇四七、四九七石	九三二、五五三石	九一四、二八七石
陸稻	四〇〇	四、五八九	九七、八三二	二、二六三	二、九六三	二、五五九	二、五三五
計	四五、一二六	一、〇三三、一〇三	三二、五四六、九八二	八一一、〇八七	一、〇四八、七五六	九二四、一二一	九一六、八二三
一反歩收穫高	—	二・二八九石		一・八〇八石	二・三五七石	二・〇六六石	二・〇〇〇石

隣縣との米收穫高比較（昭和六年）

	德島縣	香川縣	高知縣
收穫高	四六七、一九〇石	七〇四、九〇四石	六五一、二六五石
一反歩收穫高	一・六五八石	一・八三七石	一・六八一石
	本縣		
	八二一、〇八七石		
	一・八〇八石		

(2) 麥 昭和七年に於ける麥作は作付段別 三九、七九三 町收穫高 六三、八三〇石 價額四、八八九、〇一八圓 にして最近十ヶ年平均收穫高 五六三、二三石より多し穗麥は最も多く 五四一、三六七石の生產ありて一段歩收穫高田 一・六七九石 畑 一・四〇四石の割なり

	昭和七年 作付反別	收穫高	價額	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年
大麥	五七四町	九、三八三石	五三、九四四円	一〇、一四一石	八、三四七石	九、二一七石	八、九七五石
小麥	四、九一六	七〇、八五八	七一四、一三一	六七、〇一〇	五六、二六五	六三、三〇三	五九、五三六
稞麥	三四一、三三八	五四一、三六七	四、一二四、五六一	五五九、五三九	四六七、九〇三	五六八、八四八	五三〇、二九八
燕麥	七五	一、三三	七、三四二	二〇	四五	—	—
計	三九、七九三	六三、八三〇	四、八八九、〇一八	六四一、三六八	五九八、八〇九		
一反歩收穫高	—	一・五三石	—	一・五三石	一・六一三石	一・六一三石	一・五一〇石

隣縣との麥收穫高比較（昭和六年）

	德島縣	香川縣	高知縣	本縣
	四七三、六七九石	七八九、五六八石	一三〇、六一九石	六三二、八三〇石

(3) 食用農產物 昭和六年に於て食用農產物は 三、三九九、七二六圓 にして前年に比して 八九二、七二八圓 約三割六分増加せり之價格の上騰に依る食用農產物は食糧土地利用上重要なる關係を有し就中甘藷は全國第十位の產額（昭和六年）を有し一部縣民の食糧に供せられ又澱粉を製造し阪神地方に移出するもの尠からず又玉蜀黍は全國第二位の產額（昭和六年）を有し 山間部に於ては食糧として又牛馬の飼養糧に當てらる 主なるもの次の

如し

	昭和七年 作付反別	昭和七年 收穫高	昭和七年 價額	昭和六年 數量	昭和六年 價額	昭和五年 收穫高	昭和四年 數量	昭和四年 價額
大豆	二、七八八町	三、三八三石	二八一、三一〇円			昭和六年 三、〇八九石		
小豆	一、〇九八	六、一八二	一〇六、一九二			五、八四六		
アワ	六六一	六、〇三三	七八、五二八			六、六〇三		
トウモロコシ	四、五八五	四三、〇四三	三五八、七九一			四四、四七二		
サツマイモ	八、九三四	二七、二五七、九八四貫	一、九三五、二七三	二六、五一三、二六五貫		二四、四八九、六六九貫		
ジャガイモ	六〇八	一、四五二、四二九	一五九、二二一	一、二二一、九三五		一、七二一、九八一		
(4) 果實	果實は全國屈指の産額を有し昭和六年度産額 三、〇九二、九四九圓 にして和歌山、靜岡、青森の各縣							
に亞ぎて多産す殊に蜜柑、夏橙、日本梨等は氣候風土に適應し風味に富み美味にして近年東京、阪神方面に								
需用增加し聲價高し梨は松山附近 柑橘は宇和島附近を主産地とす 主なるもの次の如し								
	昭和六年 數量	昭和六年 價額	昭和五年 數量	昭和五年 價額	昭和四年 數量	昭和四年 價額		
日本梨	二、八五六、九〇九貫	五二八、一五一円	二、七九二、六三貫	五五一、三一九円	二、七一五、三七三貫	六三三、九〇六円		
ミカン	六、〇八八、二八九	一、四〇八、八五七	六、九七〇、三六六	一、四九三、一六一	四、〇二〇、五二四	一、三七〇、〇〇九		
ネーブルオレンジ	五四六、七五六	二一〇、三〇六	四六八、六三一	二〇三、九六九	五三一、六五三	二三六、五〇九		

	夏橙	一、三三四、五六七貫	二三四、七六七円	二、九八八、五五一貫	五六二、四一九円	三、五八〇、九二四貫	六六二、九一二円
	生柿	一、四六七、六五三	二八〇、二七	一、一八三、五二八	二三三、四五九	一、五〇五、〇三〇	三一八、二八一

(5) 蔬菜及花卉 昭和六年に於ける蔬菜及花卉の産額は 二、九一四、三九七圓 に達す 主なるもの次の如し

	昭和六年 作付反別	昭和六年 收穫高	昭和六年 價額	昭和五年 收穫高	昭和四年 收穫高
ソラマメ	一、八八九町	二三、五八二石	二四一、九〇〇円	昭和五年 三一、八三一石	昭和四年 二三、三六四石
キウリ	二三六	八六一、三二七貫	一三〇、四三五	七九五、八二〇貫	七二三、三九七貫
カボチヤ	二六八	八九三、四六五	一〇八、八八〇	八四八、二四六	九〇一、六六四
スイカ	六二四	二、八七一、七三六	三六六、四三六	二、〇三二、六四三	一、二六六、二五九
ナス	三四四	一、三六六、九一〇	一四六、〇五三	一、二六六、八九〇	一、二四五、八五二
生大根	一、七九九	一〇、七〇三、九一四	五〇〇、三四八	一〇、一九六、九六六	一〇、七九〇、五一三
ゴボウ	三三〇	九三四、一六一	一九四、六一五	九五三、五一四	九三三、〇六九
サトイモ	一、二五二	五、二九、五七三	六四二、六三九	四、九六一、三五八	四、八四〇、〇六五
レンコン	六〇	二九五、九一三	七七、八二四	三一、四八五	三〇〇、三六七
タマネギ	二七五	一、三九五、一七三	二一〇、七七〇	一、二九三、四三〇	一、三一四、四七五
ツケナ	三八三	一、三五〇、三七四	九〇、六六八	一、四〇一、八二三	一、三五七、六八五

(6) 工藝農産物 昭和六年の工藝農産物は 一、五六四、三五一圓あり 中主要なるもの次の如くにして 其の産

額は何れも全國有數の多産地とす

	作付反別	收穫高	價額
	昭和六年		
コウゾ	六八〇町	一六四、六三九貫	六一、九五三円
ミツマタ	二、七八二	八〇八、九二三	二六七、一三三
ショチュウギク	六〇三	一三九、二四一	一二八五、四七七
ハゼ	一、一五六	八八六、六三一	八三、一九四
葉煙草	七一七	三六六、八七〇石	七五一、三五二
ナタネ	二九一	三、四八二	三六、一二一

	昭和五年	收穫高	昭和四年
コウゾ	一五二、九一七貫		一五七、四七一貫
ミツマタ	六四三、二二六		五四九、五八七
ショチュウギク	七八三、八一五		一二一、八三五
ハゼ	三四〇、六三一		八三一、二六八
葉煙草	一、九二一石		三二六、八三八石
ナタネ			一、七六〇

三、畜産物

(1) 家畜及家禽　家畜及家禽の主なるものは牛、馬、豚、鶏、鵞にして牛馬は逐年減少の傾向を辿りたるも牛は昭和五年より馬は仝六年より増加を示す　昭和六年末に於て緬羊六五頭　山羊一、二六四頭　にして　山羊は數年來大體增加を示せり　而して豚は農家の副業として頓に飼育增加せり　牛は概して早熟早肥の性を有し柔順なるに依り農耕、運搬等の力役に適し又肉質優良なるを以て伊豫牛の名高く　東京、阪神地方に多數移出して食用に歡迎せらる　馬は和種、雜種大部分を洋種は僅少にして利用狀況は多く農用竝輓曳用とす

家禽は主として副業的に飼育せらる

	昭和六年		
	飼養戸數	頭數	生産頭數
牛	四四、八六九	四七、三四三	三、九二〇
馬	六、三五一	六、四〇八	一三
豚	二、三七七	八、三九八	六、三九八

	昭和六年					昭和五年		昭和四年	
	飼養戸數	羽數		産卵數		羽數	産卵數	羽數	産卵數
		成禽	雛	計	價額				
鶏	五九、九六一	四二、二三	二六四、〇八九	六七五、四〇二	四七、三六八、四三一個	六四三、七三三	四〇、八四九、〇五〇個	六七五、二〇四	三九、七四三、六三八個
鵞	三三九	二、三六二	九〇九	三、二七一	一八九、七九〇	五、二六三	二六八、九六八	五、〇六六	二三四、三六一

(2) 屠殺　昭和六年の屠場數　一〇　屠殺頭數　五、八三五頭　中成牛　五、三三二頭　犢　一六一頭　馬　一三頭　豚一九七頭　緬羊　三頭にして之が肉量　三二、三五貫　價額　五五五、〇六七圓人口一人當　一八四匁なり

(3) 牛乳　牛乳は之を調理又は飲料として用ふるもの極めて尠く大部分は病者又は哺乳用として使用するに過ぎざるなり　昭和六年に於ける搾乳場　五　乳牛頭數　四一九頭　搾乳高　三、三四三石之が價額　一六五、九三八圓

なり

四、副　業

農村振興として關西第一の小産業國たる本縣をして夫れが益勃興内容充實を促すべく三十二種の指定副業を定め山地部には三極、楮、茶、椎茸等の栽培加工　平坦部に在りては藁工品、眞綿、綿織物等の製造加工を圖りつゝあり　之が助成の爲奬勵金を交付し副業組合を處々に設置せしめ共同經營により生産、販賣施設をなさしめつゝあり之に依り疲弊せる焦眉の農家經濟の一端を緩和し其の效果一般に知られ既に副業組合は二百有餘を算す　而して縣下の之等組合統一連絡を圖り　見本市、展示即賣、市況調査、販賣斡旋等を爲す爲全國に卒先して副業協會を設立し範を示す　副業的生産額は　凡そ昭和六年に於て五百九十三万圓に達す

第二節　蠶　絲　業

蠶絲業は本縣の主要産業に屬し昭和六年に於て二五、三〇九、三四圓の産額あり　養蠶は主として副業として近來縣下各地に普及せられ東中豫地方にありては大體に中規模經營者多く　南豫地方にありては大體に中規模經營多く南宇和郡を除いては大經營者相當ありて殊に旺なり　常に之が助長に盡力し町村を單位とせる　養蠶組

合により共同經營を奬勵し又蠶品種の整理或は桑園の改良蠶兒飼育の向上刷新等逐年生産の改良增殖の實を收め來れるが共同繭倉庫及共同乾繭裝置の設置を奬勵して斯業經營組織の根本的改善策たる乾繭取引の普及を計り又宇和島、大洲、西條の三箇の繭檢定所を設置し以て繭取引の公正圓滑を計り　且つ製絲講習所を設置し製絲に關する學理技術を教授し傍ら製絲教婦の養成をなすと共に製絲に關する試驗研究を行ひ製絲業の改良發達に努めつゝあり

一、桑畑　昭和七年（六月末）に於ける桑畑段別　一三、〇一三町　にして前年に比し　六七町　を減じたり桑の仕立方に依り區別すれば根刈三、八八町　中刈四五町　高刈一五町　立通五五町　にして之を栽培地別に觀れば本畑三、六三〇町　其の他の畑二八町　其の他九五町なり

二、養蠶戸數　昭和七年に於ける養蠶實戸數の總數は　五〇、一四〇戸　にして中春蠶　四八、三四六戸　夏秋蠶四八、〇五〇戸（内春蠶を飼育したるもの四六、二六戸）なり　而して最近の趨勢を觀るに大正九年迄は逐年增加せしに　大正十、十一年と減少し仝十二年より急速なる增加の傾向となりたるも　昭和五年より減少の傾向となれり前年に比し　戸の減少とす

三、蠶種掃立數量昭和七年に於ける　蠶種掃立數量　四、二九六、七五五グラム中　白繭種　三、五三〇、五八〇グラム　黄繭種

七七、三五グラム 又季節に依り觀れば 春蠶 一、九四八、〇九六グラム 夏秋蠶 二、三四八、六八九グラム の掃立あり最近十ヶ年の趨勢を觀るに大正十一年に飛躍的の增加を示し爾來急速に增加したるも昭和五年より物價下落の爲飼育數減少の傾向となれり

四、繭 繭は關西第一の產地にして品質優良として其の名高し昭和七年繭產額は 二、五〇二、一八六貫 九、三五七、九四四円 にして春蠶 一、二三六、九〇四貫 三、二二三、一八五円 夏秋蠶 一、二六五、二八二貫 六、一三四、七五九円 なり之を白繭黃繭種に區別すれば 白繭種 二、〇〇〇、六一五貫(八割) 黃繭種 五〇一、五七一貫(二割) にして又 上繭 二、三七、四三貫(八割弐) 玉繭 一七二、二八二貫(七分) 屑繭 九二、四九一貫(四分) の成績を示す

最近十ヶ年間の趨勢を觀るに著しき增加の傾向にありたるも昭和六年末減少を示し前年に比し 四二四、四八貫(一割四分五厘) の減少とす

五、蠶絲 昭和六年に於ける製絲場數 三七 繰絲釜數 一〇、五六六 職工數 一三、四三四 人にして前年に比し場數三增加せしに繰絲釜數 一、一八一 職工 八〇六人 夫〻減少せり生產額は生絲 一五、四三六、七五五円 屑物 三六三、三一二円 にして總價額 一五、八〇〇、〇六七圓前年に比し數量は增加せるも價額は 二、一四、七五圓 の減少とす其の品質に於ては本邦第一を以て目せられ所謂伊豫絲の稱あり 南豫地方に多產す

第三節 林業

本縣の昭和五年末林野面積は 三三、九四四町 にして中公有林 四、六七町 社寺有林 三、三八四町 私有林 三八、一三五町 國有林 四二、二三町 なり亦之を林況別より觀れば 針葉樹林(四割) 濶葉樹林(二割) 針濶混淆樹林(二割七分) 竹林(一分) 無立木地(一割二分) を示す 立木の總蓄積 六、二〇八万石 を算す從來の施設は公益的林業の助長に努めたるも近時一般民有林の造林促進の方面にも努め 官行造林の促進 模範林の造成 水源涵養林補助 林道改修に對するを補助等相當見る可きものあり 林業は造林竝林道完成の曉には 縣產業の重要地位を占むるに至るべきなり

一、林產物 昭和六年に於ける林產物 四、六九八、八五〇圓 にして公私有林の年伐採量は用材、薪炭材を合して四百万圓內外に達す近時財界の影響を受け伐採量減少の趨勢に在りと雖も未だ過伐の域を脫せず殊に伐採齡の漸次低下しつゝあるは最も考慮を拂ふべき現象なり 山林の樹種は主として 杉、扁柏、松、クヌギ等とす

主なる產物は用材 一、五五〇、一九七石 一、七九九、六〇五円 薪炭材 一、〇九七、〇〇九円 竹材 一〇八、三三四束 七〇、四一八円 樹皮類 五二、八六四圓 椎茸 七三、三二二斤 七二、三八六円

タケノコ 四二八、九九七貫 七七、九九九円 木炭 八、五七六、一五四貫 九九八、〇〇一円 等なり

第四節 水産業

本縣は三方海に面し海岸の出入に富み海岸線の延長は三百十里にして全國第五位にあり三崎半島は外海と内海とを劃し魚族の分布、漁業の狀態自ら異り隨て 漁業の種類も多樣なり概して外海は魚族豊富なるも内海は漸次集約に向ひつゝあり 古來鰤、鯛、鰹、鯨等を主なるものとす 東部一帶は淺海にして魚介藻類の養殖に適す 昭和六年に於ける水産物價額は 一〇、三九三、六七〇圓 に達す

一、水産業者 昭和六年末現在縣下の水産業 者四二、七五九人 男三六、六五四人 女六、一〇五人 にして内業主は 四割一分 被用者は 五割九分なり又本業者 二〇、一九九人 副業者 三、五六〇人 にして從業別に觀れば漁撈は七割分養殖は 一分 製造は 二割 の割合なり

二、漁船 昭和六年末漁船數 一七、〇九九 にして北海道、長崎に亞ぎて多數あり内動力を有するもの 一、七〇隻 動力を有せしるもの 一六、〇二九隻 にして動力を有せざる漁船は漸減し動力を有する漁船は漸增の趨勢に在り

三、沿岸漁獲物 昭和六年に於ける沿岸漁獲物價額 四、八三、八四圓 にして全國中第八位なり 魚類の主なるものは鰤 一九、二九八、二四〇貫 一、二九八、一九三円 タヒ 二二八、二四〇貫 七〇九、九七九円 アヂ 三〇九、一四〇貫 二六、七一四円 サハラ 一一二、九四七貫 二三〇、三七三円 サバ 二五五、六五三貫 一三〇、八一二円 エビ 二九三、九〇六貫 一五三、一六六円 等なり 鰤は北海道、長崎縣に亞ぎ鯛は山口縣、長崎縣に亞ぎて何れも全國第三位の產額を有す

四、遠洋漁業 昭和六年に於て内地沖合遠洋漁船は 六三隻(一、五一〇噸)にして 乘組員 八三人 漁獲高 八八七、一三六貫 三七九、〇一六円 漁船を漁業の種類により區別すれば沖曳網漁業 一七隻 刺網漁業 一隻 延繩漁業 二六隻 鰹釣漁業 一九隻 とす之等漁獲高の内主なるものはカツヲ 四〇九、〇〇〇貫 一八六、〇〇〇円 サバ 一二六、〇〇〇貫 五〇、四〇〇円 等なり 又樺太、朝鮮、臺灣等の沿海に出漁せるもの船數 六三隻 乘組人員四九一人 漁獲高 一、七四二、一三七貫 二九六、一〇一円 に達す 主な漁獲種類は鰤、鯖、鯛等なり

五、水産養殖 昭和六年に於ける水産養殖場數 九三 面積 一、七四四、三一〇坪 にして收獲高 六六、三七六圓 養殖の主なるものは鯉、鰤、眞珠アマノリにして年々旺になりつゝあり

六、水産製造物 昭和六年の產額 三、六六〇、一九六圓 にして全國屈指の生產なり 其の主なるものは鰹節 四〇、九九、七二八貫 一九七、二八〇円 イワシ節 五九九、六一〇貫 四九、九五六円 塩乾イワシ 三七九、一五九円 煮乾イワシ 一、六八七、八一三貫 一、〇五二、一六六円 カマボコ、チクワ 一、一四三、五〇〇貫 一、六九五、七八九円 等にして就中宇和島蒲鉾は其の名高し

七、製鹽 食塩は本縣中越智郡、新居郡地方に產するものにして昭和六年に於て製造人員 二六人 從業者 一、九九八人 塩田段別 二七町 之が收納 二八、九四二、二三七斗 一、一六九、一七四円 なり

第五節　鑛　業

一、鑛區　鑛山の最も著名なるものは住友別子鑛山株式會社の經營に係る別子銅山にして其の他大小の鑛山點在す昭和六年に於ける鑛區數　三三　中試掘鑛區　四七、九六九、四三坪　採掘鑛區　三四、一〇八、四九六坪　なり　之が總從業員　四、五三六人　を示す　鑛區の大なるものは住友、三菱、日本產業、矢野、岩城等の經營にして金、銀、銅、銅鑛、銅硫化鐵鑛、硫化鐵鑛等を主產とす

二、鑛產物　昭和六年に於ける鑛產額　二、八五一、二九五圓　にして中鑛物價額　二、四九七、六五〇圓　石材土石及鑛水三七一、六四五圓なり而して　金　一、二〇五、七〇三瓦　一、一二七、九四八圓　一、〇二七、七八五圓　等主なるものにして銅は秋田、栃木に亞ぎて產額多し鑛物は概ね縣內にて製錬せられ製錬所に住友經營の四坂島製錬所、新居濱電氣分銅所等あり

第六節　工　業

工業は本縣の主要產業にして海運の發達原料品及勞力の供給潤澤豊富なる發電水力の利用等有利なる條件の備はれると相俟ちて其の產額も總生產額の　五割三分　を占め昭和六年に於ては　八一、六六五、七九五圓（鑛業を含む）　の產額あり

一、工場　昭和六年に於ける常時職工　五人　以上を使用する工場數　一、二一〇　にして業態別により其の狀況を見れば次の如し

		紡織	機械器具	化學	食料品	金屬	窯業	製材及木製品	印刷製本	瓦斯電氣	其他	計
工場數	無動力	二七	六	一〇	一四	—	九	三	二	四	一五	二一〇
	有動力	四二六	三四	七二	三二	七	六	四四	一九	二六	三四	八七九
職工數	男	三、四二七	四八一	一、七三〇	二、二八一	一、二七七	一、三五三	三〇五	三六一	三〇〇	九、二八三	
	女	三〇、四八一	—	七五二	三七二	—	七八	二三	三	—	二五九	二、九六八
生產價額		四一、四二九千円	五四七千円	九、〇〇七千円	七、八四七千円	一三八千円	一、〇二〇千円	六五六千円	六、二四四、六五〇千円		七二 六五、七六九千円	

二、工　產　物

(1) 織物　纖維工業殊に旺にして昭和六年末に於ける綿織物機業場數　三、三三　職工數　三、三七男一、七七二人女二、九五六五人　機臺數　三六、一五三臺　にして中手織機　二四、五三四（六割八分）　力織機　二、六一九（三割二分）なり　而して機臺數十臺未滿の機業場に從事する職工數　七割八分　に當る　機業場數の多きこと全國第一位職工數は大阪に亞ぎて多し

昭和六年に於て綿織物產額　二、八〇二、九二圓　にして大阪、愛知、岡山に亞ぎて多く產す內廣幅物は　一三、八四、四二〇圓を示し　中綾綿布　七一、二八九、五六〇疋　一、四五一、七三〇円　綿ネル

三八、一三二、九二四綿 四、六三〇、〇六八円 等主なるものにして綿ネルは大阪、和歌山に亞ぎて多産す 之等は凡て何れも今治を中心として製織し中華民國、南洋方面、アフリカ、印度及北米の一部に輸出せらる 又小幅物四、五〇四、六〇八圓 主なるものは白木綿 二、一七六、二九五反 九六六、五四五円 綟木綿 一九一、三八四反 三、〇七四、八九二円 絣木綿 一、九九五、六六八反 三、〇七四、八九二円 等なり特殊物三、四一三、八九四圓 主なるものはタオル 二五、〇七四、二四六打 二、五六五、六一八円 にして大阪に亞ぎて多産す 絣木綿は伊豫絣と稱し 生産數量の多きこと全國第一位價格底廉を以て全國に知られ之は概ね松山附近に製織せらる

（織物全國比較は昭和五年による）

(2) 清酒 昭和六年度酒造の清酒醸造場數 二五九 生産高 七四、三八石 四、七元、五七〇圓 にして温泉郡、西宇和郡、越智郡地方に多く産し製品は大阪、廣島、高知及九州方面に多く移出せらる

(3) 綿糸 昭和六年に於ける綿糸紡績工場六 職工 四、四七五人 男 七四八人 女 三、七二七人 にして生産高 二一、五七二、四二二円 あり産地は今治、松山、三島、川之石、三瓶の各市町とす

(4) 製紙 昭和六年に於ける製造戸數一、三四四 職工四、三七五人 男 二、〇七七人 女 二、二九八人 にして其産額三、七三四、五八三圓に達す主産地は宇摩郡地方にして 二、二五、二三八圓 を産し總額の 六割一分 に當る紙の主なるものは美濃紙 一二一、八八〇綿 二二、二九、二五三綿 一一〇円 改良判紙七二、八七三四綿 八五、九六三綿 九八四円 小判紙一八五、九六三綿 九八四円 奉書 七二、五八〇束 二〇八、八六四円 塵紙一、一八四、六二八綿 一、〇六〇、〇八六円 仙貨 六七、六六八束 二六六、〇二八円 大判紙 一九、二五三綿 一一〇円 改良判紙七二、八七三四綿 八五、九六三綿 九八四円 小判紙一八五、九六三綿 九八四円 奉書 七二、五八〇束 二〇八、八六四円 塵紙一、一八四、六二八綿 一、〇六〇、〇八六円 仙貨 六七、六六八束 二六六、〇二八円 障子紙 一六二、三〇七円 等なり

(5) 肥料 昭和六年に於ける肥料製造戸數 一五三戸 生産總額 五、二四六、七三圓 にして新居濱町にある住友肥料工場の製品其の大部を占む 肥料の内鑛物質肥料 四七、〇四四、二一〇圓 四、二一〇、四八〇圓 九、八〇〇圓 三二七、七九〇圓 六五、八四八円 植物質肥料 八九、二〇〇圓 一七、六二四円 等あり

(6) 捺染物 昭和六年に於ける染物染賃一、八九八、六七圓 にして中綿の機械製捺染物其の大部分を占め之が小幅物 四、四七三、七六六反 一、五九七、〇一四円 にして松山、西條地方旺なり

(7) 漆器、陶磁器及竹製品 昭和六年に於ける漆器は製造場數 四七 職工數 三六人 産額 三七一、六七八圓 中飲食用器物三五、四七八圓 家具及裝飾品 一五五、九〇〇圓 等主なるものにして主産地は櫻井町にして中國、九州の各地に移出さる

陶器は昭和六年に於て製造場數 二六 職工數 二七人 窯數九八にして産額七二、三七五圓 当地向四〇、九五九円 輸出向三一、四一六円 あり大部分伊豫郡に産し砥部燒最も名高く内地各地及海外に多く移出さる製品の主なるものは茶碗及コーヒ碗 三四、九二五圓 にして其の他花瓶、置物、裝飾用品、皿類、鉢類等とす 此の外樂燒として 二六燒（宇摩郡）水月燒（松山）江山燒、五色燒（郡中）等あり

竹製品は昭和六年に於て製造場數 七一〇 職工 一、三六人 産額 二四四、三四六圓にして松山市、北宇和郡、西宇和

郡に多く産す

(8) 木蠟　昭和六年に於て製造戸數 二〇 職工數 七一人生蠟 一六三、四四一貫 一七七、五五七円 晒蠟 六一、〇九八貫 七四、九〇三円 の産額あり 製品は阪神地方の商賈の手を經て海外に輸出さる

三、電氣事業　電氣事業は近年旺盛に向ひ水力に依るもの大部分を占む 昭和六年に於ける會社數 八 總資本金 三六、七二千圓 從業者數 一、八六八人 電線路亙長 五、〇三八キロメートルにして總發電力 五〇、〇五〇キロワットに達す 而して光力の供給を見ざるは島嶼、山間等の極めて僻阪の一部のみにして常時灯取付灯數 八六六、二〇〇灯（十燭光に對して）一戸當四灯弱人口百人に對し 七五灯 の割なり 又電動機取付馬力 一七、三〇三馬力 其の他電氣裝置電動力 一、七二七キロワット電熱用 一、二七八キロワットに及べり

第七節　會社及金融

一、會社　昭和六年末本縣に本店を有する會社數は 七四八 之が資本金 三九、三七、六三圓 にして組織別より之を觀れば株式會社（社數 三〇八 資本金の 九割三分 を占め合資會社（社數 四割二分 資本金 二〇、七二六千円）社數の 四割二分 に當り社數に於ては合資會社最も多し合名會社（社數 一二五 資本 四、八九八千円）其の他株式合資會社資本金 一〇万圓の會社を事業の目的により觀れば商業（社數 三三二 資本四二、九一二千円）工業（社數 三一七 資本五九、七二六千円）農業（社數 二、五五四千円）鑛業（社數 一六、〇九四千円）水產業（社數 六 資本一〇九千円）七 運輸業（社數 五三 資本 七、七三三千円）なり 又會社を資本階級別に別てば一万圓未滿のもの 一九四（五万円以上十万円未滿のもの 一〇三 十万円以上五十万円未滿のもの 二五 五十万円以上百万円未滿のもの 一六）百万圓以上のもの 三の二六四（一万円以上五万円未滿のもの 一九四 五万円以上十万円未滿のもの 一〇三 十万円以上五十万円未滿のもの 二五 五十万円以上百万円未滿のもの 一六）百万圓以上のもの 三なり而して資本金五十万圓未滿のものにて會社數の九割五分を占む

二、金融　昭和六年末に於て銀行（本縣に本店あるもの）一七 無盡業 四 信用組合 二六二 質屋 二七 内一般のもの 二五八 公營のもの 一九 郵便局 一九三 あり 尚昭和七年十二月より松山に日本銀行の支店開業せられたり

(1) 銀行昭和六年末に於ける銀行本店 一七 支店 一〇九 資本金 二六、七三千圓 拂込資本金 二三、四九千圓にして内農工銀行、貯蓄銀行各一行あり 昭和六年度中の營業狀況を見るに預金 三四五、九九千圓 年末現在九一、六二六千圓なり又貸付高 一七二、六九千圓 年末現在 九一、五〇八千圓なり

普通銀行の割引手形は割引高 三四、七〇二千圓 年末現在高 二、一八八千圓にして内商業手形（割引高二二、四七七千円 年末現在 一、九〇二千円）荷付爲替手形（割引高 二二、二五千円 年末現在 二八六千円）なり又農工銀行に係る割引手形は割引高 三七千圓年末現在 四七千圓とす

尚普通銀行爲替に就て見れば送金爲替振出高 二二、四五三千圓 受込高 五七、八三千圓 又代金取立は 振出高 二三、六五九千圓 受込高 四七、七四千圓なり

(2) 産業組合　昭和六年度末に於ける産業組合數二五五 にして内信用事業を行ふもの 二六一 あり
資金に付て之を見るに運轉資金總額 三八、〇二八、六四圓 にして内拂込濟出資金 四、四二七、五二五圓 積立金 二、七一七、
六八三圓 借入金五、七六八、二九五圓 貯金二五、一二五、一三一圓 なり 尙出資總額 五、五八六、三七七圓 にして之に對する拂込濟の
割合は 七割九分 に當れり
組合人員總數 一四八、七四八人 にして一組合平均 五三九人 なり 業態別より之を見れば農業 二四、二七九 工業 四、六六
二 商業 一四、三五 水産業 四、四二四 林業 三三 其の他 二、二六 にして農業は其の 七割七分 を占め商業之に亞ぐ
(3) 無盡業　無盡業に關する會社は松山、今治、西條、宇摩郡土居村に各一あり 昭和六年末組數 五四 總
口數 一三、五二一 にして三十口迄のもの 四九〇組 五十口迄のもの 公五組 六十口迄のもの九組 なり之を期間別に
觀れば三年迄 組數 八九 口數 一、九七七 四年迄 組數 四 口數 一四六 五年迄 組數 四八二 口數 一〇、九七三 十年迄 組數 口數四一九
又給付金契約高 八、〇四三、一〇〇圓 給付濟口 三、公九一、九〇〇圓 掛金契約高 八、九〇二、七七〇圓 受入濟口 四、五〇〇、八三五圓
給付未濟口四、一五一、二〇〇圓 掛 受入未濟口四、四〇一、九三二圓
なり給付金額別に見れば五百圓迄のもの 四二組 九、三五八口 にして過半數を占め三百圓迄のもの 四組千圓
迄のもの 四組 三千圓迄のもの 九組 百圓迄のもの 六組 なり
(4) 質屋　昭和六年末に於て店數 二七 内一般のもの 二五八 公益質屋 一九 あり 之が一ケ年中の貸出高

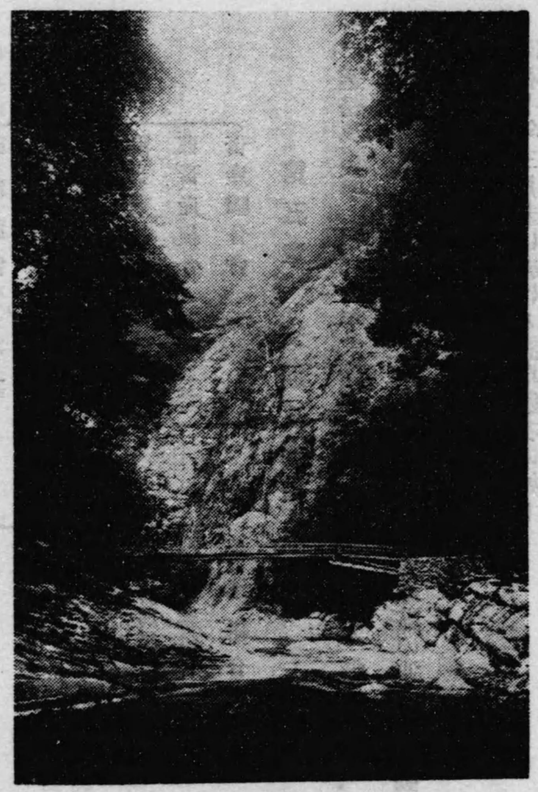

【面河渓勉腹】

口數 二三九、八六九
金額八八、一〇九六円 一口當平均三圓六十七錢なり 一ケ年間受戻高 口數 二二六、一九四
金額七二三、九二六円 流質高 口數 四〇、九三〇
金額一六九、六四九円 にして貸
出高に對する流質の割合は 一割九分三厘 とす
(5) 郵便貯金　昭和六年度中に於ける 預入高 一五、六九六、六三圓 拂戻高 三、二九三、三六九圓にして 年
度末現在三、六五八、五〇四圓 之が人員四三九、四三八 にして一人當平均額五十四圓の割合なり

第八節　産業諸團體

産業共勵に關する昭和六年に於ける諸團體數三七 にして水産に關するもの二 農業に關するもの三七 工業に關するもの
向ひ活動せり尙産業組合數は二五五 之が聯合會 七 あり 林業に關するもの五 ありて各〻其の目的に

團體數			團體數		
縣農會	一	肥料同業組合	林業	一	材木同業組合	二
郡市農會	一五	織物同業組合		四	木炭同業組合	三
農業 果物同業組合	四	同業組合聯合會				
養蠶組合	二	紙同業組合				
工業 漆器同業組合	一					
除蟲菊組合	一	陶磁器同業組合				
郡畜産組合	三	油揚同業組合				
畜産聯合會	一	茶業組合				
			水産業 縣水産會	一		
			郡市水産會	三		
			漁業組合	一四		
			同聯合會	八		

第五章　交通及通信

一、道路及諸車　昭和六年末國道一線　延長九八、六五米　縣道延長二、三六三、四二六米　市道一八六、六六二米　町村道　九、六四九、三三米なり　鐵道軌道の敷設未だ乏しく樞要地點の連絡は自動車便に俟つもの多く鐵道未成の地方にありては自動車の定期往來比較的旺なり

昭和七年三月末に於ける諸車數次の如し

乘用	馬車	二六	自動車	三九	自轉車　七八、四二六
荷積用	馬車	二、〇二〇	自動車	三三七	一牛車　九二〇
					荷車　二八、二九六
			自動自轉車	一七三	人力車　九二〇
					其の他　七、六八一

二、鐵道　國有鐵道の敷設は未だ縣内の一部に過ぎず　讃豫線の縣内走行一四八・七粁伊豫郡上灘町迄開通せるものとす　昭和六年縣内各驛の乗車人員四、二六八、六五〇人　降車人員四、三一七、八四七人　旅客賃金一、一三三、八四九圓　小手荷物（発送三五、〇一七個　到着三八、八四三個）運賃は小手荷物五八、三〇八圓　貨物二六一、八五圓なり

私設伊豫鐵道は我國に於ける輕便鐵道の嚆矢にして明治二十一年の開通なり松山市を中心として放射狀に三元・七粁　軌道三一・六粁を經營せり　即ち輕便鐵道は郡中線（松山―郡中間）森松線（松山―森松間）横河原線（松山―横河原間）にして軌道は松山道後間（城南、城北の二線）及松山高濱間とす　大洲地方に愛媛鐵道（内子町―長濱町間）二七・九粁あり　又宇和島地方に宇和島鐵道（宇和島市―吉野間）三五・六粁あり　何れも地方交通に益する所大なり　尚新居濱、端出場間に住友經營に係る輕便鐵道あり

今會社別乘客賃金等を示せば次の如し

	乘客	發送貨物	乘客賃金	貨物賃金
伊豫鐵電	三、五九七、六一〇人	一三四、一四六噸	三三、六三五円	八〇、二五三円
宇和島鐵道	一三三、一〇七九	一九、六〇八	六八、〇三〇	三、五〇六
愛媛鐵道	三〇五、二八九	三三、八三三	六九、三〇三	三〇、〇八六
伊豫鐵電（軌道）	四、九一九、三七六	—	二五八、三五六	—

三、海運　海岸線の延長三〇里　灣の出入に富み天然の良港多く古來沿岸航路能く開け阪神、中國、九

州地方に毎日數回の定期航路あり我國海運史上夙に其の名顯著なるものあり殊に今治港は開港場として最も殷賑を極め高濱、三津濱、長濱、八幡濱、宇和島等の各港灣亦旺なり

主要港灣移出入貨物竝入港船舶

移出入貨物

	移出		移入	
	數量	價額	數量	價額
	噸	円	噸	円
今治	四二七、三九四	二五、九二四、〇三〇	一五七、一四六、八八六	二五、一九三、五九六
高濱	一二八、一四三	一七、九八三、四八五	八八、九九二	一〇、六九、五八〇
三津濱	三五二、六六三	八、九七、〇四二	二八七、三五三	四三、九六五
宇和島	二三九、三四二	六、七三、六二七	六九、八一四	九、三六、三六
八幡濱	二六二、三二二	一七、二三二	七四、五九二	一二、一七四
長濱	四〇、四七二	三、九三五、〇四六	二〇八、五四三	五、一九二、六六八

	入港船舶							
	貨客船		漁船		避難船		計	
	船數	登簿噸數	船數	登簿噸數	船數	登簿噸數	船數	登簿噸數
	隻	噸	隻	噸	隻	噸	隻	噸
今治	二、三五六	二、三一、九四九	—	—	二	一、八六九	二、三五八	二、三三、八一八
高濱	一七、六七八	二、〇六九、一八六	—	—	二八四	三、一三一	一七、九六二	二、〇九、三一七
三津濱	四三、九六五	二、〇七一、二六二	五、八〇三	二四、七三四	二、五四三	六二、一八三	五一、七一一	二、一五八、一七九
宇和島	三六、五三七	一、二三七、三七五	一、八七二	三四、〇五〇	八	三一〇	三八、四一七	一、二七二、三三五
八幡濱	三二、二七四	一、二一〇、九九六	四、二四六	六六、五〇三	四三	一、五〇〇	三七、〇六三	一、二七八、四九九
長濱	七、七三三	八六、二三〇	—	—	六七七	二三、三五五	八、四一〇	一〇九、五八五

四、通信　昭和七年三月末現在郵便局一九三　電信取扱局所二四五　公衆電話一八　電話加入者八、二九にして通信機關は概して普及せり　尚昭和三年度より縣費を以て補助を爲し　町村役場に電話架設を奬勵せる關係上現在電話を未架設の町村は二七二　中二三村なり

第六章　社會事業

本縣に於ては社會事業に付慈惠救濟及特種兒童の保護教育等に關し夙に施設せし所ありしが世界大戰以來思想上社會上の激變を來し社會問題に對し一般の注意を惹くに至りしに依り　民力涵養、地方改善、社會教育方面等に力を盡せり而して大正十年四月始めて縣に社會課を設け亞で仝十一年三月愛媛縣社會事業協會又仝十二年七月愛媛縣善鄰會なる事業團體生じ事務所を縣社會課内に置き玆に漸く施設機關整ひ斯事業に一新機軸を開くに至り救濟事業、副利事業、敎化事業、兒童保護事業等の　社會的施設年と共に進展しつゝあり

一、愛媛縣社會事業協會　各種社會事業の發達を期し縣下に於ける社會事業團體の連絡を圖る機關にして社會事業研究會、講習會、講演會、兒童健康相談所、乳兒審査會等の開設、機關雜誌の發行竝視察旅行を行ひ社會事業從事員の養成を計りつゝあり之が經費は會費及縣補助金等に據るものにして昭和七年度豫算次の如し

歲入		歲出	
總額	七、三五〇円	總額	七、三五〇円
會費	四、五五〇円	事務所費	八八〇円
補助金	一、三〇〇円	事業費	五、四〇〇円
收入財産	五〇〇円	其の他	一、〇七〇円
雜收入	一、〇〇〇円		
繰越金	一〇〇円		

二、愛媛縣善鄰會　社會民衆をして各其の志を遂げしめ國内諸方面に渉り克く協調階和の實を擧げしむることは現代世相に於て最も緊切なる事たるべし依つて社會の弊習たる因襲偏見を芟除し融和善鄰の促進を圖るため創設せるものにして本會は相互善鄰の趣旨を宣傳し因襲的偏見の除去に努め矯風敎化の振興を圖り日常生活の改善を促し其の他必要と認めたる事項を實行し又縣下に於ける該事業統一聯絡機關なり之が經費は國、縣等の補助金其の他寄附金等に據るものにして昭和七年度豫算次の如し

歳入						歳出			
總數	寄附金	補助金	奬勵金	雜收入	繰越金	總數	事務費	事業費	其の他
八、二〇〇円	一、九〇〇円	四、八〇〇円	六〇〇円	四〇〇円	五〇〇円	八、二〇〇円	九〇〇円	五、三五〇円	一、九五〇円

三、愛媛縣敎化聯盟　昭和三年五月中央敎化團體聯合會長山川氏等を招聘し縣下敎化團體關係者の座談會を開きしに端を發し凡ての敎化團體並敎化事業關係者の聯絡提携を圖り斯業の改善發達に資する目的にて本縣敎化團體聯合會の設立當時には全國十數府縣に過ぎざりき爾來敎化網の普及に努め昭和五年八月更に規約を制定して愛媛縣敎化聯盟と稱し一層之が目的の充實を期せり而して之が下に郡市敎化聯盟を設け郡敎化聯盟には町村を單位とする町村敎化聯盟を屬せしめ其の組織に至りては全國の範たるもの

あり　昭和六年度豫算次の如し

歳入					歳出				
總額	寄附金	補助金	雜收入	繰越金	總額	事務所費	事業費	其の他	
八六〇円	四〇〇円	四五〇円	一〇円		八六〇円	二〇円	七三〇円	七〇円	

四、縣方面委員　大正十二年十一月方面委員制度を創設し松山、今治、宇和島の三市に實施したり　昭和二年以來縣下一圓に普及を圖りたる爲昭和七年に於ては三市の外　三三ヶ町村に實施し　委員數三四名あり方面委員は擔當區域に於て一般社會狀態を調査し其の改善向上に努め保護又は指導を要する者及現に公私の救助を受くる者につき其の實狀を視察し適切なる方法を盡し社會施設の適否を調査し其の完備改善を期し且各種社會事業團體との聯絡を保ち其の目的の達成に助力する等熱誠以て活動しつゝあり

五、救濟　昭和六年度に於ける公費救濟人員は六九三人にして內前年度より越人員四三人　本年度新に救助したるもの二七〇人なり　而して年度內に死亡したる者四七人救助癈停の者一四人とす　救助費用は國費　一五三圓縣費　一四、八七八圓　を要せり年度末に於ける國費及地方救濟人員を救助原因別に見れば次の如し

癈疾	三五	老衰	二七	疾病	一五五	幼弱	九五	計	三三

明治三十二年三月法律第三十九號行旅病人及行旅死亡人取扱法に依る救護人員は　行旅病人八四人　行旅

死亡人元人にして之れが爲支出したる縣費は二、四二三圓なり

六、職業紹介　大正十一年一月愛國婦人會愛媛支部婦人職業紹介所の開始あり　尚仝年松山市、宇和島市、今治市、三津濱町、八幡濱町の五ヶ所又仝十三年大洲村に一ヶ仝十五年四月川之石町に一ヶ所の開設をみたり而して昭和七年中に於ける狀況を見るに求人（男四、八七七人　女八、三五九人）求職（男六、〇四九人　女八、六二二人）紹介（男三、六〇二人　女六、九九七人）就職（男二、九一　女四、七九二人）にして一日平均紹介元人に對し就職三を示す

七、公益質屋　大正十二年一月長濱町營質庫の開業あり　昭和二年公益質屋法の公布ありてより　昭和三年に於て大洲村、宇和島、大洲町、野村町、大和村の五ヶ所　昭和四年に於て中筋村、八幡濱町、野田村、波止濱町廣田村の五ヶ所昭和五年に岩松町、三津濱町の二ヶ所　昭和六年に御莊町、松山市、砥部町、郡中町、北條町の五ヶ所　昭和七年に於て櫻樹村、溪筋村の二ヶ所の開設あり　公益質屋は全國中稀なる普及狀況にして庶民階級の金融機關として活動し其の成績良好なり

昭和六年度（十九ヶ所分）に於ける貸付狀況次の如し

貸出高	口數	三、九五四	流質高 口數 一、三六三
	金額	一二、一〇三円	金額 七、九七四円
受戻高	口數	二七五、五七七	
	金額	一三九、〇六九円	

八、住宅組合　住宅組合法に依り大正十一年より設立許可されたるもの昭和七年度末に於ける組合數四組合員數三六三人　低利資金貸付額六九、元九圓にして平均一戸當該資金融通額一、六七圓餘なり

九、公營住宅　昭和七年末公營住宅經營主體三戸數四六戸あり　即ち松山市一四九戸　宇和島市五戸　今治市四七戸　三津濱町三戸　三島町元戸　西條町一五戸　郡中町三戸　大洲町五戸　長濱町二戸　八幡濱町三〇戸　川之石町二〇戸　吉田町九戸なり

一〇、釋放人保護　財團法人愛媛保護會（明治二十八年七月創立）を中心として縣下三ヶ所の保護教團あり愛媛保護會は縣下免囚保護團體の連絡統一を圖り且直接間接免囚者の保護をなす　本會に於て昭和六年度中に保護を加へし者一七人間接に保護したる者五人なり　尚縣下三の保護團體に於て間接保護したるもの　公六人にして之れが關係經費九、八九圓なり

一一、託兒所　昭和七年に於ける常設託兒所は縣下一ヶ所（所在地宇和島市、今治市、大洲町、八幡濱町三、波止濱町、川之石町三、蔣淵村、新居濱町、三瓶町）にして託兒數一、一四人之れが關係經費二〇、〇七五圓なり　主として乳放れより學齡迄の幼兒を受託保育するものとす特に本縣各地に設けらるゝ農繁期臨時託兒所の事業は成績良好にして今や全國的に其の名高し大正十三年本縣社會事業協會が縣内三市に講習會を開催したる

に端を發し昭和七年に於ける開設狀況次の如くにして其の經營は主として婦人會、處女會、寺院等の手に依るものとす

開設市町村數	開設個所數	開所延日數	受託兒童數
五七	二八	一、二四三	六、七七五人

一二、公設産婆　妊産婦竝乳兒保護の目的を以て本縣に於ては昭和四年六月産婆設置奬勵規程を設け之が設置町村に對し其の所要經費の二分の一以内の補助をなしたり昭和七年に於ける設置町村公産婆數七〇なり

第七章　財政

昭和六年度地方費の狀況を揭ぐれば次の如し

道府縣	歲出	道府縣稅	稅一人當	歲出	市稅	稅一人當	歲出	町村稅	稅一人當	歲出	水利組合 稅收入
愛媛縣	六、三一四千円	四、四八〇千円	五・九六七円	二、九〇〇千円	一、〇四〇千円	七・六二七円	一〇、五三五千円	四、二三〇千円	四・三五一円	一六九千円	一〇〇千円
全國	四二九、四五七	二三九、七〇三	三・七一九	六二九、二八五	一一九、四二三	四・三二一	二一〇、八四〇	一七、五四七	四・三六五	九、三六五	

即ち本縣地方費總額一九、九二八千圓にして稅收入九、八七〇千圓一人當八圓四九六に當る

地方債は昭和七年三月末現在　總額一八、九四二千圓にして團體別に觀れば　縣七、二八二千圓　市債五、三五千圓　町村債六、三〇一千圓　水利組合債二六千圓なり　之を目的別に見れば　敎育費一、九七二千圓　衞生費三九千圓　勸業費二、〇七七千圓　災害土木費五、一六五千圓　普通土木費五、三九五千圓　社會事業費一、一八二千圓　温泉場費三〇千圓　水道費一、二〇二千圓　農山漁村失業救濟一、〇四五千圓　其の他四四六千圓なり

一、國稅　昭和六年度直接稅徵收額は三、〇七八千圓にして地租二割六分　所得稅三割七分　營業收益稅一割六分を占む

地租	所得稅第一種	所得稅第二種	所得稅第三種	計
九〇九、四九〇円	三五九、四四一円	二七、三二四円	六五八、八六一円	一、一三五、六二六円

營業收益稅	資本利子稅	取引所稅	鑛業稅	相續稅	合計
四七八、八三〇円	九七、〇一〇円	八、六三五円	一二六、二三六円	三三三、五八三円	三、〇六八、四〇〇円

昭和五年度に於ける負擔額次の如し

內國稅	稅額	一戶當	一人當
愛媛縣	八、五八三、八一四円	一三五・八四円	七・五二円
德島縣	三、九七六、三八二	一七・五一	五・五五

直接國稅	稅額	一戶當	一人當
愛媛縣	三、九五九、七六二円	一六・五二円	三・四七円
德島縣	一、七〇三、二二三	一二・七八	二・三八

香川縣	五、〇三六、〇八六	三三・五四	六・八七
高知縣	四、一二七、四五六	二六・八一	五・七五
全國	七二九、〇五五、三七六	五七・三八	一一・三一

二、縣費　明治三十年十月縣制實施當時の縣費は六八七千圓にして稅收入の如きも五二千圓に過ぎざりしが爾來時勢の進展に伴ひ逐年增加し其の間多少の消長ありたりと雖近年著しく增加す　昭和六年度以來極力緊縮の方針に則りし結果之を昭和五年度に比すれば著しき減少なるが　昭和八年度當初豫算六、三六、一八五圓（特別會計を除）稅收入四、〇七九、五〇四圓にして明治三十年に之を比すれば前者九倍三後者七倍四に當れり　縣費一人當五圓四六稅收入一戶當一八圓三四なり歲出に於ては教育費二割八分　土木費一割一分　警察費一割四分　縣債一割一分を占む又稅收入は歲入の　六割四分　にして國稅附加稅は歲入の　四割二分　に當る

昭和八年度縣歲入出豫算

歲入

科目	金額	百分比
國稅附加稅	一、七二九、七八八圓	二七・三
縣職員費	四八二、四〇〇圓	七・六
警察費	一、二八、八三四圓	一七・八
土木費	一三八、七三五	二・二
教育費	三九、八六四	三・六
衛生及病院費	八五二、二九三	一三・五
勸業費	四、〇七九、五〇四	六四・四
會議費	八五四、三〇五	一三・五
社會事業費	二六、二六九	〇・四
縣稅取扱費	六九六、七五三	一一・〇
土木補助費	一七四、九五八	二・八
教育補助費	一六、一九〇	〇・三
衛生補助費	一五五、二〇〇	二・五
勸業費補助	一八七、一八四	二・九
社會事業費補助	一三七、七九六	二・二
統計費補助	二、二四八、六五四	三五・六
時局匡救費		
縣債		
其の他		
合計	六、三六八、一五八	一〇〇・〇

歲出

科目	金額	百分比
警察費	八七〇、九二七圓	一三・八
土木費	六九六、八〇三	一一・〇
教育費	一、七六〇、五九一	二七・八
衛生及病院費	四五、四八九	〇・七
勸業費	四六六、二一一	七・四
會議費	三〇、三〇〇	〇・五
社會事業費	二三、〇三六	〇・四
縣稅取扱費	一三三、六一〇	二・〇
土木補助費	一一八、〇五〇	一・九
教育補助費	一〇二、七七七	一・六
衛生補助費	四三、九五六	〇・七
勸業費補助	二三一、三二三	三・六
社會事業費補助	三二、一五五	〇・五
統計費補助	九、三四三	〇・一
時局匡救費	四三二、九一五	六・七
縣債	七二一、七八六	一一・四
其の他	一四六、四九六	二・三
合計	六、三六八、一五八	一〇〇・〇

三、市費　明治二十二年十二月二十五日市制施行當時は松山市のみなりしが大正九年二月十一日今治市大正十年八月一日宇和島市何れも市制を實施するに至り現在三市となる

昭和七年度に於ける市の豫算は松山市六五〇、〇三七圓　今治市九六二、〇六九圓　宇和島市九〇二、〇〇八圓　計二、五一四、一〇四圓に達す　歳入中稅收入は九五二、四〇三圓にして　三割四分　を占め平均一戶當三圓・八九　今治市二六七、一〇一圓一戶當二九・九五　宇和島市二六五、七八二圓　一戶當二七・一八なり　市稅松山市四三〇、五一九圓　一市の基本財産（昭和五年三月末定期調査）總額五八〇、一一〇圓にして內土地建物價額三五六、一七二圓　有價證券及現金三三、六六八圓　其の他三〇〇圓なり

昭和七年度市歳入出豫算

歳入

科目	金額	百分比
市稅	九五二、四〇二圓	三七・九
財産收入	一九、二六〇	〇・八
使用料手數料	三五二、三九八	一四・〇
交付金	四八、三一〇	一・九
國庫下渡金	一三三、〇一五	五・九
國縣補助金	三七一、三三四圓	一四・八
寄附金	一三、五七二	〇・五
繰入金	三、二三一	〇・一
財産賣拂代	五五、六四三	二・二
繰越金	三四、一七〇	一・四
公債	三五五、〇〇〇	一四・一
其ノ他	一八五、七三八	七・四
計	二、五一四、一〇四圓	一〇〇・〇

歳出

科目	金額	百分比
役所費	二三三、四七三圓	八・九
土木費	二二六、四八二	八・六
敎育費	五四八、〇一三	二一・九
衛生費	五一、二五四	二・〇
病院費	二四、三五六	一・五
勸業費	一三、六四八圓	〇・五
警備費	二〇、〇五二	〇・八
基本財産造成費	九、三七七	〇・四
社會事業費	四三、七三四	一・七
水道費	一六八、四八一	六・七
公債費	七二、七二一	二八・三
補助及寄附金	三六、七三三	一・五
積立金	一一〇、七三〇	四・四
諸稅負擔	三、六五九	〇・一
其ノ他	二四三、三五四	九・七
計	二、五一四、一〇四圓	一〇〇・〇

四、町村費　明治二十二年十二月二十五日町村制實施當時二六町村なりしが　其の後廢置分合に依り現在二七三町村となれり　昭和七年度町村豫算歳入一〇、五八三、二六〇圓にして內稅收入　三割九分七厘　國庫下渡金　一割五分　交付金補助金　四分三厘　町村債　二分六厘　を占め町村稅一戶當三圓六七なり　歳出總額一〇、五三六、三六五圓中　敎育費は　三割五分六厘　に當る

町村の基本財産（昭和五年三月末定期調査）二、一七五、三〇五圓にして內土地建物價額五、七〇二、八六八圓　有價證券及現金四、一三八、七九五

昭和七年度町村歳入出豫算

歳入

科目	金額	百分比
町村税	四、二〇二、五六四円	三九・七
夫役現品	一、〇二四	〇・一
財産收入	三七五、七〇七	三・六
使用料手數料	五四九、八二五	五・二
國庫下渡金	一、五九一、〇八二	一五・〇
交付金	一四四、三〇六	一・三
國縣補助金	三二一、二五三	三・〇
寄附金	二三二、一七九	二・二
繰入金	九〇、六六七	〇・九
財産賣拂代	一九六、二一六	一・八
繰越金	七二〇、四四〇	六・八
雜收入	一九一、九七六	一・八
町村債	二八二、三四三	二・八

歳出

科目	金額	百分比
役場費	一、四九九、〇六五円	一四・二
會議費	四六、九〇四	〇・四
土木費	七二二、〇四〇	六・八
教育費	三、七五二、二四一	三五・六
衞生費	三七五、一三六	三・六
勸業費	七四、四六五	〇・七
警備費	一三九、九五七	一・三
基本財産造成費	三〇一、二五九	二・九
積立金	九四、二九四	〇・九
諸稅及負擔	四四、三〇三	〇・四
公債費	一、〇八六、四〇五	一〇・三
財産費	五一、三六四	〇・五
神社費	一九、六三七	〇・二
社會事業費	一二八、一七八円	一・二
補助費	三〇四、〇三六	二・九
寄附金	三一、四〇〇	〇・三
其ノ他	一、八七六、四一一	一七・八
計	一〇、五三六、二八五	一〇〇・〇

其ノ他　一、六七二、六九八円

計　一〇、五八三、二八〇

隣縣との地方費比較表（昭和六年度豫算）

府縣費	市費	町村費	總額	一戸當	一人當
愛媛縣	六、三一四、一〇一円	二、九〇〇、三〇八円	一〇、五三五、一七六円	一九、七四九、五八五円	八二円	一七円
高知縣	六、三九四、八三五	一、五九四、五一七	四、七六八、九五四	二二、七五六、三〇六	八三	一八
香川縣	四、一九三、二〇五	一、四三二、四三三	四、九七四、五八〇	一〇、五九〇、二〇八	七二	一四
德島縣	六、四三二、七七八	一、二七二、九八七	五、三九一、五七	二三、九四四、九二三	九〇	一八

第八章　警察及衞生

第一節　警察

一、警察官署及警察職員　昭和七年末警察署一七　警部補派出所五　巡査部長派出所一八　巡査派出所三一　水上

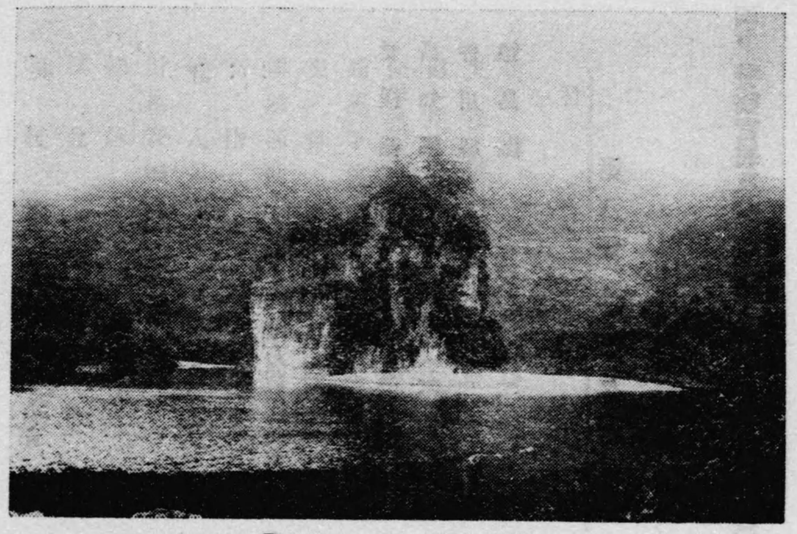

【御　三　戸】

派出所四　巡査駐在所二七六にして警察部長一人　警視四人
警部二四人　警部補四四人　巡査部長九人　巡査五六八人　而
して巡査定員一人當受持人口一、六〇九人なり

二、犯罪　昭和六年に於ける刑法犯發生件數一〇、四六一
檢擧件數一〇、二七　未檢擧件數三四にして發生件數に對
する檢擧の割合は　九割七分　なり　尚諸規則違反五、五六人
（男五、一六四人　女三九二人）にして內法律違反四一人省令違反　二、一八人
縣令違反三、三七人なり　又內務省警察犯處罰令に依る
拘留四八人　科料四七一人　愛媛縣警察犯處罰令拘留三人
科料七人なり

三、火災　昭和六年に於ける家屋火災は總度數三〇四
にして失火二三三　放火二六　不審火二六　其の他一七なり　之
が損害見積額二〇二、七三圓に達す　火災の主なる原因は
竈三　放火二六　殘火不始末三　不審火二六　煙筒三　弄火一九　取灰一七　焚火一五等なるが放火は前年に比し一〇　の增
加を示す

尚月別に之を見れば次の如し

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
三〇	二五	三三	二六	三三	三三	二三	二五	一四	二四	二〇	三一	三〇四

又林野火災は二六度にして反別三六町五反損害見積額八、七五圓なり

第二節　衞　生

一、醫師及齒科醫師　昭和七年末に於ける醫師は六五八人（男六四〇人　女一八人）內開業醫六四一にして　人口一、八二〇人　に對し
醫師一人の割合を示す　而して醫師の資格別を見れば大學卒業二四人專門學校卒業（男三二人　女一二人）試驗及第（男一七二人　女六人）
奉職履歷一人　從來開業二〇人　限地開業一人　外國學校卒業一人なり
又市部開業一九五人　町部一九三人　村部二五人にして之が分布農村に尠く開業醫なき村落さへあり　而かも交
通機關の整備と相俟つて收容又は往診により僻地に於ける缺陷の緩和を計りつゝありと雖是等の可能性
を缺ぐの地あり

齒科醫師は二〇八人(男 一九七人 女 一一人)にして内指定專門學校卒業八一人 試驗及第三六人 外國學校卒業一人なり之が分布狀況は市部七四人 町部八八人 村部四五人なり

二、産婆及看護婦 昭和七年末現在産婆七三人内指定學校又は講習所卒業五九人 試驗及第六一人 從來開業一三人 限地開業一六人にして之が分布は市部二〇四人 町部一五八人村部三六五人なり 看護婦一、〇九四人 準看護婦一三人 看護人一人あり

三、藥劑師及藥業者 昭和七年末現在藥劑師は一三五人(男 一二八人 女 一七人) 内指定專門學校卒業六人(男 女 六〇人 九人) 試驗及第六六人(男 五八人 女 八人)にして之が分布狀況は市部四八人 町部三七人 村部八人なり 而して藥劑師の開設する藥局 數は七九あり

藥業者は藥品販賣業者七三内藥劑師にして藥品販賣のもの三藥種商四七〇なり 又製藥業者は二一 にして藥劑師九三藥劑師使用のもの三其の他一五なり尚賣藥製造營業者は四〇〇 賣藥請賣業者七、三三 賣藥行商者一、九一六あり

四、鍼灸按術業者 昭和七年末鍼術、灸術、按摩術業者一、八二四人にして 晴眼者(男 六二八人 女 一五五人) 盲眼者(男 六九七人 女 三四四人)なり内譯すれば次の如し

鍼術	男 一三二人 女 一三人	灸術	男 一六七人 女 三四人	按摩術	男 五七七人 女 三六八人
鍼灸術	男 一六二人 女 一三三人	鍼按術	男 八一人 女 二〇人	灸按術	男 七六人 女 一二人
鍼灸按術	男 一三〇人 女 一九人				

五、傳染病 昭和七年中の傳染病患者は一、〇八一人にして郡部二四五人 市部二四五人 人口一万人に對し九人三分に當り内死亡者は三〇一人患者百に付死亡三七人八分の割合を示す 病類別に之を見れば赤痢(患者 一〇八人 死亡 五七七人) 腸チブス(患者 三五人 死亡 六人) 發疹チブス(患者 一人 死亡) 猩紅熱(患者 三二人 死亡 三人) デフテリア(患者 二一〇人 死亡 六〇人) なり

昭和六年末に於て傳染病院二 隔離病舍三五にして外に公立病院四 私立病院二四 娼妓病院一あり

六、肺結核 統計局發表死因統計に據れば 昭和六年に於ける本縣現在人の肺結核死亡者は一、六六人(男 八二二人 女 八七四人)にして前年に比し一〇五人を增し 死亡者千中七九・三(男 七四・九 女 八三・八)を示し全國平均七一・九に比し著しく高率なり全國中其の率の最も高きは東京府にして死亡千中二三・六を示し之に亞ぎて大阪府の二〇・一 沖繩縣一〇〇神奈川縣九八・〇 京都府九六・五 兵庫縣九〇・四 愛媛縣七九・三等高きものとす

年齡別より之を見れば 男女を通じて十五歳より 二十九歳迄の死亡 五割六分 を占む死亡千中男に於ては 二十歳—二十四歳三八人七分 最も多く十五歳—十九歳一六四人六分二十五歳—二十九歳一四五人二分 女に於ては 十五歳—十九歳三六人三分 最も多く二十歳—二十四歳三八人八分の順に多きものとす

年齡階級別次の如し（全國）

總數	零歲	五歲	十歲	十五歲	二十歲	三十歲	四十歲	五十歲
	四歲	九歲	十四歲	十九歲	二十四歲	三十四歲	四十九歲	以上
一、〇〇〇、〇	二〇・六	一三・〇	四一・一	一九八・四	二八・五	一四二・七	九五・二	六三・〇

七、中毒　昭和七年に於ける中毒患者數九人　死亡者三人　内最も多きは燐中毒にして患者三人死亡二五人なり　其の他藥品中毒三人（死亡二四人）腐敗飲食物三人　魚介類一四人　河豚三　有毒瓦斯二人等を主なるものとす以上中故意によるもの患者四五人　死亡三人にして過誤による死亡は一人なりとす

道府縣歲出豫算（昭和六年度）及諸稅負擔（昭和五年度）

道府縣	直接國稅		府縣稅		市町村稅		道府縣歲出
	稅額	一人當	稅額	一人當	稅額	一人當	
	千圓	圓	千圓	圓	千圓	圓	千圓
北海道	八、〇七六	二・八七	七、四六三	二・六五	一六、三八四	五・八三	一〇、三二六
青森縣	二、一八三	二・四八	三、一四〇	三・五七	四、五〇六	五・一二	五、〇四四
岩手縣	二、二七〇	二・三三	二、八七三	二・九四	四、二三〇	四・三四	四、六〇〇
宮城縣	三、七八七	三・三一	四、二一二	三・六九	六、一六七	五・四〇	七、七八四
秋田縣	三、二四八	三・二九	三、四七八	三・五二	五、九一四	五・九九	六、三九七
山形縣	四、〇一〇	三・七一	四・三五九	四・〇四	五、六九二	五・二七	八、一八〇
福島縣	三、八八四	二・五八	五、七六三	三・八二	六、五九三	四・三七	八、四三五
茨城縣	四、〇三六	二・七一	五、三二七	八・五八	六、三四六	四・二七	七、九四九
栃木縣	三、六六八	三・二二	五、〇三二	四・四一	五、〇三一	四・四一	六、五八三
群馬縣	三、四二六	二・八九	四、二二五	三・五五	五、五八三	四・七一	六、〇〇九
埼玉縣	四、五〇〇	三・〇八	六、七五九	四・六三	六、九九九	四・八〇	九、六六九
千葉縣	四、四〇九	三・〇〇	五、四三九	三・七〇	五、六八二	三・八七	七、五一七
東京府	一二、二九〇	二〇・五八	二六、二九三	四・八六	四〇、〇三一	七・四〇	四九、二五九
神奈川縣	一〇、七一〇	六・六一	七、七〇九	四・七六	一〇、一二三	六・二五	九、〇六七
新潟縣	七、九六一	四・一三	八、四七六	四・三八	九、八九二	五・一二	一五、一三一
富山縣	三、六〇二	四・六三	四、四四七	五・七一	四、七七八	六・一三	八、一三八
石川縣	二、七三五	三・六一	三、六八六	四・八七	四、九四二	六・五三	五、四五四
福井縣	二、一九七	八・五五	三、〇七六	四・九八	三、三三三	五・二九	五、一八〇
山梨縣	一、七七一	二・八一	二、五五八	四・〇五	二、四四九	三・八八	五、三六六
長野縣	五、二八四	三・〇八	七、六五九	四・四六	九、七五一	五・六八	一〇、一八三
岐阜縣	三、五六八	三・〇三	四、八五四	四・一三	六、一三三	五・二九	八、〇三五
靜岡縣	五、三八〇	二・九九	六、七九四	三・七八	九、四九五	五・二八	一〇、三八九
愛知縣	一四、六六四	五・七一	一二、三八七	四・四四	一四、七〇三	五・七三	一八、三三〇
三重縣	五、三五五	四・六三	四、九〇九	四・二四	五、八二三	五・〇三	八、五四四

滋賀縣	三、六三五	五・二六	四、一五九	六・〇一	四、五〇八	六・三一	六、〇一七		
京都府	二、〇四六	七・一一	七、三八二	四・七五	九、六三五	六・二〇	一〇、九五三		
大阪府	五一、三八九	一四・五二	一八、七四三	五・二九	二六、四一七	七・四六	三三、八一六		
兵庫縣	二六、〇八七	九・八六	二三、三三一	四・六六	一七、一三一	六・四七	二〇、八七六		
奈良縣	二、二〇九	三・七〇	二、八九七	四・八六	三、六七七	六・一七	三、五七九		
和歌山縣	二、七五六	三・三一	三、三五五	四・〇四	三、九〇三	四・七〇	四、六六五		
鳥取縣	一、五〇八	三・〇八	二、〇三〇	四・一五	二、八五九	五・八四	二、五七五		
島根縣	二、五三九	三・四三	三、三七三	四・五六	四、三九九	五・九五	四、四七八		
岡山縣	五、五二一	四・三〇	六、二七四	四・八九	七、五一五	五・八五	八、三四八		
廣島縣	六、三六三	三・七六	七、五五七	四・四七	九、一三〇	五・四〇	一二、五六四		
山口縣	四、二一五	三・七一	四、六八五	四・一三	七、〇一〇	六・一七	七、三一四		
德島縣	一、七〇一	二・三八	三、四一六	四・七七	四、一三三	五・七七	六、四三三		
香川縣	二、四四四	三・三四	三、八一	四・三七	三、五三八	四・八三	四、一九三		
愛媛縣	三、九六〇	三・四七	五、一〇五四	四・四三	六、一九三	五・四二	六、三一四		
高知縣	一、八二三	二・五三	二、七七九	三・八七	三、一二三	四・三五	三、一二三		
福岡縣	二一、一〇五	四・二九	一〇、〇六八	三・九八	一四、九七六	五・九三	一六、四三八		
佐賀縣	二、七八五	四・〇三	二、九二一	四・二三	三、六三〇	五・二四	四、一八九		
長崎縣	三、五四六	二・八八	四、一〇四	三・三三	六、二六〇	五・〇八	五、九三三		
熊本縣	五、〇五八	三・七四	五、五四三	四・〇九	七、七二八	五・七一	九、三六八		
大分縣	二、九七三	三・一四	三、七四〇	三・九六	四、六六一	四・九三	五、七二九		
宮崎縣	一、八六三	二・四五	三、一六三	四・一六	三、九三八	五・一八	四、九〇四		
鹿兒島縣	三、〇一一	一・九三	四、七四二	三・〇五	七、五七九	四・八七	八、〇九九		
沖繩縣	四三〇	〇・七五	七四四	一・二九	一、三八九	二・四一	一、六九九		
計	二八〇、〇七一		二七二、一二七		三六三、九七七		四二九、四七七		
平均	八、〇八七	五・九）	五、七九〇	四・二三	七、七四四	五・六五	九、一三七		

附錄

名所舊蹟天然記念物概覽

並 歷代長官

【松山城全景】

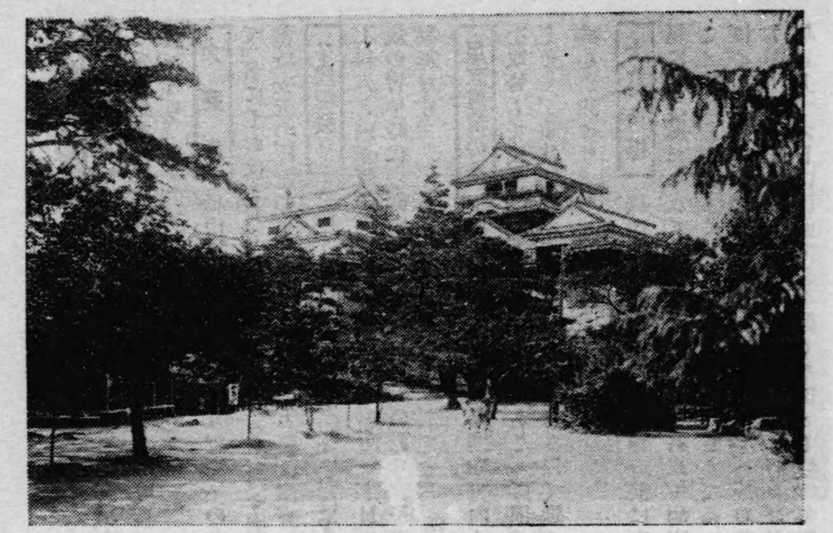

【松山公園ヨリ天主閣】

【松山市景】

松山市勢

面積戸口―面積一方里一六九　世帶數一八、二四二
人口八二、四七七

重要生産物―綿織物二、五四六、四七五圓　菓子九四三、三〇〇圓

諸官衙―愛媛縣廳、松山警察署、工業試驗場、松山測候所、穀物檢査所、同松山支所、蠶業取締所、同松山支所、松山土木出張所、松山巡査教習所、松山稅務署、松山聯隊區司令部、歩兵第二十二聯隊、松山衞戍病院、松山憲兵分隊、松山地方裁判所、同區裁判所、同供託局、松山刑務所松山郵便局、廣島地方專賣局松山出張所、商品陳列所、松山市役所

諸學校―松山高等學校、愛媛縣師範學校、同附屬小學校縣立松山中學校、松山高等女學校、松山城北高等女學校、松山商業學校、松山工業學校、實業補習學校二、小學校一〇、私立松山高等商業學校、北豫中學校、濟美高等女學校、東雲高等女學校、松山抜藝女學校、松山女子商業學校、松山夜學校、愛媛縣立盲啞學校、愛媛國學館、幼稚園五

名所舊蹟―松山城趾、石手川公園、阿沼美神社、大寶寺、子規埋髮塔、足立重信の墓、十六日櫻

鐵道―國有鐵道讃予線松山驛、私設伊豫鐵道の高濱線、横河原線、森松線、郡中線（各線基點）電車松山驛道後間

新聞―愛媛新報、海南新聞、伊豫新報

松山公園

舊松山城趾にして市の中央にあり全山樹木繁茂し頂上の樓櫓疊壁今尚舊形を存し宏壯雄大にして眺望の絶佳能く筆紙の盡す所にあらず勝山と稱す、城山高さ五十二間周圍三十町十五間其の面積約五万九千坪あり。

加藤嘉明（十万石）慶長八年此地勝山に五層の城廓を築き移居寛永三年嘉明會津に移封せられ同四年蒲生中務輔忠知二十万石を以て入城同十一年忠知京師に歿し嗣子なく同十二年松平隱岐守定行十五万石を以て桑名より入城世襲して十五世定昭に至り城色を奉還す。定行入國のさきは城山は亦土山の殺風景なりしを臣下に命じ夥菓等を蒔かしめ鳥類を集めて其の散糞により草木の繁殖を計り且つ日向の松實を蒔きたるため比年ならずして鬱蒼たる林相を爲すに至る、降て寛永十九年天主閣を改築して三層となせしも天明四年の雷火に天主閣及本丸を燒失す文政三年更に工を起し三十五年の久しきに亙りて安政元年漸く竣工せしは現在の城廓之なり、建造物中加藤嘉明の築造に繫るもの僅に筒井門竝乾櫓を存すのみ明治維新廢藩の際縣は之を公園となせしも同十九年陸軍省所管とし、其の後明治四十三年三月松山市貸下を受け現今市の公園として經營せり、大正十二年久松定謨伯大藏省より其の拂下を受け更に松山市へ寄附する處となる。

城山の東麓に縣社東雲神社あり菅原氏の祖天穗日命、菅原道眞、息長福玉命（松山城主久松家の祖定勝へ勅許の神號）を祭る、大正六年正四位久松定通を合祀す當神社に納められたる能裝束は天下の逸品多しと云ふ。

阿沼美神社　松山市宮古町に在る縣社延喜式内の大社にして最も歴史に富み大山積命を祭る、境内廣く古松鬱蒼として森嚴を極む。往古勝山の嶺に在りしを慶長八年現在の地に遷座累代松山城主の尊崇篤く神田の寄進社殿の造營等屢々なり。

大寶寺　松山市南江戸に在り大寶元年の建立にして崇德院讃岐よりこの地へ行幸の時御車を返し櫻を叡覽ありて「名にしおはまたも來て見ん花の春夕影殘す雪の古寺」の御製あり一に古寺といふ、堂前の姥櫻は聞ゆる名花にして當時安置の釋迦如來、阿彌陀如來の二像は國寶なり、本堂は特別保護建物となれり。

子規埋髪塔　「痰一斗へちまの水も間にあはず」の辭世句を殘して明治三十五年九月十九日東京上根岸の寓居に逝き規の青年時代の面影を偲ぶに足るものあり、子規名は常規慶應三年九月十七日松山市大字新玉町に生れし明治文壇の異彩なり。

足立重信の墓　松山市の北方山越來迎寺境內に在り足立重信は加藤嘉明の重臣にして松山築城の際重信川・石手川を改修して民生に資したり重信川の名こゝに因す、又松山城廓の結構經營に力を致し以て松山市の開市を見るに至らしめり、重信は寛永二年十一月十七日を以て逝く大正八年十一月正五位を追贈せられ大正十四年同寺境內に頌功記念碑を建設せり。

十六日櫻　松山市の北方山越龍穩寺庭前に在り毎年舊正月十六日に開花するを以て此名あり、其の由來は往昔此里に花鳥風月を友として餘生を樂しむ翁或年病床にあり正月十五日夜吾子吉平を呼びて自分はいや八十黃泉に旅立つことは露程も惜しくはないがたゞ常に愛してゐる庭前の櫻花の開期を待たずして逝くことが誠に口惜い花にも靈あらば心して咲けよと嘆ず、吉平其の情に堪へず終夜樹下に井水を被りて身を淨め祈願せしに十六日の拂曉美事に開花したり、父子之を眺めて狂喜せんばかりに打喜び翁の病忽ち去りて更に十年の齡を保つことを得たりと傳へらる爾來毎年正月十六日には必ず花を開くを例とし觀客多數なり。

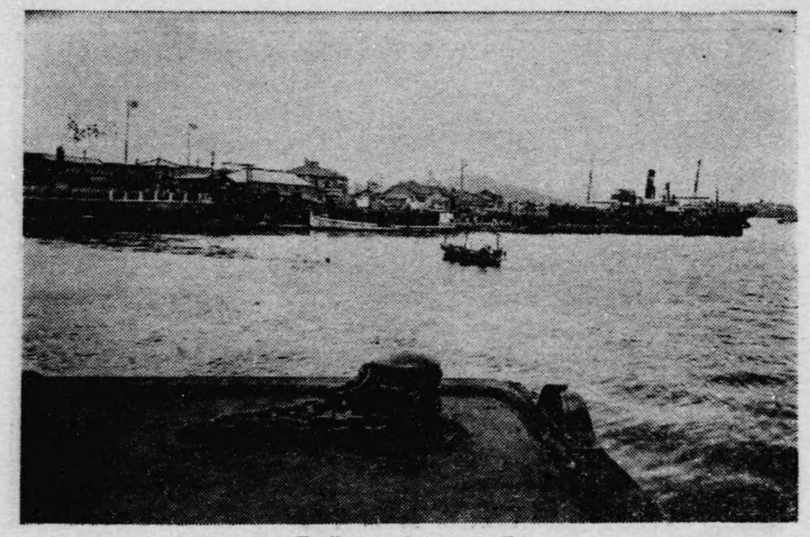

【今治港】

今治市勢

面積戸口―面積〇、四六八方里世帶數九、三〇一
人口四三、七三五

重要生産―綿織物一一、二一一、〇一八圓捺染物一、二〇一、四〇七圓　漁獲物二〇四、〇一五圓

諸官衙―今治警察署、今治區裁判所、今治稅務署、今治郵便局、神戸稅關今治支署、今治土木出張所、穀物檢查所今治支所、今治市役所

諸學校―縣立今治中學校、今治高等女學校、組合立越智中學校、實業補習學校、小學校五、私立今治實科女學校今治技藝女學校、今治精華女學校、今治中等夜學校、幼稚園二

名所舊蹟―今治城趾、天保山、姫坂神社、東禪寺

鐵道―國有鐵道讃豫線今治驛

港――今治港（大正十一年二月開港場となる）

本港は天保二年藩主定芝新地港に波除石垣を築造し翌年七月竣工せるものにして其の後若干の補修を加ふる所ありたるも規模狹少にして和船の碇繫に便なるのみ汽船に至りては港外に碇泊するの止むなく不便尠からざりしが市に於て築港を計畫し大正九年より防波堤の築造、港內浚渫、埋立、棧橋の築造をなし港內面積約三万六千坪、浚渫總量約四万五千坪に及び面目一新したり

新聞―今治民報、今治時報、今治商工新聞、東豫民友新報

【宇和島市景】

宇和島市勢

面積戸口—二方里一一二　世帶數九、九一九　人口四四、二七六
重要生産物—綿織物一、一〇一、〇〇九圓　醬油四七九、七〇〇圓
一五四、九八八圓　生糸五、〇五六、六一五圓
諸官衙—宇和支廳、宇和島警察署、宇和島區裁判所、宇和島稅務署、宇和島營林署、宇和島郵便局、愛媛縣水産試驗場、松山刑務所宇和島支所、松山測候所宇和島支所、愛媛縣蠶業取締所宇和島支所、穀物檢査所宇和島支所、宇和島土木出張所、宇和島市役所
諸學校—縣立宇和島中學校、宇和島高等女學校、宇和島高等家政女學校、市立宇和島商業學校、實業補習學校、小學校五、幼稚園三
名所舊蹟—宇和島城、和靈神社、宇和津彦神社、天赦園、滑床
鐵道—私設宇和島鐵道（基點宇和島吉野間）
港——宇和島港
新聞—南豫時事新聞、宇和島新聞、宇和島日々新聞

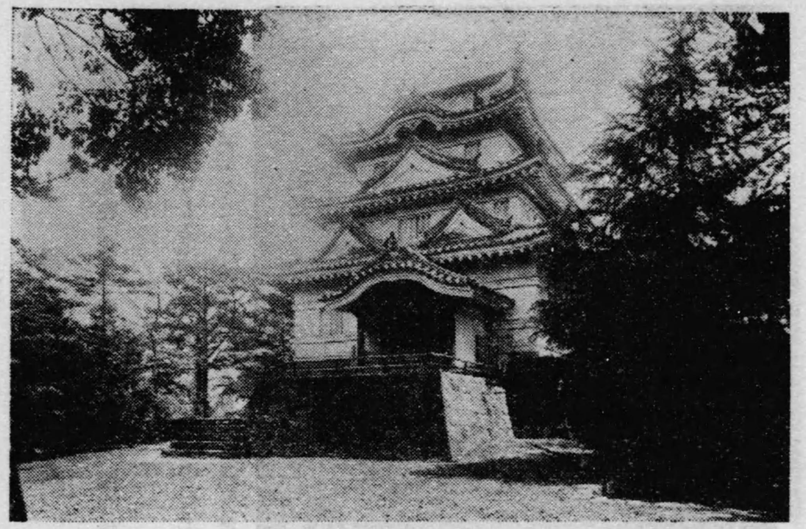

【宇和島城（天主閣）】

宇和島城

宇和島市大字丸之内にあり城廓（城山）高さ海拔三十八間餘周圍七百四十四間地積十町二反四畝二十一歩城廓内一帶に樹木數多密生林相をなし從來枯損木の外伐除をなさず大いに繁茂しつゝあり。

戰國時代板島丸串城と稱し西園寺實久城主（高六千六百石）たり、次に家藤監物城代として住す天正十五年戸田勝隆に屬す、文錄三年藤堂高虎（七万石）之を改修して宇和島城（一名鶴島城）と稱し此に移る、次に富田知信城主たり、元和元年伊達秀宗（十万石）居城寛文年間伊達宗利之を改修す維新後陸軍省の所管なりしを後伊達宗德拂下を受けて所有現今に至る。

天主閣、追手門、上り口の門、城井は完全に存在す其の他の櫓櫓塀櫓は廢毀したるも其の趾は現狀を失はず。

雪輪の瀧

宇和島市大字丸穗字野川の滑床山にあり 國有林地積千百二十八町八段四畝二歩にして市を距ること三里半一日にして行遊を爲すことを得。

瀑布と云ふよりも奔湍と云ふべく、急斜の石上を奔流すること約三十間幅六七間其の流水點々渦紋を爲して下る其の狀雪爨の輪形をなして降るが如く實に奇觀美景雪輪の稱ある所以なり、其の水上に奔湍六七段あり 何れも流花水絞をなし湍末の本流五六歩の右傍に接して銚子の深淵あり、圓形の淵潭にして水色紺碧其の深さ知るへからず探險家も未だ淵中に入りて其の底を極めたるものなく水勢激甚なれば其の深度測量し得ず暫く傍に佇立せんに凄愴の氣に打たる如何に剛膽の者と雖も單獨にて探訪するものなしと云ふ、此の瀑淵の邊樹林蓊鬱として繁茂し秋霜する時は紅葉峽谷を點綴し水色と相映し美觀比なし、秀麗美觀の點に於て縣下此の山水に勝るものあらざる可し、

【雪輪の瀧(下より寫したるもの約全景)】

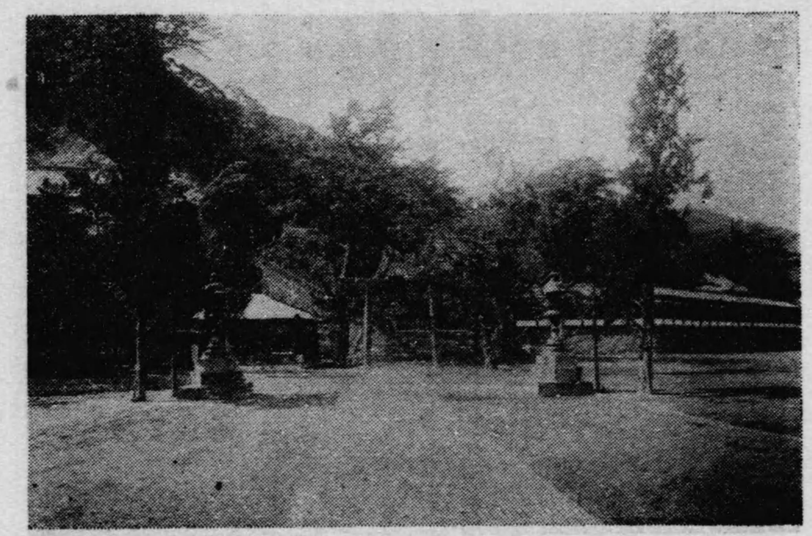

【和靈神社】

和靈神社

宇和島市大字八幡字鎌江に在り伊達家の忠臣山家公頼を祀る神徳を渇仰する者歳と共に多く遠くは近畿、中國、九州よりして一ヶ年賽客七十万を下らず。

公頼別の名を清兵衛と稱す伊達正宗の臣なり爲人端正篤醇廉介以て身を持す秀宗宇和島に封せらるゝに際し家老職と し又委するに秀宗の身上の事を以てす其の封土に就くや公頼万勵治を圖る秀宗平生其の謄を貫き密に屈究の思をなし心之を懌はす佞臣又從て之を飽讒し終に讒徒をして幃幄の中に斬殺せしむ然るに忠魂左右を離れず或は時に出現し或は難を未然に知らしめ君に奉する終始渝ることなかりしと云ふ。

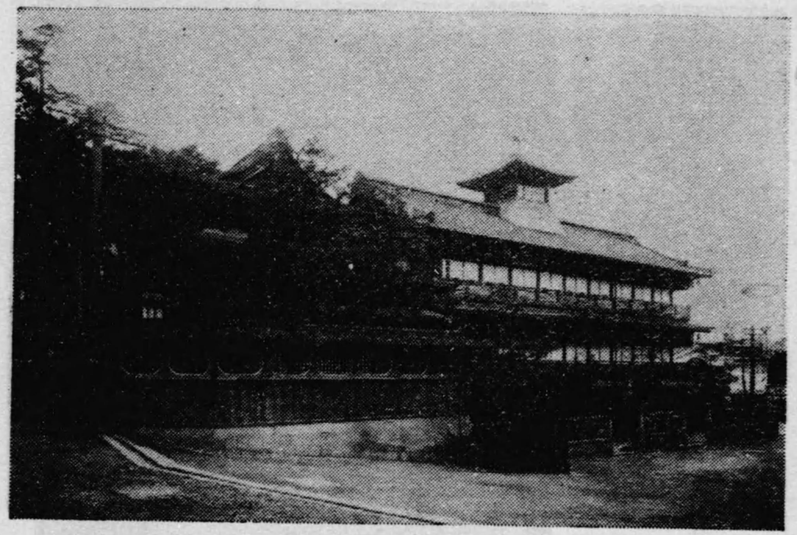

【道後温泉】

温泉郡勢

面積戸口—面積三九方里八六六　世帶數二九、五九一
人口一四五、六九七
重要生産物—米三、七五六、七六〇圓　綿織物一、一九二、五一四圓　麥一、〇一〇、〇三一圓　柑橘四七七、九七八圓　酒六〇三、九〇〇圓
諸官衙—三津警察署、愛媛縣農事試驗場、廣島遞信局海事部三津濱出張所
諸學校—愛媛縣女子師範學校、同附屬小學校、同附屬幼稚園、縣立松山農業學校、町立北條實科女學校、町村立實業補習學校五三、小學校五二、幼稚園一
名所舊蹟—道後温泉、道後公園、伊佐爾波神社、湯神社、一遍上人誕生地、石手寺、太山寺、岩堰、湧ヶ淵、白猪の瀧、唐岬の瀧、興居島、鹿島、腰折山、星の岡、三津の朝市、荏原城趾
鐵　道—國有鐵道讃豫線淺海驛、伊豫北條驛、粟井驛、堀江驛、伊豫和氣驛、三津濱驛、私設伊豫鐵道松山高濱間、松山横河原間、松山森松間、電車道後松山驛間
港　——北條港、堀江港、高濱港、三津濱港
模　範　村—余土村、正岡村

道後温泉

温泉郡道後湯之町字湯月に在り面積一反八歩　源泉は第一第二の二箇所より湧出し一晝夜に付約百二十六石（一時間に付約五石二）各浴槽に分湯す。

道後温泉は上古大巳貴命少彦名命の二神國土經營の爲普く秋津洲を周歷せられし際に此の地にて　隅々大巳貴命病に罹らせ給ひしかば少彦名命直に温泉を汲みて浴せしめし所暫くにして蘇生し給ひ　歌を詠して暫時假寢せん哉と宣ひ勢猛く側の石を蹈みて起ち給ひたりと云ふ、今尚其の石温泉の側に在り之を靈の石と稱ふ、如斯上古より靈驗著しき歷史を有し孝靈天皇后細姫、景行天皇后八坂入姫、仲哀天皇、氣長足姫、神功皇后、舒明天皇后天豐財重日足姫の行幸啓此地に在らせ給ふ、推古天皇の御宇聖德太子此の地に啓せられ太子命して湯の岡に碑を建て、其の事を勒せしむ　其の後何時しか碑石の所在不明となりたるも碑文は釋日本紀にあり、其の後地震の變災によりて温泉の閉塞せしこと久し或時一鷺其の脛を傷ひ朝夕來りて溪水に濯し日を累ねて愈ゑ去りしかは覩る人之を奇とし其の所を掘擊して再び泉源を探究して復舊するを得たり、其の後震災の爲一時温泉の止まりしこと屢々ありき、寛永十五年松平隱岐守定行命して礎石浴池を修營し其の上に屋を架し三區域と爲し且つ士庶の分を別ち男女の　混浴を禁ず現在の建造物此に起源す、其の後明治五年改築して新に樓を架し浴客の休憩に便し之より入浴料を徵し同二十五年再び改造して大に輪奐の美を整へり、同三十六年　大正天皇皇太子に在せ給ふ時此の地に行啓車駕を駐めて又新殿（皇族御專用の湯）に臨御せらる、大正十一年十一月　今上天皇陛下皇太子に在らせ給ふ時　此の地に行啓せられたり、本温泉は泉質單純泉にして殆ど透明古より一般人口に　炙膾し著名の温泉として入浴の爲此の地に來る者頗る多し。

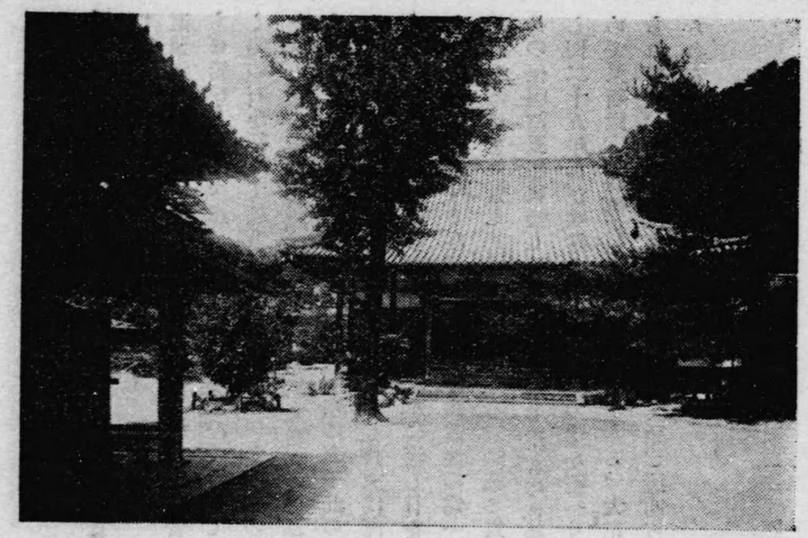

【寶嚴寺(一遍上人誕生地)】

一遍上人誕生地 温泉郡道後湯之町字湯月谷 寶嚴寺境内に在り寶嚴寺は元天臺宗の大地なりしが源平時代衰微し其の別院が河野氏の別邸となる後天臺を改めて時宗となし一遍上人の木像(長三尺八寸國寶、上人の自作とも云ふ)を安置す、寺前の松ヶ枝町は同寺の境内にして往古塔中十二坊の在りし處なり明治九年湯街の遊廓を移して松ヶ枝町と稱へ松ヶ枝の入口に古來より「一遍上人御誕生舊跡奥谷寶嚴寺」と題する石標あり。

一遍上人は伊豫の守護職贈正五位河野通信の子、別府七郎左衛門尉通廣の二男延應元年に生れ幼名松壽丸と云ひ幼にして頴悟、縁教律師に從ひて學び十五歳祝髪して隨縁と改め知眞房と稱す、更に叡山に登り慈眼僧正に師事する事十有二年天臺の奥義を會得す、後太宰府西山派聖達に就て淨土教を學び其の蘊奥を極む、建治元年十二月紀州熊野本宮に參籠すること百日大誓願を起し奮進修行す其の誠心感通し神靈娶偈を授けて曰く「六字名號一遍法、十界依正一遍體、萬行離念一遍證人中上々妙好華」と此の偈を神勅又は六十萬人頌と稱す、此に於て智眞豁然として大悟し名を一遍と改め神勅に從ひて本願念佛を首唱し諸國を遊行し貴賤道俗を勸化す、故に世に遊行上人と稱す正應二年兵庫に巡錫し觀音堂(眞光寺)に於て遷化す、行年五十一化導十六年。

【鹿島の神鹿】

鹿島の神鹿

鹿島は温泉郡北條町大字辻鹿島、北條町の海岸を距ること西方四町の海上にあり、面積十九町七反八畝六歩高さ三百八十尺周圍凡そ十五町にして形丸高、島の西半は花崗岩其の東半は安山岩の露出多し南北西の三面は絶壁をなし東側のみ稍々緩斜にして其の麓に鹿島神社を奉祀す、島の東北山頂に近く一小平地あるは舊鹿島城趾なり、全島樹木繁茂し大木老木の密林にして魚付保安林として保存せらる。

神鹿は一時五十頭を算せしも近時著しく減少して十數頭棲息するのみ、鹿に付ては準據す可き記錄全くなきも一説に常陸國より鹿島神社を遷せし際共に鹿を放養せりと又松山藩主久松氏軍神、鹿島神社を崇拜し記念の爲に奉納せりとも云ふ、食料の缺乏により又秋潮交尾期に於ける爭鬪に原因して鹿は減少せるなり、附近に二子岩の奇岩聳立し風景絶佳四時遊客絶へず。

【太山寺】

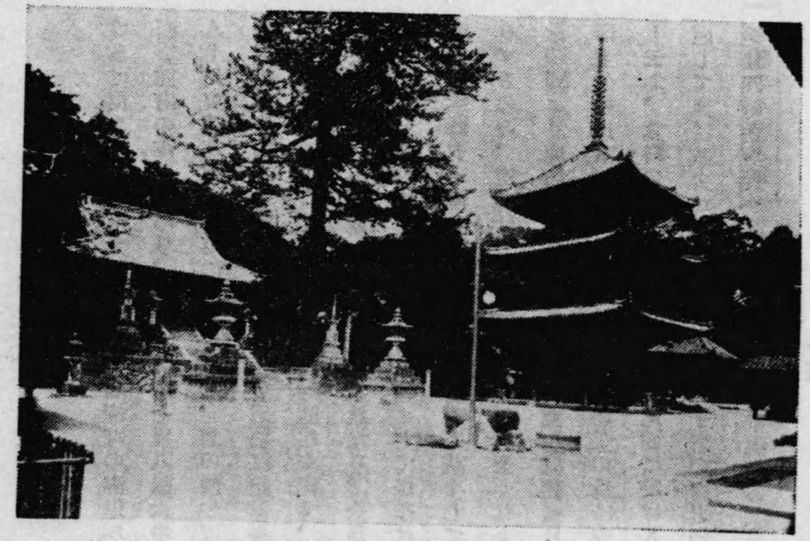

【石手寺伽藍全景】

太山寺 温泉郡和氣村大字太山寺に在り天平十一年僧行基勅を奉じて創建す、鳥羽天皇のとき七堂伽藍成して龍雲山太山寺と稱せり、四國靈場五十二番の札所として寺は經ヶ森の中復樹木鬱蒼たる別天地にあり、本堂と仁王門は國寶建造物にして歷代勅納の佛軀本尊十一面觀音立像外五軀は國寶となれり。

石手寺 温泉郡道後湯之町に在り四國巡拜第五十一番の靈場にして天平元年三月越智玉澄之を再建すと傳へらる、昔は安養寺と稱し法相宗なりしが後石手寺と改め眞言宗に轉せり、本堂、三重塔、仁王門、鐘樓竝に梵鐘は何れも國寶に指定せらる、之等の建造物は鎌倉期のものならんと稱すれ共同寺所藏の棟札には文明十二年又鐘銘には建長三年の如くあり。

荏原城趾 温泉郡荏原村大字惠原町字堀前に在り一名平岡城又は棚居城と謂ふ古城にして面積一町四反九畝十五歩あり、伊豫の主權者河野家十八將の首位たる平岡氏の居址にして天正十三年九月豊臣氏の四國征伐の時落城す、其の時の城主を遠江守通倚とす、慶長五年九月平岡善兵時の領主加藤嘉明に反し一揆の首謀となりて此城に據れり、戰國時代の地城通稱土居〔邸宅〕の址にして完全に當時の形狀構造を存する稀下唯一の標本なり、現在は邸址たる平坦地は全部畑となり其の内東北隅は杉林となり西北隅は竹藪となり入口の門址は田となれり、入口の一部を除く外土封を廻らし土封上は大小樹木雜生す堀は殆ど存し其の八分の一のみ田地となれり。

星の岡 温泉郡石井村に在り松山市の南方約十町にして五つの丘陵あり之を星の岡とす又里人五つヶ森と呼ぶ元弘三年閏二月後醍醐天皇船上山に據り給ひし時南朝の忠臣河野の一族土居通增、得能通綱の兩人義兵を擧げて北條時直の大軍を破りし古戰場なり、今頂上に一碑を建て星之岡表忠碑と銘せり。

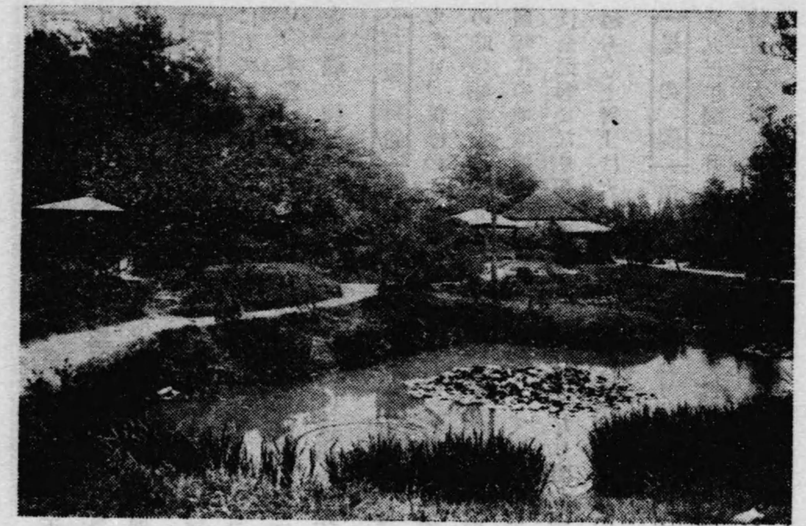

【道後公園】

道後公園　往古伊佐庭岡と稱し推古天皇の朝　聖德太子行啓ぜられ道後温泉の碑を建てさせ給ひしは此丘上ならんと云ふ、建武年間伊豫の豪族河野通盛湯築城を築きてより天正十三年其の滅亡に至るまで其の居城となせり、天正十五年福島正則湯築へ入城せしも幾許もなく國府に移り湯築は永く廢墟となる、然るに慶長年間加藤嘉明勝山城を築くに際し其の礎石等を取り之を移して築城の用に供したるを以て全く廢墟となり久しく荒廢して竹籔なりしを縣が明治十九年拂下を受け之を改修して同二十一年六月本縣公園とし以て現今に至る、園の周圍八町二十間餘面積二万九千八十三坪中央に小丘あり櫻樹最も多く花季の殷賑地方に冠たり、丘頂四望廣濶遠く瀬戸内海の絶景、近く市坊悉く眼下に在り

三津の朝市　温泉郡三津濱頭に在り古來有名なる魚市場にして其の創業は遠く元和二年の昔にありと謂ふ、毎朝生魚各地より參集し取引極めて敏活にして群集せる漁夫商人は千を以て數ふべく加ふるに近來果物蔬菜の市も同時に開設ぜられ其の狀實に壯觀を極む。

【山折腰】

【メヤアメヒエ】

エヒメアヤメ　温泉郡雜波村大字下雜波腰折山々林面積約十町歩の所に産す鳶尾科に屬する多年生草生なり、エヒメアヤメは腰折山附近に産する外に九州、支那、朝鮮、滿州にも自生す、小形にして叢生し根莖は細く稍扁平にして瘠形なり葉は線形、鋭尖頭にして其の質薄く禾本科植物の葉に類似し長さ三四寸のもの多く八九寸を越ゆるもの尠なし、されど之を培養する時は著しく伸長する場合多し、葉片には細き縦脉二三條あれ共著しからず三月中旬より鏤合せる葉を地上に出す四月中旬の花時に葉は尙長からず、三月末より四月の始に亙りて三四寸の花莖を抽出し其の頂に一花を着く、一枚の苞ありて花を包み花梗は甚だ短く二三分なり花蓋の管狀部は細長にして一寸乃至一寸七八分、裂部は紫色にして旗片は狹き花瓜を具ふ雄蕊の葯は線形を爲し花絲は纖細にして葯よりも長し雄蕊の冠狀片は薄くして直立し線狀披針形、鈍頭又は鋭頭をなし子房は長楕圓形にして三稜を有し花後圓き蒴を結ぶ、エヒメアヤメは内務大臣より天然記念物として指定せられたり。

【石手川】

石手川及重信川堤防並本　温泉郡湯山村、道後湯之町、桑原村、石井村、余土村、垣生村、伊豫郡岡田村、松山市に在り、石手川流路岩堰より出合迄と及重信川流路出合以下流末迄三里三町三十間の間保存せらる、石手川の沿革を見るに石手川は源を温泉越智二郡の境上南三方森に發し温泉郡湯の山溪間の諸流を集め道後湯之町大字石手字岩堰に至り（以下舊流路）夫より北に寄り石手寺の前を流れ湯築城の南方を過ぎ持田の中央を一貫し松山市玉川町に入り二番町及八股を通り妙清寺竝松山驛邊を經過し田畦の間を西走して温泉郡生石村吉田濱に至りて海に注げり、應長五年加藤嘉明勝山に築城せんとするに當り石手川の流路變更することゝなり老臣足立重信をして岩堰の岩石百三十間の開鑿を行ひ共れより西南に向ひて流路を穿ち市ノ坪に至り重信川に合流せしむ、依て此處を出合と謂ひ此間鑿流路二里三十間工事施行は慶長六七年の交と想はる重信川は元浮穴村大字高井より南に偏方し丘陵に沿ふて流れ西南に向て斜走し松前の南海に注ぎしが水害絕へざるに準り慶長元年前後に之を變更穿鑿し高井以下垣生村に至て海に入る迄殆むど直線となす此の流路三里なり、出合より流末迄一里二町の長さを有す、石手川流路變更により松山市は作られ松山城は築かれ多くの田園は開かれ灌漑は至便となり水害は減少す、然れ共今日蜿蜒として長龍の横たわるが如き堤塘樹林鬱蒼として繁茂し氣候を調節し風土を保ち絕好の美觀恰も繪畫の如く常に文人墨客の雅懷に觸れ或は吟詠に上り繪畫となり地方人共樂の場所として四時人の絕ゆることなきは之自然の美を語るものなり、竝木の一部は石手川公園として松山市の管理に屬す。

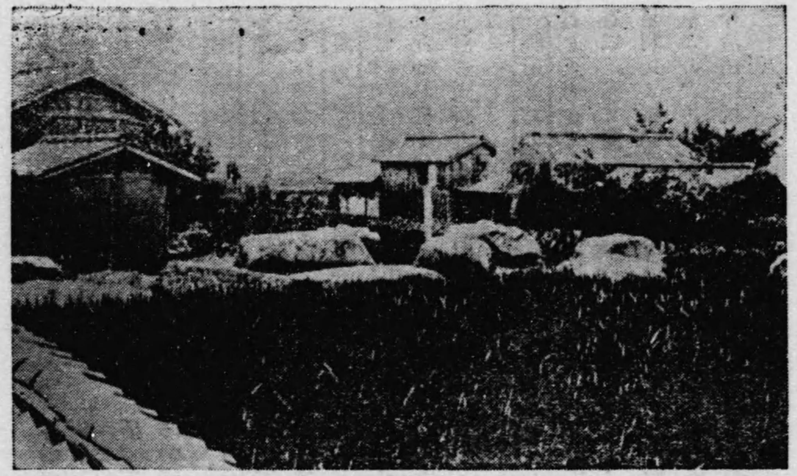

【國分寺塔礎石】

越智郡勢

面積戸口―二八方里六五九　世帶數二六、五八四　人口一二二、六九五

重要生産物―米一、八八六、五四八圓　麥九五二、六四一圓

鹽八八四、二〇六圓漆器三四一、八四〇圓瓦三四四、二五〇圓

諸學校―縣立弓削商船學校、町立菊間實科女學校、町村立實業補習學校四五、小學校四七、私立伊豫教員養成所、私立小學校一

名所舊蹟―大山祇神社、御陵墓傳說地、綱敷天滿神社、脇屋義助の墓、國分寺の塔礎、注華尼寺塔礎、波止濱公園、阿方の貝塚、四坂島製鍊所

鐵道―國有鐵道讃豫線伊豫櫻井驛、伊豫富田驛、波止濱驛、伊豫大井驛、伊豫龜岡驛、菊間驛

港――菊間港、波止濱港

國分寺の塔礎　越智郡櫻井町大字國分寺字殿に在り地積二十七坪國分寺の塔礎は大正十年三月史蹟として内務大臣より指定せらる、聖武天皇天平十三年各州に勅して鎮護國家道場を置き、國分寺と爲せしものゝ一にして開基は本性上人なり當時は四國靈場四十九番の札所、古の七重塔は同寺より東二町許りの所に在りしものと見ゐ田の中に大さ六七尺四方の礎石數多殘れり、國分寺創設當時の遺瓦と認むるもの其の附近に埋沒せらる。

法華尼寺塔礎　越智郡櫻井町大字櫻井字池中に在りて地積二十八坪なり、聖武天皇天平十年各州に勅して國分尼寺を建てしめたるもの法華尼寺なり、塔の礎石と認むべき加工せる花崗岩雜草繁茂せる中に點々殘存せり、其の東南方近くに柿の木自生し其の幹根に土石を堆積する中に布目瓦の破片多數散在せるを見る。

阿力の貝塚　越智郡乃万村大字阿方字池尻に在りて其の地積九反一畝二十九歩海邊を距ること約二十三四町一帶に貝殻、土器、石器を藏す、今田と畑となり其の中間に里道あり田畑表面に貝殻及貝塚土器破片一帶に散布せるにより此地を從來貝殻田と稱すと發掘すれば土器、石器、貝器、骨器、鳥獸器、魚の骨多く出づ、此の地を十餘町にして式内大社野間神社（縣社）あり近邊に古墳多々あるより察するに先史時代より有史時代にかけて文化の進歩せし地方なりしなるべし。

脇屋義助の墓　越智郡櫻井町大字國分寺字谷の口に在り地積四畝九歩にして元の墓石は十四個の五輪塔なり其の墓石と思考せらるゝ十四個の五輪塔は破壞して僅に面影を止むるのみ寛文九年建のものは碑高三尺二寸周圍五尺圓柱狀石二尺五寸臺石垣方一丈高さ二尺五寸なり、義助は通稱次郎新田義貞の弟なり、義貞と共に北條高時を亡ぼして尊て足利氏と戰ひ功に依りて右衞門佐を拜し昇殿を聽さる湊川の敗戰後官軍振はず義助悪戰苦闘生死の間を出沒して苦節を守る、其の後功によりて刑部卿を拜す、興國三年四月伊豫の人兵を起し統帥を奏請するや義助四國の總大將として今治浦に抵り國府に居るの之より官軍威大に振ひしが五月十一日病みて卒す諸軍沮喪し四國相尋て沒落するに至る明治三十六年八月特旨を以て從三位を贈らる

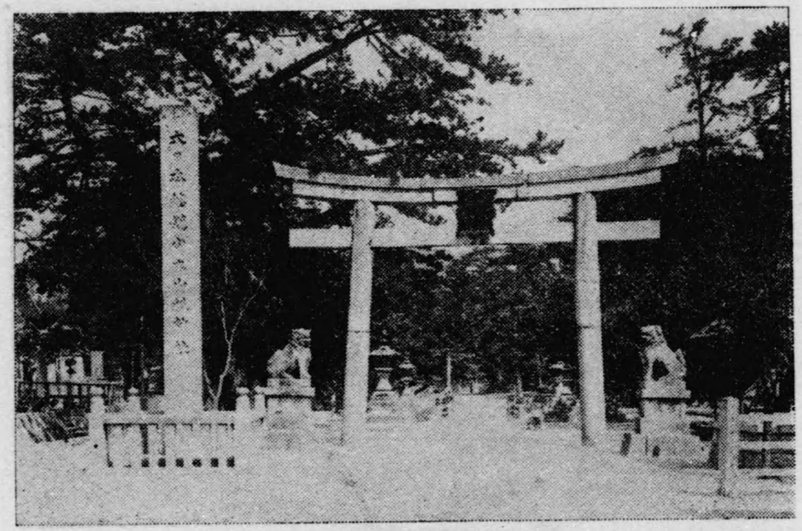

【大山祇神社ヶ頭】

大山祇神社　越智郡宮浦村に在り國幣大社にして大山津見命を鎭齊す延喜式内名神大社にして日本總鎭守と唱へ上皇室の御尊崇篤く下武門武將の崇敬極めて深厚なるものあり、境内の森嚴莊重なる他に多くの例を見ず元享二年兵燹に罹り天授四年造營せられ現今の本殿即ち是にして國寶たり、本社は縣内第一位の神社にして所藏の寶物夥からず特に國寶に指定せられたるもの百十三點、内兵器類八十七點其の甲冑は全國に於ける總點數の約七割を占む大正十五年六月國寶館新設せらる。

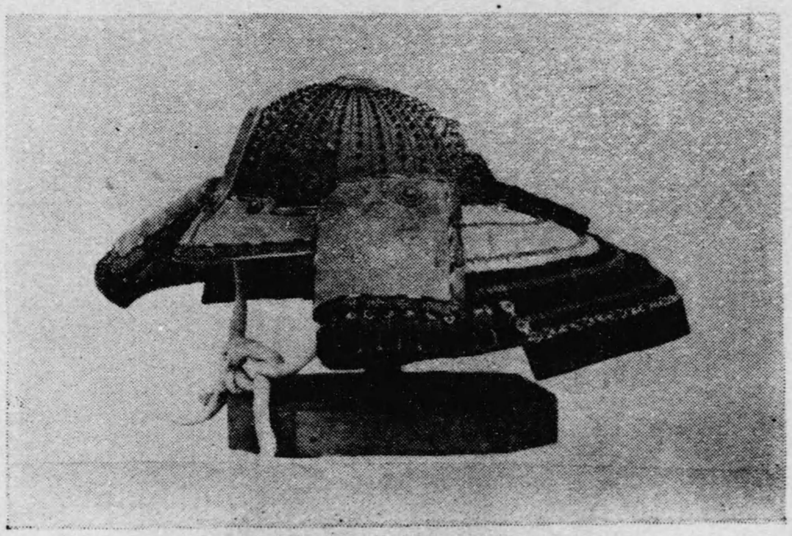

【 兜形山圓大寶國 】

【 大山祇神社國寶館 】

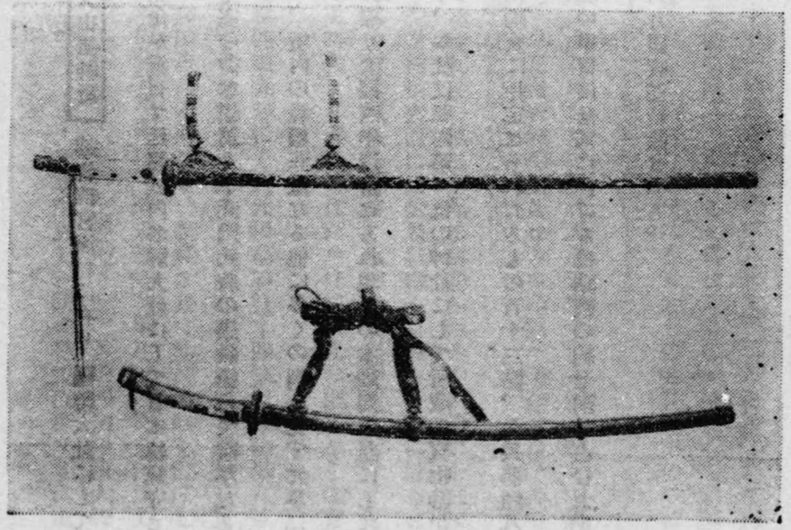

【 刀太鎖庫兵　刀太飾鉦螺寶國藏所社神祇山大 】

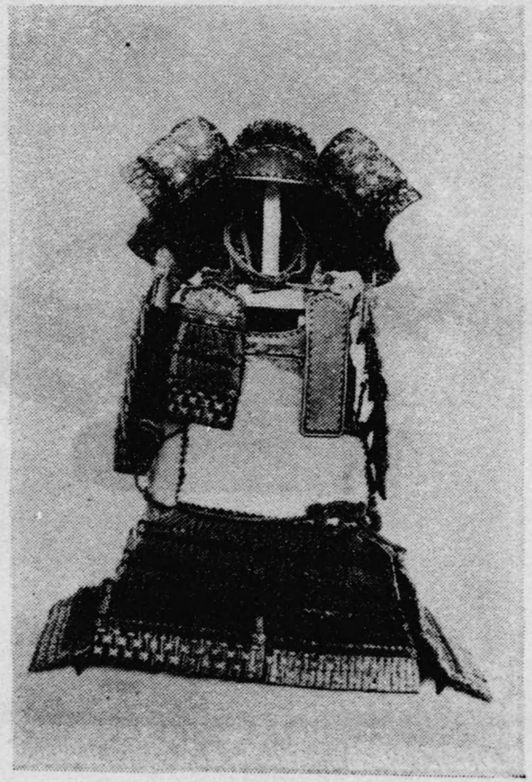

【國寶絳威糸緋鎧】

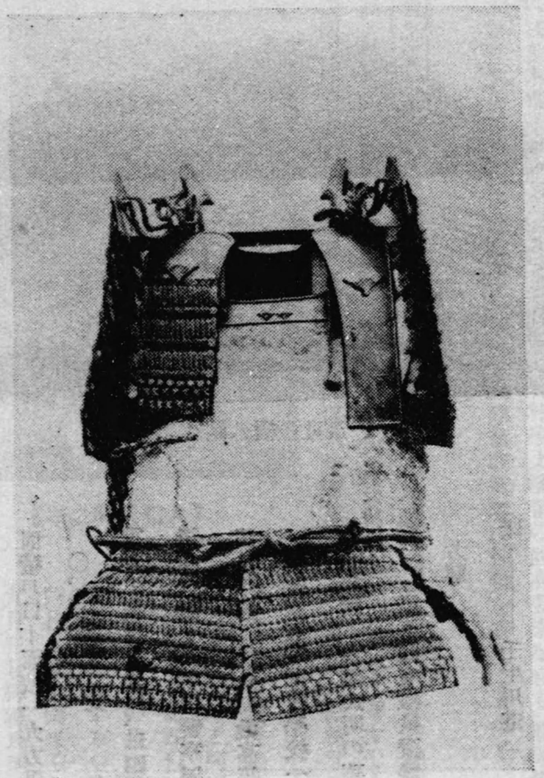

【國寶緋威鎧】

【福岡八幡の社叢】

周桑郡勢

面積戸口—面積一九方里二九五　世帶數九、六三二　人口五〇、〇三九

重要生産物—米一、三四四、五六四圓　麥三四八、六四一圓

諸官衙—壬生川警察署、穀物檢査所丹原支所、種畜場

諸學校—縣立周桑高等女學校、組合立小松實科女學校、町村立實業補習學校一九、小學校二二

名所舊蹟—大館氏明の墓、興隆寺

鐵　道—國有鐵道讃豫線伊豫小松驛、壬生川驛、伊豫三芳驛

港———壬生川港

副　業—稻藁加工組合（德田村）　同（周布村）繩再製組合（吉井村）　桑表出荷組合（吉井村）

福岡八幡神社の社叢　周桑郡丹原町大字今井字池ヶ脇にあり神社境内及山林合して面積八段八畝六歩を占め社叢は海拔約六十米の丘陵にして全く平野中に鬱蒼として孤在す、頂上に小平地あり社殿を構へて福岡八幡大神を奉祀し其の西北麓には生木地藏尊を奉安す、本社叢は森林學上暖帶の固有要素を有し暖帶森林の代表として學術上の考證を得ること多大なり又大に交通の便を得たるを以て學徒研究者に徒勞を省くこと多し。

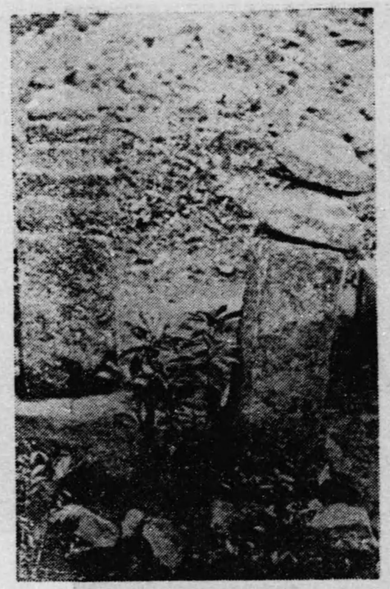

【大舘氏明之塔】

大舘氏明之墓　周桑郡楠河村大字永納山の内世田山城壘栴檀寺の境内に在り地積四反二畝二十八歩にして五輪塔一基花崗岩高さ二尺一寸幅六寸厚五寸天保八年再建　大舘氏明之墓碑一基殉死者十七人の墓碑銘一基あり、墓碑銘に大舘伊豫守源氏明朝臣之墓肯側に墓誌を刻するは天保八年三月　氏明十七代孫大舘謙堂氏晴謹誌殉死者の碑に大舘氏明かに殉死せし諸士十七士の名と銘を刻するは天保八年三月　西條臣馬彦銘併錄せるなり、五輪塔は國分寺の脇屋義助の墓のものと同形同時代なり。大舘左馬之助氏明は建武年間朝命を以て伊豫守に任じ當國に下り世田城山に據り勤王の兵を催ふし阿讃を徇へんとす興國三年脇屋義助病歿するや足利の將細川賴春來り攻む八月二十四日より包圍せられ城中糧竭き力耗へ能く拒く能はず九月三日拂曉氏明手兵十七騎を提げ城を出て、突撃し大に賊兵を郤け還て一同割腹して死す大正四年十一月十日特旨を以て正四位を追贈せらる。

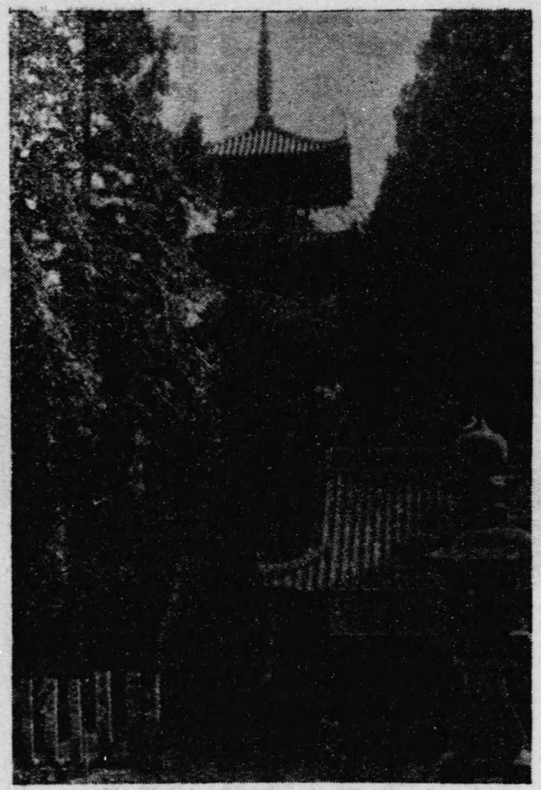

【興隆寺三重之塔】

興隆寺

周桑郡德田村大字古田の西山に在り佛法山興隆寺と稱し眞言宗醍醐派に屬する空鉢上人の開基にして本尊は行基菩薩の作と傳ふ延曆年間報恩大師伽藍を造營し後文治三年源賴朝本堂を建造せり、現在の本堂之にして國寶たり鐘樓の銅鐘は弘安九年鑄造にして國寶たり境內幽邃にして境地を流る、西山川の溪谷に架せる御由流宜橋は昔弘法大師來錫し

御佛の法の御山の法の水
流れも清き御由流宜の橋

と詠せりと傳へ其の名あり地方の古刹として四時賽者絶えず。

【石槌山天狗嶽】

新居郡勢

面積人口—面積二五方里〇〇六　世帶數一九、四〇七　人口九五、一四二

重要生產物—米一、四四〇、一九一圓　捺染物三九五、五三二圓　肥料五、〇七二、〇八六圓

諸官衙—西條警察署、角野警察署、新居稅務署、西條營林署、西條區裁判所、松山刑務所西條支所、西條土木出張所、鹽業取締所西條支所、穀物檢查所西條支所

諸學校—縣立西條中學校、西條高等女學校、西條農業學校、新居農學校、町立新居濱高等女學校、町村立實業補習學校二五、小學校二九、私立小學校二、幼稚園一

名所舊蹟—石槌神社、伊曾乃神社、武丈の櫻、別子銅山

鐵　道—國有鐵道讃予線多喜濱驛、新居濱驛、中萩驛、伊豫西條驛、石槌山驛

港——新居濱港、西條港

【伊曾乃神社】

石槌神社 新居郡大保木村に在り海抜六千五百三十七尺四國最高の石槌山の絶頂に祭る、祭神は石土毘古命にして役行者小角始めて瓶ヶ森の山頂に神佛混清の一社を建て石槌藏王權現と號せしが維新の後神さし祭り石槌神社と改稱す明治五年縣社に列す毎年七八月の交白衣の行者員の音を立て金剛杖を携へて登山す其の數毎年數萬に及び一大偉觀を呈す。

【石槌善者ヶ森】

伊曾乃神社 新居郡神戸村大字中野に在り天照大神を祭る延喜式内名神社にして成務天皇の御鎭齊に係り御由緒最も正しく天平神護二年以來屢々御神位を進められ現今正一位なり崇德天皇讃岐より伊豫の湯に潛幸の時 天王に行宮を作り一七日御參拜あり其の時宸筆の額を二の鳥居に掛げさせ給ひしが今も尙ほ存せり天正の亂に社殿兵火にかゝりしを元錄年間再建す境内は幽邃森嚴にして神威赫灼地方民の崇敬極めて厚し。

あつけしさう 新居郡多喜濱村大字黑島字三喜澤堤塘の約二百間池沼約十步の處に生育す三喜濱鹽田の一部を舊西條藩主松平家が竣成せしは慶應三年十二月三日なり「あつけしさう」の生せしは素より其の後に屬すべし大正元年八月岡本道良氏初て之を發見す、黍科に屬する一年生草本にして高さ數寸乃至 一尺許葉なし綠色の莖は節多く多肉質にして棒狀をなし多くの枝梗を生ず鹽地にのみ族生するものなり、あつけしさう屬の植物は其の形態の奇拔なるのみならず形態學解剖學上種々面白き點あるにより植物學實驗室內には殆ど缺ぐべからざるもの、一にして歐洲に留學するものは實驗用とするのみにても毎年之を手にせざるものなしと云ふ、世界に於ける此屬の植物には數種あり其の產地は亞細亞の北部西部印度、歐州、亞佛利加の北部、北米等なり我國に於て最初發見されたるは北海道釧路國厚岸（アッケシ）の牡蠣島にして明治二十四年のことなり發見者は椙山清利氏とす、理學博士宮部金吾氏其の產地に因みて和名を「あつけしさう」と附せり我國の分布は二箇所にして相距つること甚だ遠し。

きんもくせい 新居郡飯岡村字野口面積一畝歩の所に在り樹高四十八尺周圍十一尺(地上五尺にて以下同)根際より四枝を生ず其の中央に位するもの最小にして周圍三尺五寸之を圍む三枝は周圍五尺、四尺五寸、四尺二寸に達す實に稀有の老樹と云ふべし、數年前外圍の一枝風害を被りしより上枝を切斷し僅に幹部の舊態を枯存す他の三枝何れも樹勢旺盛にして枝葉よく繁茂せり就中二枝は老樹の常として雨露の侵害を受け空洞を内部に生ずるも發育を損するものにあらず花時の佳香は馥郁として遠く四圍を薫す、王至森寺は豫讃國道を南に入ること約四町丘陵の麓にあり後に樹林を有し眺望頗る佳なり、きんもくせいは境内の正門を入らずして右に折る、道路中に生ぜり其の南側は新に改築せられたる高き石垣に接近す、元來此の樹の原産地は支那にして我國に野生するものにあらず此の樹に付年代等未だ詳ならず。

【きんもくせい】

御塔石(オタフーシ)又天柱石 新居郡大保木村大字四野川山地積二百坪に在り、周桑郡方面より石槌登山道を踏破し一の鎖附近(海拔千七百米)より東側の谿谷を窺へば擂鉢狀をなせる谷底近くに一大岩石の屹立せるを見る 其傍には別に岩石を伴はず之御塔石にして其の肩僅かに數坪の平地を設け莚に小屋を構へ道者所謂山伏の 居住せしことありと云ふ、此の石寺塔の天空に聳ゆるが如きを以て古來此名あり、此の岩石は石槌山と同一なる粒狀安山岩にて一側面より見れば二三間の石柱を横へつゝ累々と積みたるが如しと雖も安山岩等に於て常に見る所謂柱狀の節理なり、更に廻りて其の他側に出ずれば石柱の端面(小口)あらはれ凹凸極めて著し古來傳ふ處の高さ二十五丈八尺周圍二十二間は決して跨大にあらざるなり實に鬼工神造と云ふ可く天柱石、天の御柱と美名を貪るは文士の小枝なり、

【御塔石】

【仙龍寺全景】

宇摩郡勢

面積戸口—面積三二方里二九三　世帶數一四、八九三　人口七二、三八一

重要生産物—米九六五、五三九圓　紙二、二八五、二一八圓　銅七、二八四、九八一圓

諸官衙—三島警察署、穀物檢査所三島支所

諸學校—縣立三島中學校、宇摩高等女學校、宇摩實業學校、實業補習學校二六、小學校三六、幼稚園一

名所舊蹟—御陵墓參考地、仙龍寺、大柏

鐵道—國有鐵道讃豫線川之江驛、伊豫三島驛、伊豫寒川驛、伊豫土居驛

港———川之江港、三島港

【ビヤクシン】

仙龍寺 宇摩郡新立村銅山川の左岸に沿ひ東西北の三面山を以て圍まれ老杉、古木蓊鬱として晝尚暗く奇巖、怪石屹立重疊せる一大岩壁の下に在りて飛瀑轟々四時ともに滿山の風光最も秀麗にして幽邃閑雅の仙境なり弘法大師前後二回登臨修法後弘仁五年大師四十二歳の時自ら其の像を刻して此の地に安置したりと、現今安置する本尊是なり寺の西北約四丁にして清瀧あり懸涯百餘尺四時水の絶ゆることなく壯觀を極む。

ビヤクシン 宇摩郡松柏村大字下柏字柏槇に在り本樹の覆へるに面積二畝十五歩實に巨大なる老樹にして沃野を通ずる道路の交叉點に獨在す而して樹幹は縱裂せる赤褐色の樹皮にて被はれ殆んど圓柱狀をなし多少の傾斜を有しつゝ直立す地上十三尺に至りて漸く枝を分つを以て主幹は頗る明瞭に暴露せらる其の周圍（地上より五尺にて）を計るに二十四尺七寸高さ四十五尺樹冠粗半球狀を呈し枝葉克く繁茂せる本邦稀有の大樹なり、元來本樹の成長は極めて遲緩なるより觀て其の樹の多きこと驚くべし本樹の東北の一側に小空洞あり茲に小き地藏尊藏を安置せしは天明三年頃にして巨樹に佛像を安置奉祀するは樹齡を今日にあらしめん爲なり、大正十三年十二月天然記念物として內務大臣より指定せらる。

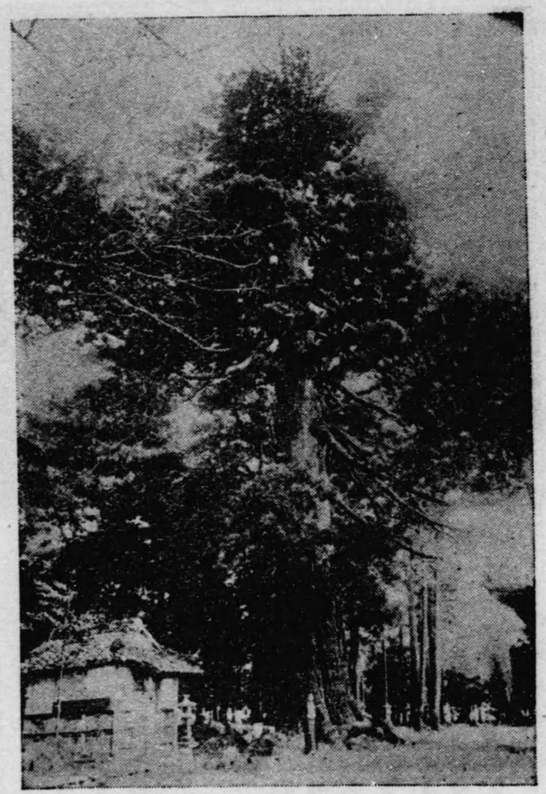

大杉 宇摩郡寒川村鄕社石戶八幡神社の境內に在り樹高約三十間初枝迄高さ一丈七尺目通廻り三丈根元廻り三丈三尺にして枝張周圍各一丈八尺に及ぶ樹勢尙旺盛なるも明治三十五年頃梢端四五の枝枯損せるのみなりしに最近には煙害の爲なるや其の枯損を增せり、通俗に高野杉と稱し上古氏神寒川神社鎭座當時のものたるや由緒年代より考察するに一千百餘年を經過せる老樹なり。

御陵墓參考地 宇摩郡妻鳥村に在り 允恭天皇第一皇子木梨輕太子南國御下降の際當地の海岸に漂着し給ひ後此地に薨去遊ばされたる爲同村東宮山に葬りたりと傳ふ、明治二十九年七月三十日御陵參考地となる。

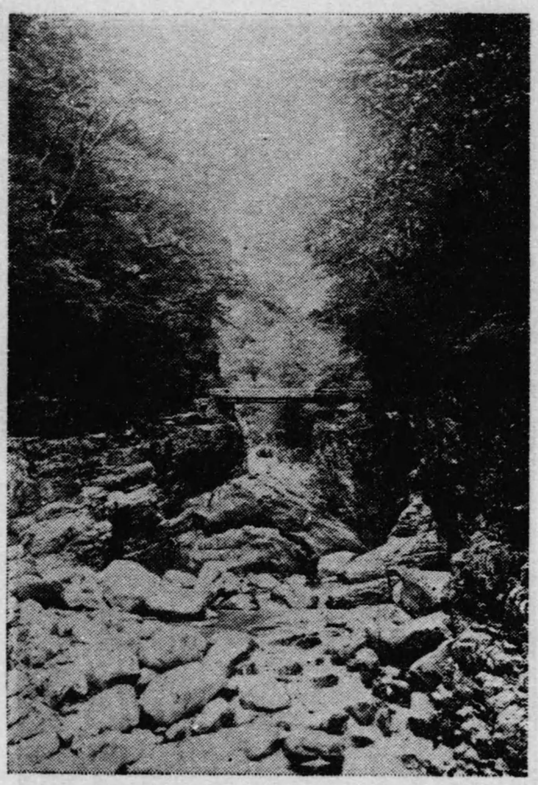

【關　門】

上浮穴郡勢

面積戸口—面積五一方里八四〇　世帶數八、五二一　人口三九、七五八

重要生産物—米四二四、七五八圓　木材六三五、七二二圓

諸官衙—久万警察署、久万營林署、穀物檢査所久万支所、蠶業取締所久万支所

諸學校—町村立實業補習學校二八、小學校二八

名所舊蹟—面河渓、岩屋寺、御三戸

【蓬萊渓】

面河

上浮穴郡柚川村大字大味川に在り面積四千五百餘尺（一百町歩に及ぶ源を四國背嶺山脈の盟主石槌山（海抜六千長約三里に渉る地域を總稱して面河川（仁淀の上流）の上流にして延て圍まれ僅に面河の清流あるのみ兩岸には幾千尺の斷崖絶壁隨所に屹立す直下幾尺の瀑布は其の間に懸る其の全渓谷には千古未だ曾て斧鉞の入らざる老樹鬱蒼として天に聳え實猶闇し冽清凍るが如き面河の清流は滾々として其の間を流れ淀みては底の知れぬ碧潭となり激しては白瀬と化し轟々雷の如し、渓中勝ならざるはなけれ共其の代表的のものに關門、龜腹、綿木瀧、鉢巻淵、櫃の底の深谷、布引瀧、蓬萊谷、熊淵、虎ヶ瀧、虎ヶ淵、霧迫瀧、鳥帽子岳、曲れを距る十五里餘海抜は關門にて千五百尺に餘る高地深山にして之に通ずる道路なく一般に知らざりしを明治三十八年始めて柚川村小學校長たりし石丸富太郎始めて社會的に發表紹介せしにより今日にて一箇年探勝者二萬を算するに至る、勝地は久万町より柚川村栃原迄自動車通じ關門迄自動車の通ずるも亦遠からざるべし。

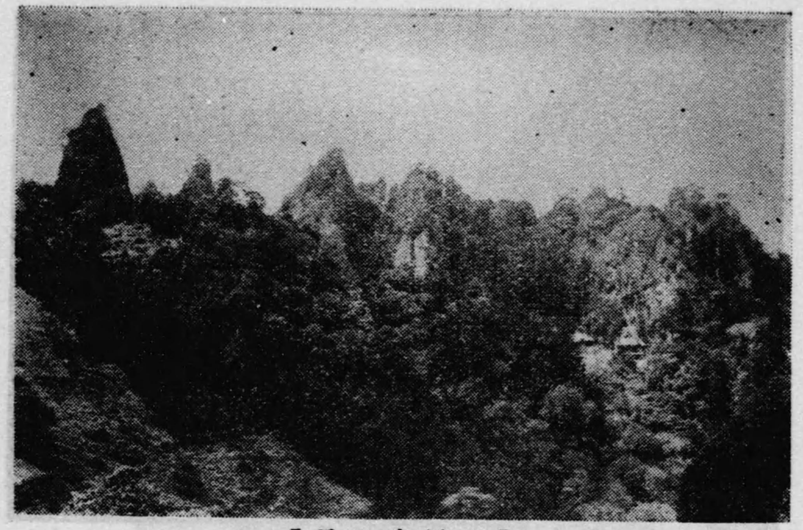

【岩屋寺全景】

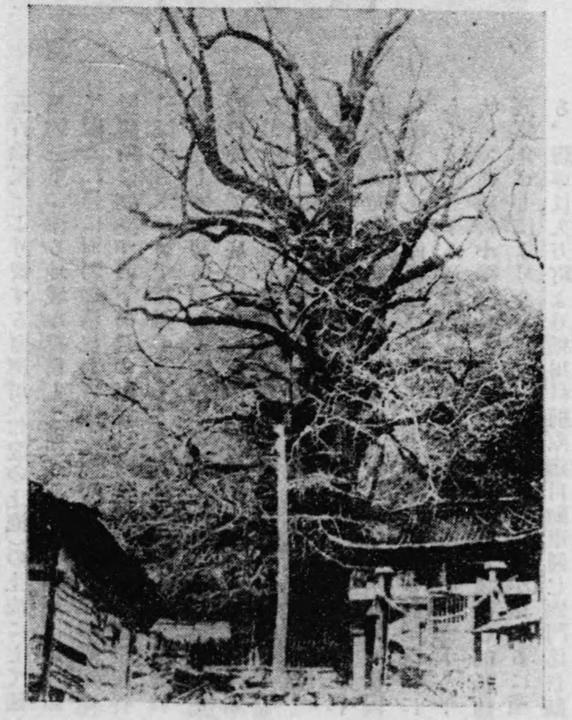

【大公孫樹】

岩屋寺

仕七川村大字七鳥に在り弘仁六年空海の開基と稱せらる、海岸山岩屋寺と號す此地深山幽谷にして岩石突兀たる巖峰雲表に聳ゆ斷崖絶壁の間處々に岩洞を作り奇岩怪石多し、巖壁の特に大なるものを蘆原丘、不拾嶽、白山、鈴嶽、高祖丘、古岩、龍女峰等と稱す此の外尚奇巖多く胎内潜りには十六階、二十一階の梯子を架す、又奥の院は洞窟深く觀音像を藏むるも窟中暗黑にして之を拜するもの松明を照す、古岩屋亦奇勝の地にして岩柱二三雲を凌ぎて聳立するなど實に縣下の名勝地たり、四國靈場四十五番の札所なり。

中川の大公孫樹

上浮穴郡參川村大字中川字鎌土の村社三島神社境内入口西南隅に在り樹木保護區域は三十坪にして樹幹根廻四十五尺第一分枝點南側地上五尺北側四尺此の分枝點の廻四十二尺高さ百八尺枝張周圍各三十五尺のもの一本なり、樹齢約一千年と傳へ樹勢尚旺盛にして樹幹所々に乳枝を生じ奇形を爲す、地方遠近の者此の乳枝を迷信し其の神社を乳の神として信仰するもの北海道、九州、中國、四國に亙り參客頗る多し。

羅漢窟

岩洞は浮穴村小屋の南方山腹に在りて深さ四町四十八間支洞一町三十間あり、洞内鐘乳森然として倒に垂る。

【だしやはい】

いはやしだ

上浮穴郡仕七川村大字七鳥岩屋山に在り面積約三十七町八反に育生する、羊齒植物水龍骨科さらのをしだ亞科へらしだ屬にして根は鬚根にして其の數多し短かき根莖を有し直立又は斜立す葉は一尺五寸乃至二尺二三寸にして葉柄は圓く其の前面に溝を有し長さ一尺許なり一回羽狀に分裂し小葉片は對生又は互生す質軟かく尖端銳く鎌狀を呈す、下部は截形又は截狀鈍形にして微小なる波狀の邊緣なり幅五分乃至一寸長さ一寸乃至五寸子嚢群は八月頃より小葉片の中央主脈より邊緣に向て羽狀に多數竝列し圓筒形にして少しく彎曲し兩端は鈍圓なり、初めは帶黃色を呈すれども後には褐色に變ず包被は薄く背部に於て不正破綻をなす、本種は庫く熱帶地方に分布し印度、支那、南支、大平洋諸島、馬來群島に産す本邦にては岩屋寺の外上浮穴郡小田深山、肥後、近畿に産し岩屋寺にありては「セリ割谷」の中部平水谷と呼ふ谷の下方に生ず故奥平幹一の發見にかゝるものなりこの地方にはいはやしだの珍種の外にいよくじやく、いはたばこ、いはぎり草等あり。

【場工器陶部砥】

伊豫郡勢

面積戸口—面積二一方里七七一　世帶一三、四三三　人口六五、二七四

重要生産物—米一、四六二、一八〇圓　陶磁器六八、二六七圓　漁獲物三一六、三七〇圓　木材三三九、三五〇圓

諸官衙—郡中警察署、穀物檢査所郡中支所

諸學校—縣立伊豫實業學校、町村立實業補習學校一七、小學校二二

名所舊蹟—義農作兵衞の墓、大森彦七の史蹟、八幡の森

鐵道—國有鐵道讃豫線北伊豫驛、南郡中驛　伊豫上灘驛（終點）私設伊豫鐵道、松山郡中間

港———郡中港

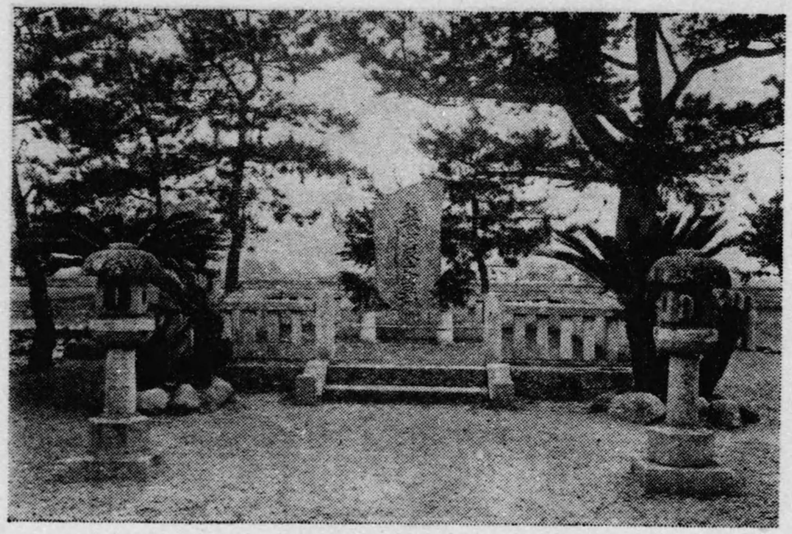

【義農作兵衛記念碑】

義農作兵衛之墓

伊豫郡松前町大字筒井字義農に在り墓碑は安永五年六月藩廳之を建てしものなり。記念碑二基の中一は大正元年十二月郡村有志の寄附により建設し他の一は平田子爵碑文入のものにして大正四年十二月建設す、又明治十四年七月義農神社を勸成す同十八年海嘯のため破壞す同四十年五月村社八幡神社に合祀す。

享保十七年大饑饉に際し農夫作兵衛は一苞の麥種を存し敢て之を食せず其の父及子二人を餓死せしめ己も麥苞を枕して餓死(四十六歳)し農の大義を明かにせり。

八幡の森

伊豫郡郡中村大字上吾川字宮の前に在る古墳面積は一町七反七畝歩にして伊豫岡八幡神社の境内なり社地内に社殿本殿、幣殿、神門什器納所及末社小祠等十二あり古墳は社殿の周圍に七個あり内一個半壞す而して古墳七個の内二個は完全に保存せられ原形を變せず一個半壞のもの、外何れも發掘の跡なし境内は樹木繁茂して美觀を呈す、境内末社五嶽神社の中に嚴靈八森神社と稱するものあり古墳を祭りたるものなるべし八幡神社は後世之に遷祀したるなり。

豫章記に伊豫皇子御來處を伊豫郡神崎庄と號し今靈宮と申し親王宮と崇奉す卽當家龔祖の宗廟神也件の宮の南十八町山腰に皇子御陵あり臣下多く死して隨へり寶玉を陵とす天子の廟に似たり仍て今岡又は今岡王子と號す云々とあり

伊豫皇子は速後上命なるべし伊豫岡と今岡又は今靈宮と嚴靈と相似たり、神崎の南十七八町の山腹南伊豫村大字上野字今岡に今岡宮あり形勝の地にして頂上に一大古墳の趾あり山腹より山麓にも多數の古墳の跡あり發掘破壞せられたれども今尙土器の破片を出し又今岡の少しく西に上野字鬼渡護の古墳あり數多の金銀環切子玉劍及普及の祓部玉類を出せり故に伊豫皇子の御陵と云ふもの何れか速斷すべからず。

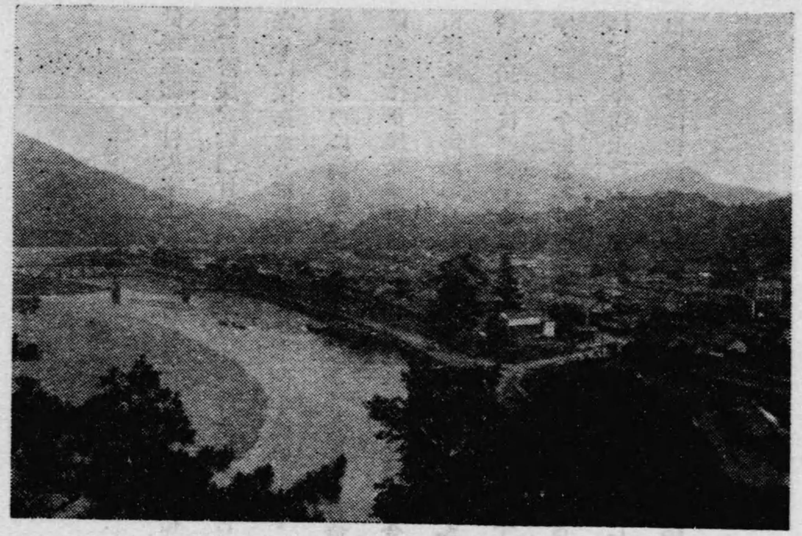

【大洲町全景】

喜多郡勢

面積戸口—面積三五方里〇三四　世帶　一八、三八二　人口　八六、一〇三

重要生産物—繭一、一七九、三二八　米七六四、二〇二四　木材三六二、五四二圓　生糸三、〇九二、四七一圓

諸官衙—大洲警察署、內子警察署、大洲稅務署、大洲區裁判所、大洲土木出張所、蠶業取締所大洲支所、穀物檢查所大洲支所、蠶業試驗場

諸學校—縣立大洲中學校、大洲高等女學校、町立內子實科女學校、組合立高等實業補習學校一、町村立實業補習學校四七、小學校四〇、幼稚園一

名所舊蹟—大洲城趾、臥龍、中江藤樹邸趾、出石寺

鐵道—私設愛媛鐵道長濱、內子間

港———長濱港

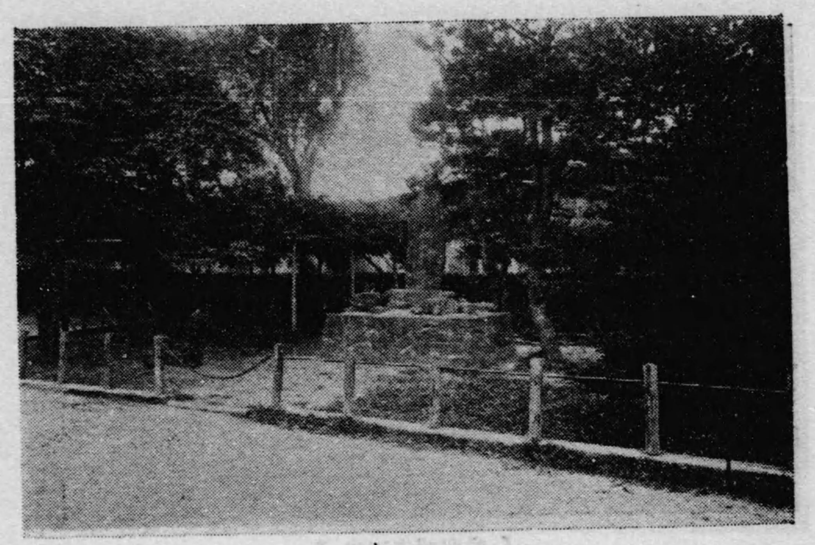

【中江藤樹邸趾】

中江藤樹邸趾

喜多郡大洲町大字大洲面積二百九十八坪縣立大洲中學校の敷地内にあり邸趾の一部が庭園となし明治四十三年十二月同校友會は其の中央に記念碑を建て大正十一年十二月先生愛用の井戸を整理して「中江の水」と稱し亦記念碑を建つ、斯くして其の遺風を偲び且該校訓育の資料となせり。

藤樹先生大洲藩主加藤公に奉仕すること十五ヶ年（十三歳より二十七歳迄）大洲に住し此地に居住せられ其の堀井戸の水は飲用に供せられしと云ふ、當時大洲の俗戰國の氣風を承け武を尚び文を卑みければ先生晝は武を講じ夜は書を讀み文武共に造詣する處多し齡十四歳にして祖母を喪ひ十五にして祖父を喪ふ祖父吉長に先生九歳の時養はれて嗣子となりし爲食祿百石を繼ぎて泰興侯に奉仕す年十八の時父の訃を得て慟哭すること甚し近江に歸へりて葬らんとせしも果さず尚大洲に留りて學を勵み朱子の學派を奉じ二十歳以後は四書を愛讀講究し聖人の格式態度盡く實踐躬行す二十五歳の時近江に歸りしことあり母を性ひて已まず致仕を請ふこと數回なるも許されず遂に意を決して官を棄て去る其の現在の俸米は藏めて封印し食祿を濫りにせさるの意を致し現金を擧けて諸の負債を償ひ終に錢三百を餘せしも其二百は家僕に付與し錢一百文を携へて近江に歸へる實に寛永十一年先生二十七歳の時なり、後世其の德を仰ぐもの今に至りて尚先生に事ふる如きものあり。

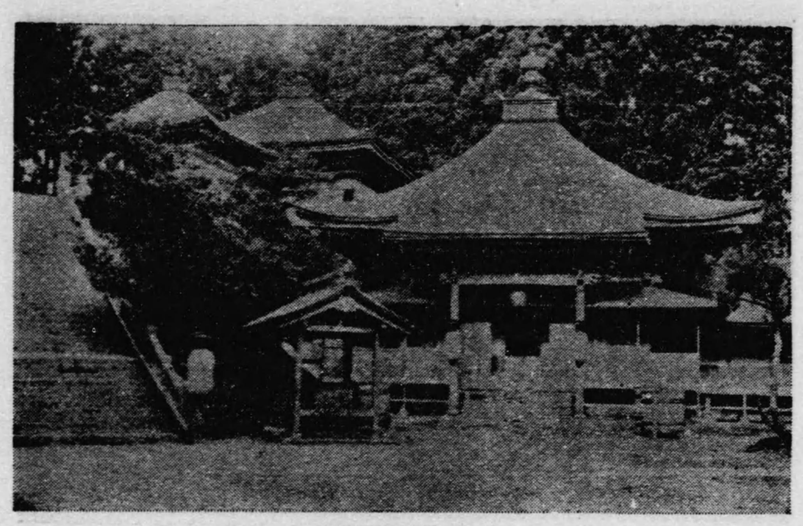

【 堂摩護寺石出 】

出石寺

喜多郡大和村矢野の金山の絕頂に在り人皇四十四代元正天皇の御宇養老二年六月十七日の曉より此山震動すること數日村民其の由を量り知ることなく只異香暗に薫し光明赫灼たり時に一人の獵師鹿を追て此の山に入る然るに地裂け巖開けて千手觀音、地藏尊の二菩薩の靈像自然に湧出し給ふを拜し身心恍惚として爲す所を知らず念ち發心して弓矢を捨て妻子を離れ剃髪染衣して名を道敎と改め本尊の禮拜供養を怠ることなく遂に草堂を建て靈峯山出石寺と號すこれ世に「ハエヌケ」の尊像と稱する所以なり、其の後大同二年弘法大師四國巡錫の砌此山に登り山號を金山と改め自ら本尊竝不動、愛染、日光、月光の脇立を彫刻して修業せられしと云ふ當時の銅鐘は國寶なり或は藤堂高虎の朝鮮役分捕品の奉納とも或は八幡船の奉納とも云ふ。

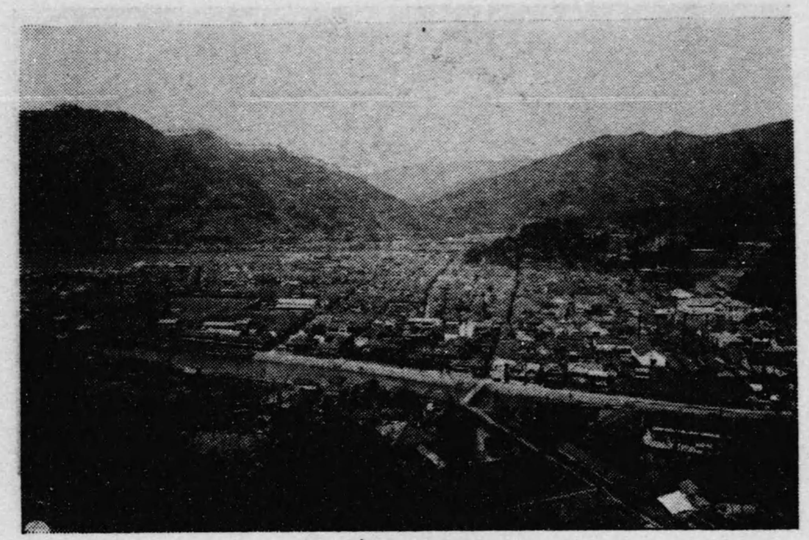

【八幡濱町全景】

西宇和郡勢

面積戸口—面積一六方里四三三　世帶數二一、七一四　人口一〇〇、〇九五

重要生産物—綿織物三、九一九、二八九圓　繭一、三一七、一三〇圓　蒲鉾六四〇、六九〇圓　漁獲物一、〇二八、七四九圓　生糸二、三七一、七二八圓

諸官衙—八幡濱警察署、八幡濱稅務署、八幡濱區裁判所　蠶業取締所八幡濱支所、穀物檢査所八幡濱支所

諸學校—縣立八幡濱商業學校、八幡濱高等女學校、町村立實業補習學校三七、小學校四五、私立第二山下高等女學校、實踐農業學校、幼稚園一

名所舊蹟—佐田岬

港——八幡濱港、川之石港、三瓶港

【う こ あ】

赤榕樹（あこうじゅ）

西宇和郡三崎村大字三崎字かわのもと及シミズにあり面積二畝二十三歩の所に生育旺なり、赤榕樹は大正十年三月天然記念物として内務大臣より指定せられたり。

樹高六間廻一丈一本、樹高五間廻九尺一本、樹高八間廻一丈二尺一本、樹高四間廻五尺一本、樹高八間廻一丈五尺一本、樹高三三間廻八尺一本、樹高二間三尺廻八尺五寸一本なり。

佐田岬

佐田岬は本縣に於ける岬角中最も長く、西宇和郡三崎村外五箇村を包擁し蜿蜒として海面に突出すること實に十二里に及び豊豫海峽を距て、大分縣佐賀關と相對す海上僅に七里に過ぎず、三机村鹽成と三机とに跨り三崎半島を横斷せんとする鹽成の堀切あり慶長年間板島城主富田信濃守之が掘鑿を企てたれども事志と違ひて成らず却て國除の一因となれりと云ひ傳ふ、佐田岬の端部に近く三崎村あり天然記念物として内務大臣指定の赤榕樹あり。

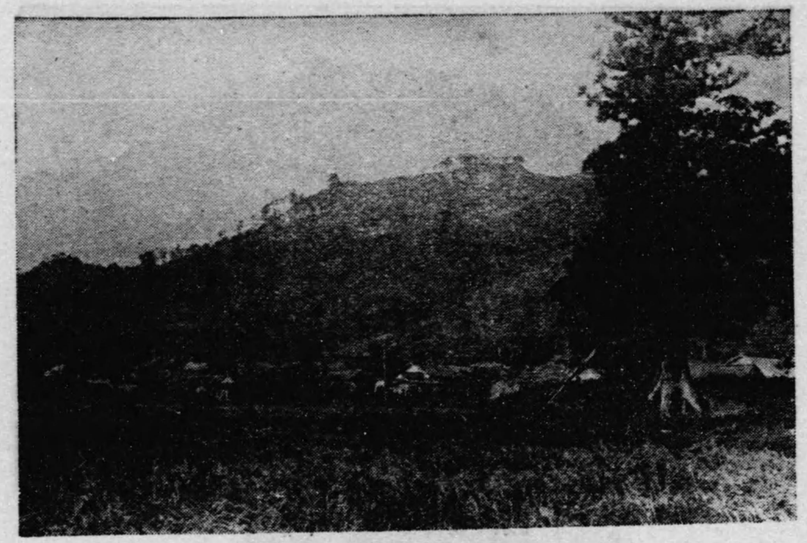

【駈城葉松】

東宇和郡勢

面積戸口—面積二九方里六〇〇　世帶數一二、六八四　人口五七、八二四

重要生産物—繭一、三九九、六五一圓　米一、〇八五、一二三圓　生糸一、三三〇、一五〇圓

諸官衙—卯之町警察署、野村警察署、卯之町稅務署、專業取締所宇和支所、穀物檢査所卯之町支所

諸學校—縣立宇和農業學校、東宇和高等女學校、町村立實業補習學校二三、町村立小學校三二、幼稚園二

名所舊蹟—小森の瓢塚、松葉城趾

港——俵津港

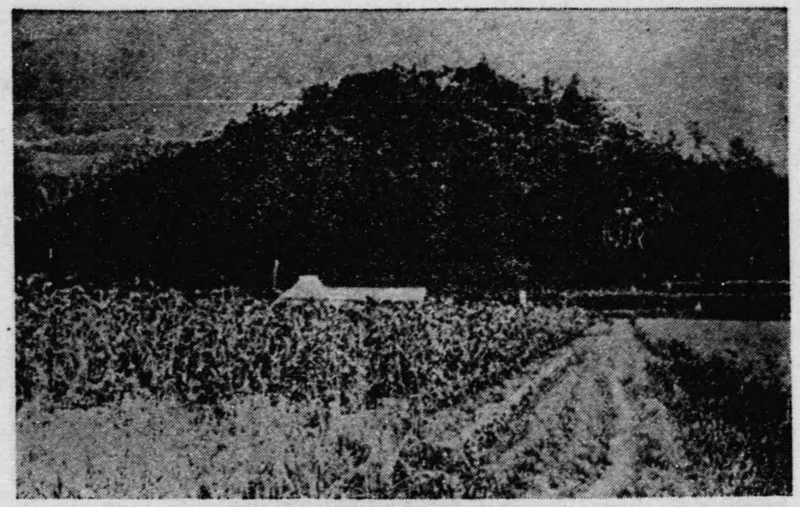

【小森の瓢塚近望の景】

松葉城址

東宇和郡宇和町大字下松葉に在り海拔四百四十七米往古岩瀬城と稱し西圓寺累代茲に居り威を南海に振ひし處山頂平坦にして數千を容るべく又前面に宇和盆地を瞰下し頗る形勝に富み行遊地として四時節を曳く者多し。

小森の瓢塚

東宇和郡石城村大字山田字粟尻に在り三段三畝十二歩の地積を占め前方後圓式古墳にして外圓長五十四間幅二十間內圓長四十八間幅十三間高さ後圓十二尺前方十尺の一大古墳なり、（陪塚四個內前方の左右にあるもの圓墳二個經六尺高さ三尺、後圓に屬する二個は半は除去したるもの、如く形狀定かならず）此墳は戰國時代臨時防衛地と爲したるものと思ほしく墳上削平せられ其の後數次墳上を耕して畑作なしたるものなり又墳の周圍を切り取りたるものと見ゆ然れ共大體に於て完全なり、今や墳域草木雜生せり、宇和の主權者宇和津彦命を葬りたる所と云ふ、又一說には國木長者の墳塋なりと云ふ、國木長者は石城村字國木に住したる大富豪にして宇和町大字小野田の極樂寺を創立したる人なりと傳ふ。

【二重柿】

北宇和郡勢

面積戶口面積—五〇方里〇六四　世帶數二〇、〇九六
人口一〇一、七〇五

重要生產物—繭二、四六四、一七九圓　米一、〇二〇、二七七圓　柑橘二四四、三八五圓　甘藷三〇六、〇〇二圓　生糸一、八六一、二六七圓

諸官衙—松丸警察署

諸學校—町立吉田中學校、山下高等女學校、町村立實業補習學校三七、小學校五一、幼稚園一

名所舊蹟—藤原純友の古蹟

鐵道—私設宇和島鐵道宇和島吉野間

港———宇和島港、吉田港

副業—椎茸組合（日吉村）　屑繭加工組合（三浦村）

二　富柿

北宇和郡清滿村大字岩淵字風呂の奥口滿願寺境内に在り柿の木の覆へる面積十坪にして樹の周圍凡三尺樹高五間の一本樹にて餘り果實を多産せざるもの、如し果實の形狀は稍々扁平渋柿に屬す種子極めて少く形不正なり。

本株に成育せる果實は概れ果實内中軸をなせる珠座の上端より更に小果實（此れを第一内果實と稱す）を生するを普通とし或る場合には第一内果實の中軸をなせる珠座の先端に更に小果實（此れを第二内果實と稱す）を生じ時としては尚第三第四を生ずることあり、種子は不正形にして縦に數個の稜角を有し發芽力充分なり第一内果實も原始的種子を生ずる事あれ共概れ不完全なり、本種に相當すと認むるものを産する本邦分布を見るに靜岡縣、島根縣、石川縣、廣島縣等あり多少似たれ共全然一致すと認むこと能はざるものなり。

藤原純友の古蹟

天慶中伊豫橡藤原純友が不軌を謀り遙かに平將門と通じて反旗を飜へせしは北宇和郡日振島なり純友こゝを根據地として南海、山陰の諸國を掠め海陸の行路を絶ちて遂に太宰府を陷れ勢焰最も猖獗なりしが官軍の爲に破られ古三津に戰死せりと云ふ。

南宇和郡勢

面積戸口―一五方里八九〇　世帶數七、一一〇　人口三四、九二一

重要生産物―漁獲物一、三九七、七五七圓　米三三六、〇六三圓

諸官衙―御荘警察署

諸學校―縣立南宇和實業學校、町村立實業補習學校二三、小學校二一

名所舊蹟―觀自在寺

港―――深浦港、平城港

官職	氏名	任命年月日	在職年月
松山縣參事	本山茂任	明治四年十一月十五日	一年四ケ月
石鐵縣參事	本山茂任	同五年二月九日	一ケ月
宇和島縣參事	平岡準道	明治四年十一月十五日	八ケ月
宇和島縣權令	問島冬冬	同四年十二月十四日	八ケ月
神山縣權令	問島冬冬	同五年六月廿三日	
神山縣參事	江木康直	明治五年七月廿五日	二年五ケ月
愛媛縣權令	江木康直	同六年二月二十日	
愛媛縣權令	岩村高俊	明治七年十一月廿四日	三年六ケ月
愛媛縣令	岩村高俊	同十一年五月十五日	
愛媛縣令	關新平	明治十三年三月八日	七年一ケ月
愛媛縣知事	關新平	同十九年七月十九日	
神山縣參事	藤村紫朗	明治二十年三月八日	一ケ年
同	藤村紫朗	同廿一年二月廿九日	一年十ケ月
同	白根專一	同廿二年十二月廿六日	四年一ケ月
同	小牧昌業	同廿七年一月二十日	三年三ケ月
同	勝間田稔	同三十年四月七日	八ケ月
同	白根專一	同三十年十一月十三日	三ケ月
同	牧孝次	同卅一年一月廿二日	一ケ年
同	篠崎眞五郎	明治廿一年十二月廿二日	一年五ケ月
同	大庭寛一郎	同卅三年四月廿七日	三年九ケ月
同	本部泰	同卅七年一月廿五日	一年十ケ月
同	菅井誠美	同卅八年十一月十七日	三年九ケ月
同	安藤謙介	同四十二年七月三十日	三年六ケ月
同	伊澤多喜男	大正元年十二月三十日	三年四ケ月
同	深町錬太郎	同五年四月廿八日	十ケ月
同	坂田幹太	同六年一月廿九日	二年三ケ月
同	若林賚藏	同八年四月十八日	二年二ケ月
同	馬渡俊雄	同十年五月廿七日	三年一ケ月
同	宮崎通之助	同十三年六月廿四日	一年三ケ月
同	竹義文	同十四年九月十六日	一年九ケ月
同	佐坂昌康	昭和二年五月十七日	一年一ケ月
同	尾崎勇次郎	同三年五月廿五日	一年六ケ月
同	市村慶三	同四年十一月八日	十ケ月
同	木下信	同五年八月廿六日	一年四ケ月
同	笹井幸一郎	同六年十二月十八日	七ケ月
同	米成夫	同七年六月二十八日	現任
同	久戸二郎		

昭和八年五月五日 印刷
昭和八年五月十日 發行

愛媛縣知事官房統計課

印刷所　松山市一番町七番地ノ七
　　愛媛縣印刷所

印刷者　松山市矢矧町六番地
　　田所春繁